

提出したが、右要綱はあくまでも政府の方針に協力する趣旨の下に作製されたものである。

東京賣藥工業組合では五月の臨時總會に於いて可決せる賣藥營業整備實施案を三日、警視廳當局へ藤井理事長、堀内外四理事は矢田部書記長を帶同、係官にこれを手交したが、越えて八日は厚生省、企畫院を訪問し厚生大臣、企畫院總裁宛にそれぞれ提出。

東京賣藥卸賣業者整備組合臨時總會は四日神田産報支部に於いて開催、林理事長、國友副理事長以下理事、役員、組合員三十餘名出席、國友副理事長を議長とし、東京府賣藥配給會設立促進に關する件に就いて協議をなし厚生省へ陳情することを決議し散會。

西部醫藥品中央配給統制組合では六日大阪大日本製藥會社會議室に於いて解散總會を開催。鹽野理事長議長席に就き四件に涉る議案を審議可決し事務功勞者を表彰。

厚生省に於ては昭和十七年度第一回醫藥品その他衛生用物資の現在高を實施することとなり、八日厚生省告示第三百五十九號を以て

發令した。調査品目は亞鉛華等の六十七品目で消費量調査は本年四月一六月の三ヶ月間でその締切は本月三十一日まで、あつた。

賣藥製造卸同業會では十一日神田醫師會館に於いて臨時總會を開き、上原理事長、伊藤、渡邊兩副理事長以下會員多數が出席し賣藥營業整備に關する報告並びに意見を交換して散會。

日本海濱加里工業會の創立總會は十二日京橋アラスカに開催。苦汁加里、長石加里等の増産と集荷機構を一元化することとなつた。初代理事長には昭和電工の安西正夫氏就任。

十五日投票、十六日開票の東京市會議員選舉の結果藥業關係よりは日本橋區に於いては守隨彦太郎氏、淀橋區より石井福次郎氏、澁谷區より關口彌三郎氏、本所區より伊藤重氏がそれぞれ當選。

日本新藥工業組合第三回總會は十六日、東京學士會館に開催。厚生省安香課長、江下事務官、勝屋技師、商工省池邊、鈴木兩技師の臨席を得て鹽原理事長、高松常務理事以下全理事、總代四十名出席

た。設立決定府縣如左。

東京府、愛知縣、滋賀縣、奈良縣、富山縣、大阪府、岡山縣、香川縣、佐賀縣、熊本縣、小泉厚生大臣は三十日の開議に於て賣藥業の整備問題に關し大略左の如き報告をなし、多大の注目を惹いた。

警視廳保安衛生部では厚生省の指示に従ひ二十六日府下全賣藥營業者の總數並に最近年度の賣藥製造實績(販賣價格なく實収入額)を調査することとなり。各警察署長宛に通牒を發するところがあつたが、今回は各警察署が中心となり各警察署管内の營業者をして申告せしめ、これを取まとめ七月九日までに警視廳に於て集計することとなる。

西部試藥工業組合では第一回總會を二十七日大阪藥工會館に於いて開催。定款變更、事業統制規程等の十件の議案に就き慎重協議を遂げ、それら可決確定。

賣藥營業整備要綱に據る配置賣藥の整備に就て配給統制機關の設立は左の十府縣と決定これが業者代表として各府縣三名宛、三十名は三十日厚生省に於て官民協議會を開催統制機關の設立やその事業實行方法について意見を交換し

七月

配置賣藥の配給統制に關する厚生省主催に依る官民協議會は三十日、一日の兩日同省會議室に於いて開催。厚生省より加藤衛生局長宮田藥務課長、高田事務官、警視廳より岸本課長、松本警部、天羽警部等を集め、統制團體の設置代表者が參集し、統制團體の設置につき協議を遂げるところがあつたが、愈々配置賣藥の劃期的體制を整へるため七月中に設立認可申請を行ひ十月より一齊に業務を開始することを目標に邁進することを決議。

六月一日よりその業務を開始せ

席の下に開會。定款變更、製品審査並取締規則制定等に就いて協議を遂げた。議事終了後、商工省池邊技師、厚生省江下事務官の訓示あつて後散會。

日本松脂配給統制協會では十六日大阪中の島公會堂に於いて農林省片山技師、軍地技師等の臨席を得て全國松脂採取五十餘名が出席し官民懇談會を開き、配給計畫立案を中心協議を遂げた。

厚生省醫藥制度調査會の衆議院側委員は各省の委員設置に伴ひ一應整理の上、十九日付を以つて改めて左の八氏が任命されるに至つた

厚生省に於ては醫藥衛生用品の本格的配給統制を九月より行ふが暫定的な醫藥用ゴム引布製品の暫定的配給統制を行ふため、これが統制機關の設置、事業の開始運用等に就き協議するため十九、二十日の兩日厚生省に於いて發起人會を招集、木村衛生課長、古海事務官の出席を得て協議を遂げた。

警視廳保安衛生部では二十二日

關東州醫藥品統制株式會社では内地との連絡を圖るため、關東州警察部衛生係、關東局齋藤技師、渡邊衛生主事を始め中橋社長以下重役四名は六月二十八日大連發、七月一日東京着各官廳出先官廳を訪問、それらの要務を果した。

東京府醫藥品配給統制審議會では一日神田藥同事務所に中央總會を開催、石井委員長を始め各役員百貨店業者、卸業者、齒材卸商組等に、警視廳より神森、山崎兩技師、細川統制主任等の臨席の下に開會、當面の諸問題を審議可決。

東京工業藥品協會では十日、丸の内中央亭に於いて定時總會を開催、各役員の外に組合員八十名出席し昭和十六年度決算報告、同十七年度の豫算承認等を可決。

山口縣字部藥莊小賣商業組合では七日、商工會議所に於いて總會を開催、組合員五十餘名出席し、國民貯蓄組合結成について協議満場一致可決。

同廳衛生課長に於いて本年度、四五、六月分の切符統制製藥品の各團體別割當を行ふため警視廳側より岸本課長、松本係長外係官、民間側より郎師會、齒科醫師會、獸醫師會、審議會、卸會社等より多數出席の上官民協議會を開催、それらの立場より意見を開陳した。

大阪製藥同業組合では二十二日、大阪染工聯合會に於いて定時總會を開催、瀧野、永島正副組長を始め、各役員、代議員出席し決算報告、業務報告等に引續き昭和十七年度の豫算役員補缺選舉等をそれぞれ附議決定した。缺員中の副組長は鹽野藥商店當選。

東京府藥劑師會では二十二回定時總會の決議に基き、陸海軍各方面に感謝狀を送付するところがあつたが、これに對し南方最高指揮官寺内大將より、感謝狀が到達した。

富山縣に於ける藥業者が打つて一丸となり、保健衛生及び宜撫工作に資するため資本金十九萬五千圓、借入金八十萬五千圓の大東亞藥品交易統制會社の創立總會は二

輸出につき輸出統制機關問題を中心に官民協議會を開催し隔意なき意見の交換を行つた。

大阪府賣藥同業組合では賣藥業整備に備へて委員會を設置することを九日、全體委員會に於いてその委員を選任した。即ち賣藥本舖整備調査委員會の委員長小林吉太郎氏、副委員長小林知一氏外委員十三名。藥局、藥店整備調査委員會の委員長山本直美氏、副委員長千葉聖太郎氏外委員十四名。連絡交渉委員會には委員長榎尾虎三氏、副委員長山本直美氏外委員八名を任命。

東京府醫藥品配給統制株式會社では十日藥賀事務所に臨時總會を招集、定款變更、代表取締役一名増員その他について審議それら可決。

東京府下に於ける七藥莊商業組合並びに三醫藥品小賣商業組合の昭和十六年度に於ける配給額を發表したが、これに依ると壹千二百八十四萬圓の巨額に達し各商組が配給機關としての任務を遺憾なく發揮されたことがうなづける。各組合の總配給額如左。

▽都南藥業 二二七八九六四七四〇北
 藥業 二一七〇二二八八〇〇江東藥業
 一九六四八四八〇〇〇山手藥業 一九
 五六九〇三〇一六〇〇城西藥業 二一六
 七四〇四六六〇〇中央藥業 一八六一六
 三四一五〇〇〇城北藥業 一九〇五四三〇
 〇九〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 〇八南藥業 九九二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 〇四〇二七八〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

東京製業同業組合では十三日の
 定例役員會に於いて資材逼迫に對
 策を講じつゝあつたが、今回組合
 内に醫藥資材部を設置し資材共同
 調達に對處することとなつた。

熊本縣藥劑師會では今回、南方
 藥事更新團を結團し會長光多仁一
 郎氏の名をもつて、日藥會長河合
 龜太郎氏宛に陳情書及び南方藥事
 更新團規定を手交、具體的指導方
 を陳情し來つた。

建國十周年記念滿洲藥學大會は
 十七日より二十日までの四日間新
 京に於いて開催、内地、朝鮮、華
 北より有力藥學者が參會、日滿華
 一體の藥學奉公の赤誠を示し多大
 の感銘を與へた。この第一日は藥
 學會總會、藥劑師會總會、技術部
 會、病院藥局長會、第二日は谷民
 生部大臣臨席の下に記念式典、第
 三日に演題五十八、五博士特講の

學術講演會をもつて多彩なプロ
 ラムを終り、大會出席者一同は谷
 民生部大臣の招待晩餐會に臨み和
 氣瀟々裡に散會。

日本學術振興會では十八日以前
 工業會館に於いて硝子及耐火物第
 三十四部會の中、硝子關係委員會
 及研究會を開いたが、今回は特に
 特殊委員會に於いて研究された硝
 砂、硼酸に關する協議が行はれ多
 大の感銘を與へた。

全日本藥種商聯盟本部では二十
 一日より三日間大阪中の島中央公
 會堂に藥種商講習會を開催し聽講
 者多數參加し多大の成果を收め
 た。

厚生省では統制醫藥品及衛生材
 料配給の重大任務の遂行に就て現
 在の藥種聯合會の弱體に鑑み、強
 力なる連絡協調機關として日本醫
 藥品小賣商業聯合會を設置せ
 ることとなり、これが設立協議會
 を二十二日、厚生省大會議室に開
 催。厚生當局より加藤衛生局長、
 高田事務官、勝屋、竹内兩技師が
 臨席、名府縣より參集の代表者六
 十七名が出席し、厚生當局よりの

八 月

滿洲漢藥組合中央會の傘下とし
 て漢藥の輸出、莖質生産機關た
 る東亞漢藥會社の創立總會は一日
 開催同社は資本金一千萬圓の四分
 の一拂込に依り結成。

商工省、學界、民間の各關係方
 面に於いて新興工業として有機合
 成化學工業の發展を期し有機合成
 化學協會の結成を企畫して居たが
 一日帝國ホテルに於いて關係方面
 の多數出席の上創立總會を開催し
 會長には眞島利行氏就任。

城北醫藥品小賣商業組合では三
 日、同事務所内に役員會を開催。
 組合新加入者外四件をそれぞれ審
 議可決、終つて後、信用評定委員
 會、營業統制委員會を開催。

警視廳保安衛生部では厚生省の
 指示に依り本月末日を期し亞鉛華
 六十六品目の在庫調査を行ふこと
 となり、これが準備に萬全を期し
 て居るが、これが調査に先立ち各
 警察署長宛に通牒を發して實施に
 萬遺漏なきを期した。

藥種廣告正聯盟では警視廳の
 指示に基き中山三氏外十名の委
 員を擧げて、市電、地下鐵、バス、

指示事項を中心に聯合會設立に就
 て慎重なる協議を遂げ、設立委員
 として吉田達次氏外十一名を擧げ
 て萬全を期すること、決定。

東京配置賣藥同業會では東京府
 配置賣藥商業組合の創立總會が二
 十三日開催されるので、これが諸
 準備を整へる爲め二十日八重洲園
 に臨時總會を開き、出資引受口數
 の割當、定款の審議等を行つた。

厚生省の指示に基き東京府管内
 の配置賣藥業者は共同購入、共同
 販賣を目的としてその結成を準備
 中であつた東京府配置賣藥商業組
 合の創立總會は二十三日東日會館
 に於いて厚生省竹内技師、警視廳
 岸本衛生課長、松本藥事係長、天
 羽警部、東京府中川屬の臨席を得
 て全員出席の下に開催。堀發起人
 總代を議長として定款制定、事業
 計畫、役員選舉等の諸條件を審議
 可決後、來賓代表として臨席の竹
 内技師、岸本課長、中川屬の激勵
 の挨拶あつて後滞りなく創立總會
 を終了。

藥事奉公會では藥事制度改善に
 關する委員會を設置、これが第一
 回委員會は二十五日、本町藥賣事

省線等の揭示ボスターの華美なる
 ものや、醜惡なるものは二十日迄
 に撤去することとなつた。

大日本國防化學協議會では藥劑
 師の職能を活用すべく政府並びに
 軍方面との連絡なり、今回内務省
 防空研究所囑託として東京四十三
 名、神奈川一名、長野六名、熊本
 五名を發表。

南方藥事研究會では四日芝水交
 社に於いて南進懇談會を開催。矢
 野藥劑大佐理事長、深谷主計大佐
 副理事長以下各役員の外、同業紙
 關係者出席の上、研究會今後の問
 題について協議。

東京錠劑製造組合では七日、上
 野風月堂に於いて臨時總會を招集
 竹島理事長以下各役員、組合員二
 十三名出席、共同作業以下八項に
 渉る報告事項、組合維持費變更の
 件等をそれぞれ附議決定。

日本で始めて生れた日本、泰國
 合併に依る日泰藥品興業株式會社
 は七日富山縣滑川町滑川會館に創
 立總會を開催、タイ國前藏相サラ
 サス氏(代)外株主百五十三名は
 關係係官の臨席を得て開會、所定
 の審議事項をそれぞれ決定した。

務所に於いて開催、委員長慶松博
 士、副委員長松尾東衛事務所長以下
 全委員出席し藥事制度全般に互
 重要事項に關し審議を行つたが、
 閉會後賣藥整備共助施設に關する
 委員會を開催し、河合副會長を中
 心に慎重研究をとげた。

東京藥種商業聯合會では二
 十七日、江戸橋同事務所内に理事
 會を開催、吉田會長以下全理事出
 席し日本醫藥品小賣商業聯合會
 會設立に關する件を協議。

行政簡素化實施案に基き部局の
 廢合について二十八日情報局より
 發表をみたが、その中厚生省關係
 の中、保險院を廢し本省六局(人
 口、生活、衛生、豫防、勞働、職
 業)を四局(人口、民生、勞務、
 勞政)とし衛生局と豫防局を統合
 して醫務局、勞働局と職業局を統
 合して勞政局となつた。

日本賣藥配給株式會社第二回發
 起人會は二十八日厚生省會議室に
 於いて開催、三月三十八日第一回
 發起人會に於いて審議された諸
 案件を中心に加藤衛生局長、高田
 事務官、勝屋、竹内兩技師は發起
 人大木良輔氏外十二名が協議を遂

同社は資本金二百七十萬圓で初代
 社長はサラサス氏、副社長に八尾
 菊次郎氏就任。

厚生省では八日付をもつて日本
 賣藥配給統制會社の取扱ふべき本
 儲賣藥五千三百二十二種を指定した
 が、この中東京一五〇〇、京都一
 〇四、廣島一四二等であるが、各
 府縣所屬の賣藥工業組合よりその
 方名が發表されることとなつた。

商工、厚生兩省で告示第十七號
 を以つて昇承錠及消毒用昇承の價
 格改正を行つたが今回の告示に依
 ると約一割五分方値上となつた。

東京、大阪の兩藥種、兩製藥の
 四組合では藥用墨不足に伴ふ紙箱
 等の使用許可に關する公定藥價の
 改定陳情書を提出十三日厚生省及
 び商工省へ提出これが陳情を行つ
 た。これは藥局方調査會に於いて
 もこの要望を理由あるものと認め
 厚生大臣に答申藥局方を改正する
 こととなつた。

東京に於ける賣藥卸機關の整備
 については關係者間に於いて協議
 中のところ厚生省の通牒に基き警
 視廳では十七日關係者を同會議室
 に招集、配給機關の設立について

意見の交換を行つたが卸商業組合にすべき統制株式会社にするべきかを各々研究立案すべきこととし散會。

賣藥の單純化については各府縣に於いてそれ／＼審議中であつたが富山縣に於ける賣藥數も數百に上り、これが整備について富山縣賣藥工業組合幹部が二十二日厚生省を訪問、種々懇談を遂げた結果約九十種に整理することゝなつた。

大阪府配置賣藥商業組合では二十五日、軍人會館に於いて創立總會を開催。定款制定、營業統制委員、役員等を選任、輝しき發足をなした。同組合の有資格者は六十六名。

警視廳保安部では厚生省當局の指示に基づき賣藥及賣藥部外品の願届書受理方針につき二十六日付をもつて各警察に對して通牒を發した。これに依ると新規發賣は受理せず、讓受渡は企業許可令に基き、警視廳の指示に依る場合以外は受理せざることを四項目に依るものであつた。

亭に總立總會を開催。二十四團體が加盟。初代理事長には東京卸組合理事長宮本治民就任。

厚生省に於ける配置賣藥整備協議會で屢次に涉る協議の結果一世帯に於ける配置賣藥は左の十八種と決定した。

- ▲下痢止 ▲外傷藥 ▲皮膚藥 ▲痔瘡 ▲氣付藥 ▲婦人病藥 ▲解熱劑 ▲鎮痛劑 ▲鎮靜劑 ▲小兒五府藥 ▲日藥 ▲整腸劑 ▲膏藥 ▲驅蟲劑 ▲打胎 ▲巴布劑 ▲健胃劑

全國に率先去る三月縣下十名の卸賣業者が企業合同の結果、結成を見たる栃木縣統制醫藥品配給會社では新事務所落成式を二十六日來賓として縣係官本舖その他の關係者八十餘名參會の下に盛大なる祝賀會を兼ねて行つた。

東京商工會議所では第十回大詔奉裁日の八日優良商工従業員表彰式を舉行、滿三十年以上の勤続者を表彰したが藥業關係者は二十三名に昇つた。

厚生省衛生局長加藤於免丸氏は宮城縣知事に榮轉したため後任に

九月

藥事奉公會内の共榮園藥事對策委員會主催に依る南方藥事講演會は一日電氣俱樂部に開催、衛生試驗所黒部技師、木村藥學博士、日本生藥統制會社武部勝治氏の講演あり聴講者も多く多大の收穫を収めた。

東京府醫藥品配給統制審議會に於ける第三期中央委員改選後の總會は二日藥同事務所で開催。各組合より代表出席、警視廳より神山崎兩技師、細川警部の臨席の下に開會、石井得次郎氏を議長として當面の諸問題について協議、正副委員長は石井得次郎、吉田達次青柳健次の三氏重任。

警視廳より第一回の調製の配給割當を受けた東京府藥劑師會ではその購入券を府藥各支部に送付した。今回の配給は大三四四五、中三四五〇、小三四四〇の三種。

日本賣藥貿易株式會社の設立總會は七日新大阪ホテルに開催。發起人代表竹村幸次郎氏の経過報告を始め重役の選任等も滞りなく終

は同生活局長津尾弘吉氏が就任八日事務の引繼を終了。

日本賣藥配給統制株式會社では第二回設立發起人會を丸の内工業クラブに於いて開會。厚生省木村藥務課長、竹内技師臨席を全發起人出席の上、厚生省より指定される五千三百十二品目に付検討を加へる外今後の設立事務について協議。

全國地方卸藥業聯合會の第四プロック(栃木、群馬、埼玉、千葉茨城)及び第五プロック(東京、神奈川、静岡、山梨)の合同協議會は十日、本町事務所内に開催。日藥聯の共同購入中止方を要する申合をなし散會。

牛島製藥會に多大なる功績を収めつゝある朝鮮藥學會が創立三十周年を迎へたので十一日朝鮮藥學專門學校講堂で總會を開催。名譽會頭慶松博士以下九十一名の功勞者に感謝表彰状を贈與、會頭には玉虫氏重任。

日本セラチン工業組合及び日本洋膠工業組合の創立總會は十二日大東亞會館に開催。商工省池高事務官、大森技師の臨席の下に定款

る。南方方面への輸出も急速整備の上全國一元化を期して新發足。

警視廳の指導下いよく具體的に設立計畫の緒につきつゝある東京府賣藥配給統制會社では八日上野精養軒に發起人會を開催、左の如き準備委員及び參與を選任した。

- ▽設立準備委員、大木卓、玉置新治、中田清兵衛、林徳次、國友秀夫、福島都雄
- ▽臨時委員、川手秀次郎、西郷信蔵、西村豊七
- ▽參與、片山利喜藏、黒部辰次郎、松田金之助

日本配置賣藥統制協議會では九日、東日會館に發會式を舉行、厚生省指定に依る二府八縣の任意配給機關の代表者が參集、竹内技師臨席の下に開會、規約制定、役員選舉等をそれ／＼審議。初代理事長には富山縣就任。

日本配置賣藥工業組合聯合會では原料資材の確保と賣藥營業整備に伴ひ全購聯の賣藥の街頭進出阻止に關する陳情書を作製、關係組合代表は十二月厚生省を訪問手交の上意見を述べ、終つて後商工省企畫院へも提出。

配置賣藥の配給統制に關する厚生省、役員選任等の諸案件を審議決定した。セラチン工組理事長には東邦セラチン株式會社、日東洋膠工組理事長に新田帶革製造所がそれ／＼就任。

東京醫藥品小賣商業組合聯合會では十二日同事務所會議室に警視廳岸本衛生課長、松本藥事係長、藤森技師、細川警部の臨席を得て日本醫藥品統制會社、東京醫藥品統制會社、代行店及び組合役員二十二名が出席の下に醫藥品配給統制に關する懇談會を開催、今後に萬全を期するところがあつた。

藥事制度改善を調査審議すべき醫藥制度調査會總會は十三日、厚生省會議室に開催、小泉厚生大臣以下二十名の幹事、委員出席の上當面の諸問題について審議するところがあつた。尙當日小泉會長より指名に依る委員は如左。

- ▽委員長、大口喜六▽委員、藤松勝左衛門、松井茂、河合龜太郎、北島多一、添田敬一郎、藤平兵衛、武知勇郎、實吉純郎、血脇守之助、鹽野義三郎、大西虎之助、高見之通、石井得次郎、赤木朝治、中川望、千石彌太郎、山崎佐、今牧嘉雄、山田清、近藤次郎

義に重要物資管理營團をして任意供出に依る第一次買上を行つた

二七〇

生省、地方關係官配置賣藥各統制機關に依る官民協議會は十一日厚生省大會議室に開催。臨席の木村藥務課長、高田事務官、竹内技師を中心に出席者七十餘名は、配置區域決定その他に就いて審議を行つた。

豫てより藥事制度改正に關し藥事奉公會では調査委員會を設置調査中のところ、漸くその成案を得るに到つたので十二日河合副會長は厚生省衛生局長を訪問、藥事制度改正に關するこれが要綱を提出。

大阪府賣藥工業組合では十二日大阪クラブに臨時總會を招集、役員改選の結果、各理事は重任、營業統制委員は十名増員と決定。

クレゾールの輸入杜絶に伴ひグエノール類統制會社クレゾール部の解散は大阪北洋に於いて開催剩餘金の處分法につき協議の結果陸海軍省に各十萬圓を、有機合成化學協會に十萬圓を獻金することとなつた。

東京、大阪、京都、秋田、長崎の五團體が設立發起人となり準備を進めて居た日本乳製品卸商業組合聯合會では二十二日東京京橋中央

が、これが強制買上の態勢を整へるため十五日付商工省令第六十四號を以つて告示、藥品關係にありては硼砂、硼酸、プロム加里アリセリン等を指定、一定量を超ゆるものを重要物資管理營團又は代行機關を経て供出せしむることとなつた。

南方藥事研究會第二回懇談會は十五日芝水交社に於いて會員參集の下に開會、會長矢野藥劑大佐、副會長深谷主計大佐を中心に胸襟を開いて懇談をするところがあつたが、會長指名のもとに理事、監事相談役を設けた。

富山縣に於ける本舖賣藥二百名の整備統合について中田清兵衛氏外十二名を發起人と定め新企業體の設立に關し協議中のところ漸くその成案を得るに到つたので十五日第一回の發起人會を開催。

日本學術協會第十八回大會には藥學界より參加、十六日から三日間京都帝大に開催。京大藥學部刈米教授よりの講演があり參會者一同に多大の感銘を與へた。

厚生、商工兩省の指導を得て日本醫藥品生産統制會社では全國の

局方アルコール製造業者をして地域的に組合を結成すべく準備中のところ漸く完了。東京酒精局管内の業者、東京二十五、神奈川一、群馬六、富山一、山梨一をもつて東部局方酒精製造組合を結成これが創立總會は十九日日本橋クラブに開催。

東京實業藥劑師會では本年をもつて創立以來三十周年を迎へたので二十日記念式に先立ち淺草本願寺に物故會員百一名の追悼會を開催會員遺族には花瓶を贈呈、上野精養軒では終了後記念式を舉行。

東京府管内に於ける小新藥新製劑業者に原料配給をなして居つた東京府新製劑原料配給統制組合では、醫藥品の配給統制確立に伴ひ發展的解消を遂げるため二十一日濱町日本橋クラブに解散總會開催。

日本配置賣藥統制協會では二十一日藥同事務所に於いて理事會を開き、富山、奈良、岡山、佐賀滋賀等より代表者出席し、厚生省へ提出すべき配置統制計畫案につき種々意見を交換、午後は打揃つて厚生省を訪問、該案を手交。

醫藥品配給問題に關し全國地方卸業聯合會では醫藥品配給部門連絡機關の設置要望に對し、聯合會々長上田實氏の名を以つて意見書を作製、厚生大臣及び醫藥調査委員に提出。

東京賣藥工業組合では二十二日藤井理事長外四名が警視廳に出頭岸本衛生課長に面接、賣藥整備具體案を正式に提出し運用方針について種々打合せをなし、意見の交換を遂げた。

日本賣藥配給株式會社では第三回設立發起人會を二十三日丸の内工業クラブに開催、厚生省より木村藥務課長、竹内技師臨席發起人代表森平兵衛氏以下全員出席の下に開會、定款資本金その他の議案について審議。

日本藥賣配給統制株式會社第三回設立發起人會は二十三日丸の内工業クラブに開催、厚生省木村藥務課長、竹内技師臨席、設立發起人總代森平兵衛氏以下の各發起人出席し、資本金増額、定款草案配給取扱目等に関する検討を加へ意見を交換した。

日本藥料商業組合聯合會では二

十四日神田藥料會館に臨時總會を開催、全役員會員參集、一部定款變更を満場一致可決、役員改選の結果南川理事長が重任、聯合會創立二周年に當り六氏の功勞者に記念品及感謝狀を贈呈。

賣藥生産整備の警視廳の諮問機關たる東京賣藥整備協議會では二十四日賣藥工組に於いて、警視廳より岸本課長、松本係長、天野主任の各係官、委員側より堀、上原の兩副會長以下各役員出席の上當面の事項につき隔意なき意見を交換した。

貿易統制令の改正に伴ふ貿易一元化に依り日本工業藥品輸出組合は發展的解消を遂げ化學製品輸出振興株式會社へ吸収されることとなり、二十六日丸の内會館に解散總會を開催、商工省足立技師、米倉技師の臨席の下に開會、剩餘金處分案、財産處分案等に就いて審議。

日本藥用石鹼統制株式會社では二十六日交詢社に於いて臨時總會を開催、曩に厚生省管轄下に統制會社として新發足に伴ふ定款變更の件未拂込徴收の件その他に就て

生行政の簡素強化を圖つた。初代の衛生局長には瀧尾局長、醫務課長には吉澤課長、藥務課に木村課長、醫務課長に引地技師、防疫課長に南崎技師就任。

大阪藥種卸組合第七回模範從業員表彰式は三日大手前國民會館に開催、三十年以上一名、二十年以上十名、十年以上三百十五名に對して表彰狀及記念品を授與、最後に厚生省瀧尾衛生局長、大阪府知事等の祝辭があつた。

行政簡素化に依る警視廳衛生課の廢課に伴ふ解散式は四日、同課長に於いて十餘年間勤続の岸本衛生課長の挨拶あり、一同晝食をとり別れを惜しんだ。

厚生省では四日告示第六四一號を以つて第三種醫藥品百四十四品の指定をなした。これを以つて昨年五月の醫藥品衛生材料の生産配給統制規則の公布と共に七十二品目、本春の追加百六十六品目と共に三百十品目が指定された譯で局方品の約半数が配給統制品となつた。

時局即應の行政簡素化に伴ひ警視廳の衛生課は廢課され東京府へ

協議。成案を當局に提出することとなつた。現在資本金十九萬五千圓半額拂込を全額拂込とすることとなつた。

大阪製藥同業組合では二十七日染工聯合會館に臨時總會を開催、資材部設置に伴ふ定款一部改正の件その他について協議した。

東部中間物藥料統制組合では化學統制會の下部機構としてその結成を急いで居たが、二十六日神田染料會館に商工省稻見合成課長、山口技師、黒澤事務官の臨席を得て創立總會を開催。その他の所管事項を審議可決し初代理事長には相良佐男氏就任。

東京製藥同業組合では二十七日日本橋俱樂部に於いて臨時總會を開催、昭和十八年度豫算、同賦課金徴收方法等につき審議をなしそれぞれ附議決定をなした。新に醫藥資材部設置につき報告承認となつたが、加入者数は二七〇名、引受口数は五五〇口に上つた。

商工省よりの徳意に依る西部藥料製造工業組合を主體に中間物藥料を包含せる西部藥料統制組合は二十八日大阪染料會館に創立總會

移管、警視廳内の醫務課の大部分と衛生課に於ける取扱事務中の一部を除いた衛生事務とを持つて新に東京府に保健課が新設されることとなつた。然してこれが整理に伴ひ十餘年間衛生課長として重責を擔つて居た岸本課長は文書課長に、松本課長は保安興行課長に榮轉。

醫藥制度調査會總會は九日、厚生省會議室に於いて開催。會長小泉厚生大臣以下二十七名の幹事及委員の出席あり、小泉厚生大臣の挨拶あつて後、木村幹事の特別委員決定案を朗讀、次いで大口委員長を中心に藥事制度改善に對する審議を重ね特別委員會案を満場一致可決。

東京賣藥工業組合では豫てより生産整備實施に對する細則を審議中のところ、その成案を得十日附を以つて各關係者に通牒を發した。これに依ると生産實績の整備豫想基準は五十萬圓以上と決定する模様。

日本配置賣藥統制協會では十一日大東亞會館に臨時總會を開催理事長富山縣、理事東京府、奈良

を開催、定款制定、賦課金決定、役員選任等の諸案件を審議決定。日本學術振興會の本年度後期學術研究援助補助の件は二十八日の定例理事會の結果、東京帝大藥學科教授秋谷七郎博士と決定。

大阪醫藥品卸株式會社では二十九日大阪藥種卸組合事務所に於いて總會を開催。營業報告、定款一部變更、監査役改選、取締役増員等を附議決定。

去る八月二十八日重要産業團體

十一月

九州藥學會第十五回總會は十月卅日、十一月一日、九大醫學部講

縣、熊本縣、廣島縣、愛知縣並に各府縣代表者四十名が出席し、富山縣廣瀨理事長より創立總會以後の経過報告を聴取、ついで區域決定、全府縣一戸一袋主義等に就て協議を重ねた。

東京製薬同業組合主催の薬場回収協議會では十二日丸の内會館に關係係官の臨席の下に開會、現下の硝子壺の生産減少に對應するたため當局後援の下に主催團體、關係團體聯合にて各方面へ趣旨書を發送回收運動に拍車を掛けることを協議した。これが主催、協力團體は左の如し。

東京製薬同業組合、日本醫藥品生産統制株式會社、日本醫藥品配給統制株式會社、日本新薬工業組合、東京府醫藥品配給統制株式會社、東京醫藥品小賣商會聯合會、東京醫藥品小賣商會聯合會、東京製薬工業組合、東京製薬同業組合、東京製薬工業組合

神奈川縣藥劑師會では十三日横濱教員會館に大會を開催、會員四百餘名出席、來賓として縣知事、市長の代理出席、勤続役員代議員六名の表彰式を終つてより過般南方生藥視察より歸朝したる木村藥學博士の講話を聞き最後に福永海軍少佐の軍事講演があり、一同晚餐をともにして散會。

必需給の圓滑を圖らんと日本生藥統制株式會社では、二十六日東京藥貿易會議室に官、學、軍、民の一大懇談會を開催した。當日は陸軍省醫務局より島澤少佐、柴野大佐海軍省より村田大佐、企劃院岡本技師、技術院内海技手、厚生省井川、五十嵐技手に、民間側より藤井得三郎、竹村幸次郎、藤澤友吉、藤村重合等の各需要者が出席し長時間極めて熱心なる意見の交換があり意義ある懇談會を終了。

全國二百二十の醫藥品小賣商業組合を結ぶ日本醫藥品小賣商業組合聯合會では二十六日比谷松本楼に於いて創立委員會を開催、厚生省より木村藥務課長、末綱局長、警視廳より岸本課長、東京府より加藤保健課長、藥事奉公會河合博士等の臨席を仰ぎ、吉田發記人總代以下百七十餘名參集の開會、議長決定以下十四號に涉る議案に就いて慎重協議を遂げ、續いて衛生局長の訓示代讀、木村藥務課長の訓示、來賓として岸本課長、河合藥事奉公會副會長の祝辭あつて後業ある創立委員會を開きた。

城北醫藥品小賣商業組合では事業發展と事務所、倉庫の狹隘のため

知(徳直左衛門(和歌山)赤根由次郎)

東京府醫藥品配給統制審議會では二十一日丸の内中央亭に今回追加された第三種統制醫藥品百五十七品目の府下小賣業者一箇年間に於ける需要量調査の主旨徹底を期する爲め警視廳より岸本課長、松本係長の臨席裡に石井委員長を中心に地區委員長會議を開催。

賣藥製造本舖及び、賣藥問屋として巨大なる存在を有する大木合名會社では、東京醫藥品小賣商業組合聯合會との間に契約調ひ、東京府下一圓に於ける配給額を一任することとなり二十三日兩者の共同聲明書を發表。

東京に於ける賣藥整備と履行して大阪府に於ける賣藥整備委員會では二十四日大阪賣藥工組に於いて府衛生課西田技師、野田技師の下に全委員參集、竹村委員長を中心に議案を審議、整備統合の標準額は百萬圓以上とし整備統合の協調的合意に基き原則として十名以上を統合することとなる模様。

生藥の需要増加と共に醫藥品としての重要性が加はるに伴ひこれ

柔軟カプセルの品質向上と増産資材の研究調査を目的とせる日本プロセル製造同業會では日藥會長河合藥學博士を顧問に推戴することとなり、これが就任歓迎會を十三日京橋中央亭に開催、厚生省相山技師、日本醫藥品生産會は衣笠代表取締役の來賓、臨席、組合員三十餘名の出席を得て開會、各來賓の祝辭、河合顧問の挨拶等があり隔意なき意見を交換。

日本藥劑師協會主催に依る藥業地方藥劑師講習會は十四、十五、十六日の三日間東大醫藥部講堂に開催、衛生試験所技師、帝大醫學部大岡教授、厚生科學研究所川崎教授、平本教授等の講師が各日を擔任、多大の感銘を與へた。

東京賣藥工業組合では十六日旅籠町事務所にて役員會を開催、全役員出席の下に開會、賣藥營業整備その他に就いて隔意なき意見を交換、續いて原料獲得に就き委員會を結成すること、決定した。

全國地方卸藥業聯合會第三回臨時總會は十六日丸の内中央亭に開催、厚生省竹内技師、塚原理事官大日代議士等の來賓臨席、全國道

め移轉をなした。
新事務所 淺草區田島町一二四
電話淺草九二七〇

新使命を荷つて日本醫藥品小賣商業組合聯合會が設立されるに至つたので、全國醫藥品小賣商業組合聯合會は發展の解消を遂げることをなつたので、臨時總會は二十七日、日比谷松本楼に於いて開催、吉田會長以下各理事四十餘名參集のもとに開會、解散決議文外所管事項を決議、目出度く發展的解散式を舉げた。

曩に結成せる日本醫藥品小賣商業組合聯合會では、過般發展的解消を遂げた全國醫藥品小賣商業組合聯合會の既存事業をそのまゝ承認すること、決定、これが事務の整理、引繼を完了した。

北陸四縣藥劑師會では製藥企業整備に關し中央集中主義でなく地方的に適正整備を行いたいと云ふこと、南方關係藥業團體の統一強化促進の兩件に就いて全役員決議に依り新潟縣藥劑師會長常務理事佐藤將治氏より日藥宛に提出

亞鉛華等百五十七品目が今回新に配給統制醫藥品として第三種に

府縣の代表八十名出席の下に開會

▽一、醫藥品未端配給機構整備に關する件
▽二、國策即應の爲本會機構再充實の件
▽三、統制醫藥品販賣價格に關する件
▽四、名稱變更に關する件
等に就いて協議するところがあり竹内技師、塚原理事官、大日代議士よりの訓示があり散會、同聯合會は全國醫藥品配給統制聯合會と改稱した。

厚生省では新公定價格の設定を待たず從來の價格で日本生藥株式會社及東邦生藥統制株式會社等を經由、従來通りの系路に依り生藥の配給を行ふこととなり廿日付厚生省販衛第一四五六號及同七號を以つて發令。

日本藥劑師會第二十一回定時總會を十八日東京日比谷松本楼に開催、厚生省瀧尾衛生局長、木村藥務課長、竹内技師等の係官臨席の下に開會、河合會長の挨拶、大日顧問の挨拶に引續き功勞議員左記の十三名を表彰したる後議事に入り諸案件を協議するところがあつた。

(東京) 藤善彌、大塚朝雄、島田初次、草尾(三重) 田中善太郎、中江貞之、鈴木其左衛門(鳥取) 林兼太郎(山口) 樋口彰一(福岡) 依田四郎(岩手) 福田鐵雄(高

指定され、實施に移されることとなつたので東京府醫藥品需給調査會では購入券制度採用と決定し昭和十八年一月より實施されることとなつた。統制品目左如。

亞鉛華、亞鉛華オム、絆創膏セネカシロップ、アトハバスタ、單軟膏橙皮シロップ、葡萄酒、硼酸軟膏

醫藥制度調査會特別委員丹平商會社長森平兵衛氏は、醫藥制度調査會より厚生大臣に答申した藥業制度改善方策の全文を關係方面に配付、八十一議會に提出せらるゝ重大案件として業界の大意を喚起した。

山梨縣下の賣藥製造業者の整理投合は今回山梨縣賣藥生産株式會社が設立され、業者は賣藥全部を新會社へ譲渡し、厚生省の指導の下に藥劑の需給賣藥調製の向上を圖ることとなつたが、同社は資本金十萬圓を以つて本社を甲府市に置き縣下に七工場を設ける。

東京製薬同業組合では舊事務所の狹隘のため今回、日本橋區本町三ノ三河合ビル内に移轉した。電話は日本橋一八九七番が架設。日本藥劑師會河合會長及び當任

役員に對する感謝文は總會決議に依り決定したが、河合會長は昭和七年三月日藥會長就任以來十年に及ぶものである。

大日本國防化學協會第九回の定時總會は十九日、日比谷松本楼に開催、武井理事司會の下に開會、國民儀禮を行ひたる後河合會長の挨拶引續き上田内務省防空局長の祝辭、高橋課長の會務報告豫算承認等であり當面の事項に就いて懇談

醫藥制度調査會の答申内容が全面的に取り入れられた藥業に關する法律案要綱が、二十日の開議に於いて決定したが、本法は藥劑師及藥劑師會の國策即應の活潑なる活動を促すことが趣旨であり從來までの藥劑師法藥品營業並に藥品取扱規則賣藥法等は、この法律に依り統一されることとなつた。

東京府藥劑師會では、二十日神田同會事務所にて定例役員會を開催、石井會長、船戸副會長以下各理事、顧問が出席し、醫藥用空堀の回收要綱その他當面の諸問題に就いて協議。

全國藥業組合一覽

和和十七年
一月一日現在

組名	事務所	代表者名
豐原藥業組合	樺太豐原町	青柳 久平
樺太西海岸藥業組合	樺太真岡町本町四丁目、 札幌市南三條西三ノ一七、青 柳方	青柳 久平
札幌藥業組合	札幌市色内町、谷黒方	谷黒 莊平
小樽賣藥販賣組合	釧路市大川町五二、酒井方	酒井 法弘
函館藥業組合	函館市末廣町八〇、濱野方	
旭川藥業組合	旭川市一條通一八、岩田方	
青森藥業組合	青森市末町、南方	
岩手縣藥業組合	盛岡市加賀町新小路一	
秋田藥業會	秋田縣增田町、村田方	村田善五郎
北秋田藥業會	同 縣大館町	
山形藥業組合	山形市、商工會議所內	遊佐 壽助
宮城縣藥業同業組合	仙臺市東二番町六〇	櫻井伊之助
宮城藥業組合	同市新傳馬町一九	根本祐太郎
郡山藥品營業組合	郡山市中町、根本方	金子 八郎右衛門
水戸市賣藥業組合	水戸市下市本町四ノ一八	成井 良介
水戸賣藥營業組合	同市向井町、成井藥局內	谷 七平
栃木賣藥業組合	宇都宮市、商工會議所內	藤井源太郎
宇都宮藥業組合	同前橋市幸町六、鈴木方	鈴木 愛三
前橋藥業組合		

埼玉縣藥種賣藥同業組合	埼玉縣栗橋町三四一	關 貞三
千葉縣藥業會	千葉市本町一、國松方	國松貞三郎
安房藥業會	千葉縣勝山町、池田方	池田 篤
千葉縣銚子海軍藥業組合	銚子市新生、美呂津方	美呂津 太兵衛
東京藥業同業組合	東京市神田區錦町一ノ二一	石井綱次郎
東京賣藥製造組合	同市同	守隨彦太郎
東京藥種貿易商同業組合	同市日本橋區本石町四ノ七	同
東京製藥同業組合	同市日本橋區本町三ノ三カダ	池田 文次
東京染料工業同業組合	同市日本橋區本町二ノ三カダ	小西喜兵衛
神奈川縣藥種賣藥同業組合	橫濱市中區花咲町二ノ六九	市倉佐次郎
山梨縣藥種賣藥商組合	甲府市八日町三、廣瀬方	廣瀬要三郎
甲府賣藥同業組合	甲府市近習町三七、中田方	鈴木 吉平
新潟市藥業組合	新潟市古町通八番町、鈴木方	荒木 甚助
富山縣賣藥同業組合	富山市表町四、昭和會館內	石黒 傳六
金澤藥業組合	金澤市南町四〇	桐山正之助
福井藥業組合	福井市大和町、桐山方	山本 九良右衛門
敦賀藥業組合	敦賀市旭通、山本方	岡野 庄平
長野縣藥業組合	長野市、縣衛生課內	岡野 美岐雄
南信濃藥業同業組合	松本市中町四七二	森 清一
岐阜縣賣藥同業組合	岐阜市神田町六の〇	前田 誠重
武儀郡藥業組合	岐阜縣開田甲一四四	森 清一
惠那藥業組合	同縣惠那郡岩村町、高柳方	森 右衛門
滋賀縣賣藥同業組合	滋賀縣田賀郡油日村猪都九三	野崎 衛七
靜岡縣藥業組合	靜岡市、縣衛生課內	飯田 鉦吉
名古屋藥種同業組合	名古屋市東區吳服町二ノ二二	

組名	事務所	代表者名
名古屋藥業組合	同市同	荒川長太郎
三河藥品賣藥同業組合	豐橋市中之町一八八ノ四	黒田 高
名古屋賣藥同業組合	名古屋市東區吳服町二ノ二二	今堀辰三郎
碧海郡藥業組合	愛知縣碧海郡高濱町吉濱	田山八十吉
三重藥品賣藥同業組合	津市下都田町一、四三〇	伊藤徳次郎
京都賣藥同業組合	京都市中區船場藥師寺町東入	三井長右衛門
與謝郡藥業組合	同府新舞鶴三條通大門、藤本	藤本 勇三
舞鶴藥業組合	同府綾部町、遠坂方	遠坂 憲治
綾部藥業組合	同府綾部町、赤玉藥局內	高田 範夫
天田郡賣藥業組合	福知山市、藤前、赤玉藥局內	上山 林吉
神戸藥種賣藥同業組合	神戸市湊東區中町通一ノ六	國 太一郎
尼ヶ崎市藥業組合	尻ヶ崎市尼ヶ崎町宮町一三〇	藏本 隆三
姫路藥業組合	姫路市成徳町三二	
明石藥業組合	明石市樽屋町、成定方	竹村幸次郎
播磨藥業組合聯合會	姫路市竹田町、勝原藥局內	瀧野 勇
大阪府賣藥同業組合	大阪市東區高津北之町五三	
大阪製藥同業組合	同市東區道修町二ノ一六	瀧野 勇
大和賣藥同業組合	同市同	中島太兵衛
奈良縣藥業同業組合	奈良市高天町一二	柳生 庄藏
田邊藥組合	和歌山縣田邊町下屋敷町	瀧浪理太郎
鳥取縣賣藥商組合	同	大村久兵衛
鳥取縣藥種商組合	同	森下 清治
鳥取市藥業會	鳥取市川端町四、山田方	山田 芳藏
米子賣藥業組合	米子市立町一丁目、岩宮方	岩宮 末吉

米子藥業會	同 市紺屋町、稻富方	同
島根藥業組合	島根縣衛生課內	衛生 課長
松江藥業會	松江市南町松江藥業會館內	佐々木廣市
岡山縣賣藥同業組合	岡山市吉備郡惣社町四五七	西生圓治郎
東兒藥業組合	同縣兒島市野	中村保太郎
津山藥業組合	津山市材木町五、戸井方	戸井 暢容
廣島縣賣藥同業組合	廣島市鹽屋町三一	渡邊 高一
廣島藥業組合	同市同	石井安太郎
吳藥業組合	吳市中通五、梅本方	梅本岩之進
下關藥業組合	下關市、商工會議所內	近藤 勇
岩國藥業會	山口縣岩國町本町一丁目、近	佐藤徳三郎
德島縣藥業同業組合	德島市西新町二	今澤義三郎
香川縣藥業同業組合	高松市西内町五四	河野 寬藏
四國藥業聯合會	同市港町五、河野方	同
松山藥種商組合	同市同	小川 澄夫
愛媛縣藥種商組合	高知市汐江町高知藥劑會館內	白水象次郎
高知縣藥種賣藥同業組合	福岡市千代町、十字屋藥局內	山本八之丞
福岡縣藥業組合	同市須崎浦町、山本方	鶴原 誠藏
福岡縣藥種商組合	同市市本町、鶴原藥局內	德永清四郎
門司藥業會	大牟田市	前山 專一
大牟田藥業會	佐賀縣鹿島町高津原、二九六一	車田 康彦
藤津藥種賣藥同業組合	同縣三養基郡田代村	鳥井 健男
田代賣藥同業組合	長崎市天船町四ノ一、牟田方	中尾 守助
長崎藥學會	同	
熊本藥事協會	同	
熊本縣藥業組合	同	
東彼杵郡藥業組合	長崎縣大村町四七二、中尾方	

組名	事務所	代表者名
鹿兒島縣藥業組合	鹿兒島市山之口町二七	小牧 德藏
鹿兒島市藥業組合	同市大黒町七、梅北方	梅北 雄藏
基隆藥業組合	基隆市義重町	吉原彦三郎
臺北市藥業組合	臺北市京町一ノ五二	田中 利弘
臺中藥業組合	臺中市大正町、田中方	白井 一
嘉義藥業組合	嘉義市榮町二ノ四七、白井方	角谷 力男
臺南藥業組合	臺南市本町三ノ一五、角谷方	安藤 彦市
高雄藥業組合	高雄山下町一ノ二二安藤方	李 東 善
京城藥業製造組合	京城府本町三ノ七〇	森川定次郎
京城藥種卸商組合	同府本町三ノ二五	古城龜之助
京城藥品組合	同府旭町一ノ二四	遺 鐘 回
朝鮮漢藥業組合	同府長橋町七二ノ四	棚橋 秀夫
釜山藥業組合	釜山府辨天町一	大黒 酉松
朝鮮藥友會	同府同 大黒南海堂内	
小樽藥種賣藥化學品商業組合	小樽市錦町二十一	岡島元治郎
帶廣藥種賣藥化學品商業組合	帶廣市大通南九丁目	石神 清二
旭川藥種賣藥化學品商業組合	旭川市一條通り七丁目	中保 恭一
札幌藥種賣藥化學品商業組合	札幌市南五條西六ノ九	横田 繁作
青森縣藥品衛生材料卸商業組合	青森市大字安方町一四八	菊池 長之
青森縣藥品衛生材料小賣商業組合	青森市浦町字橋本九五	西澤平治郎
青森縣藥品衛生材料小賣商業組合	岩手縣水澤町鹽釜	住吉 健藏
青森縣藥品衛生材料小賣商業組合	宮古市宮古第一號地割	船越賢太郎

岩手縣藥品衛生材料卸商業組合	盛岡市仁王第四地割	横山 茂七
盛岡藥品衛生材料小賣商業組合	岩手縣一關町大町五一	佐藤 久吉
盛岡藥品衛生材料小賣商業組合	盛岡市仁王第四地割	村井 源一
岩手縣中郡藥品衛生材料小賣商業組合	岩手縣花巻町黒川口	小田嶋 喜兵衛
岩手縣藥品衛生材料小賣商業組合	岩手縣本吉郡氣仙沼町字釜ノ前一六	須藤覺三郎
宮城縣藥品衛生材料小賣商業組合	釜石市大字釜石	大内 源吾
宮城縣藥品衛生材料小賣商業組合	仙臺市東二番丁六〇	村松 義一
山形縣藥品衛生材料小賣商業組合	能代市大町二九	遊佐 壽助
秋田縣藥品衛生材料小賣商業組合	秋田市檜山本町	高橋 良視
秋田縣藥品衛生材料小賣商業組合	秋田縣北秋田郡鷹巣町	小泉 四郎
秋田縣藥品衛生材料小賣商業組合	秋田縣北秋田郡大曲町	佐野龜太郎
秋田縣藥品衛生材料小賣商業組合	秋田縣本莊町中横町	渡邊 力
秋田縣藥品衛生材料小賣商業組合	秋田市龜ノ丁西土手町	藤田慶次郎
秋田縣藥品衛生材料小賣商業組合	秋田縣平鹿郡増田町	眞壁 忠七
山形縣藥品衛生材料小賣商業組合	山形市六日町七四五	山田 儀助
山形縣藥品衛生材料小賣商業組合	山形市六日町七四五	村田善五郎
山形縣藥品衛生材料小賣商業組合	同	工藤菊太郎
福島縣藥品衛生材料小賣商業組合	同	同
福島縣藥品衛生材料小賣商業組合	福島市中町一二	大和田佐助
福島縣藥品衛生材料小賣商業組合	郡山市字本町五三	瀧田 德藏
茨城縣藥品衛生材料小賣商業組合	茨城縣龍内	加納賢次郎
茨城縣藥品衛生材料小賣商業組合	同	金子 八郎右衛門
茨城縣藥品衛生材料小賣商業組合	茨城縣龍内衛生課内	加納賢次郎
足利縣藥品衛生材料小賣商業組合	足利市伊勢町一八五	内山 和足
栃木縣藥品衛生材料小賣商業組合	宇都宮市大工町四七五	黒崎 秀昌

塩那藥業小賣商業組合	塩那縣那須郡大田原町	關 仲之助
宇都宮藥業小賣商業組合	宇都宮市杉原町三、二三五	入野健太郎
安蘇那藥業小賣商業組合	栃木縣佐野町六八六	谷 泰一郎
栃木縣下都賀藥業小賣商業組合	栃木市室町二二六	橋本儀三郎
上都賀藥業小賣商業組合	栃木縣鹿沼町鹿沼、六八ノ一	相場 恭治
伊勢崎藥業小賣商業組合	伊勢崎市本町九一	辻 卯之助
高崎藥業小賣商業組合	高崎市中紺屋町十三	倉林 三郎
北甘葉郡藥業小賣商業組合	群馬縣北甘葉郡岡町	小出 良策
太田藥業小賣商業組合	群馬縣太田町一八七番地	武川 信一
吾妻藥業小賣商業組合	群馬縣中之條町八六〇ノ一	小坂橋萬龜
邑樂藥業小賣商業組合	群馬縣館林町乙三一四	猪越五三郎
群馬縣藥品衛生材料卸商業組合	前橋市中川町一九	田所安太郎
群馬縣藥品衛生材料小賣商業組合	桐生市本町五ノ六八	齋藤 玉吉
澁川藥業小賣商業組合	群馬縣澁川町二、四四八	宮前 泰平
多野藥業小賣商業組合	群馬縣澁川町三六三	西須 唯吉
碓氷藥業小賣商業組合	群馬縣松井田町四七〇	大塚 唯吉
利根藥業小賣商業組合	群馬縣沼田町八八七	生方 誠
前橋藥業小賣商業組合	前橋市綱ヶ澤町一五	鈴木 愛三
比企藥業小賣商業組合	埼玉縣比企郡松山町	岩崎 歌吉
埼玉縣藥品衛生材料卸商業組合	浦和市	間坂哲太郎
浦和藥品衛生材料小賣商業組合	同	松澤 藤助
川口藥品衛生材料小賣商業組合	川口市錦町一六一	渡邊 源藏
埼玉北部藥品衛生材料小賣商業組合	熊谷市熊谷三〇三一	寺田 源藏
入間藥品衛生材料小賣商業組合	埼玉縣飯能町	大河原 政五郎
深谷藥品衛生材料小賣商業組合	埼玉縣深谷町	高橋卯三郎
川越藥品衛生材料小賣商業組合	川越市大字川越八七二	服部政五郎

大宮藥品衛生材料小賣商業組合	埼玉縣大宮市	埼玉縣大宮市
埼玉縣藥品衛生材料小賣商業組合	埼玉縣岩槻町岩槻二、四二五	埼玉縣岩槻町岩槻二、四二五
埼玉縣藥品衛生材料小賣商業組合	埼玉縣北埼玉郡忍町	埼玉縣北埼玉郡忍町
東部藥品衛生材料小賣商業組合	埼玉縣北葛飾郡栗橋町	埼玉縣北葛飾郡栗橋町
兒玉藥品衛生材料小賣商業組合	埼玉縣兒玉郡本庄町四一九七	埼玉縣兒玉郡本庄町四一九七
秩父藥品衛生材料小賣商業組合	埼玉縣秩父町	埼玉縣秩父町
千葉縣藥品衛生材料小賣商業組合	千葉縣佐倉町新町一九五	千葉縣佐倉町新町一九五
千葉縣藥品衛生材料小賣商業組合	同	同
千葉縣藥品衛生材料小賣商業組合	千葉縣銚子市新生	千葉縣銚子市新生
千葉縣藥品衛生材料小賣商業組合	千葉縣末廣町一ノ二七	千葉縣末廣町一ノ二七
香取縣藥品衛生材料小賣商業組合	千葉縣大多喜町櫻臺區	千葉縣大多喜町櫻臺區
市川市藥品衛生材料小賣商業組合	同佐原町一之二	同佐原町一之二
安房郡藥品衛生材料小賣商業組合	市川市市川五五五	市川市市川五五五
山武郡藥品衛生材料小賣商業組合	千葉縣鴨川町三、〇三三	千葉縣鴨川町三、〇三三
長生郡藥品衛生材料小賣商業組合	同東金町東金九九三	同東金町東金九九三
船橋市藥品衛生材料小賣商業組合	同茂原町高師八七六	同茂原町高師八七六
市原郡藥品衛生材料小賣商業組合	船橋市本町一、八一七	船橋市本町一、八一七
東葛藥品衛生材料小賣商業組合	千葉縣市原郡姉崎三三六	千葉縣市原郡姉崎三三六
海匝藥品衛生材料小賣商業組合	同野田町野田三四	同野田町野田三四
安房西部藥品衛生材料小賣商業組合	同八日市場町	同八日市場町
君津郡藥品衛生材料小賣商業組合	館山市長須賀一七六	館山市長須賀一七六
東京府衛生材料卸商業組合	千葉縣君津郡木更津町一、五四四	千葉縣君津郡木更津町一、五四四
東京北葛藥品衛生材料小賣商業組合	東京市日本橋區小傳馬町三ノ九	東京市日本橋區小傳馬町三ノ九
東京江東藥品衛生材料小賣商業組合	同澁野川區澁野川町一、八九九	同澁野川區澁野川町一、八九九
	東京市本所區江東橋一ノ七	東京市本所區江東橋一ノ七

藥業藥品

東京中央醫藥品小賣商業組合	同芝區愛宕町一ノ三四	伊澤 弘芳
東京都南醫藥品小賣商業組合	同目黒區下目黒三ノ四九七	吉田 達次
東京都西醫藥品小賣商業組合	同澁谷區幡ヶ谷原町九〇二	松本 金重
東京都北醫藥品小賣商業組合	同牛込區新小川町一ノ一四	野田 萬治
東京府八南醫藥品小賣商業組合	東京府北多摩郡府中町	萩村 武郎
東京府八南醫藥品小賣商業組合	東京府西多摩郡青梅町一三七	島田竹三郎
神奈川縣和漢藥師商業組合	八王子市横山町九三	肥沼安五郎
横濱醫藥品商業組合	横濱市中區長者町二ノ二一	植木 萬作
横須賀醫藥品商業組合	同中區花咲町二ノ六九	市倉佐次郎
相模軍都醫藥品小賣商業組合	神奈川縣相原村橋本五三七	山田 元文
神奈川縣足柄下郡醫藥品小賣商業組合	同葉山町堀内九三六	古藤 春一
神奈川縣足柄下郡醫藥品小賣商業組合	小田原市新玉四ノ五四〇	橋 劉漢
神奈川縣足柄下郡醫藥品小賣商業組合	神奈川縣厚木町二、五六四	吉田 義生
中部醫藥品小賣商業組合	平塚市平塚新宿一、四七八	内田幸次郎
湘南醫藥品商業組合	藤澤市藤澤五九	岡田德太郎
神奈川縣醫藥品商業組合	横濱市伊勢佐木町	松永 貞郎
川崎醫藥品小賣商業組合	川崎市濱町一ノ一二	諸貴 久左衛門
新潟市醫藥品小賣商業組合	新米市東中通一番町	吉 郁 朔
柏崎醫藥品小賣商業組合	柏崎市、柏崎商工會議所内	佐藤 將治
新潟縣醫藥品卸商業組合	新潟市東中通一番町	大橋爲三郎
新潟縣衛生材料卸商業組合	同	佐藤 將治
新潟縣北蒲原郡醫藥品小賣商業組合	新双縣新發田町夕ヶ輪	同
新潟縣北蒲原郡醫藥品小賣商業組合	新潟縣吉田町	澁木文次郎
魚沼醫藥品小賣商業組合	新潟縣小千谷町	大關 泰藏
		大塚 定吉

藥業藥品

北巨摩藥種小賣商業組合	山梨縣韭崎町	山本彦佐久
飯田藥品小賣商業組合	飯田市	大原六兵衛
松本藥品商業組合	松本市中町	佳山 哲也
長野縣北信濃藥種商業組合	長野縣神奈川村野山本方	飯島佐平治
上伊那藥品小賣商業組合	長野市妻科信濃衛生會館内	久保田力藏
長野縣衛生材料卸商業組合	長野縣北佐久郡志賀村	渡邊治之助
長野縣商業組合	長野市南縣町	池龜直太多
南安曇藥品小賣商業組合	長野縣豐科町	佐野 祐吉
木曾醫藥品小賣商業組合	長野縣福島町商工會内	角滿覺兵衛
長野縣藥品小賣商業組合	長野市妻科信濃衛生會館内	久保田力藏
諏訪藥品小賣商業組合	岡谷市三、四一六	久保田力藏
北佐久郡藥種商業組合	長野縣小諸町	大和 秀雄
上田藥品小賣商業組合	上田市上田	柳田森四郎
南佐久郡藥品小賣商業組合	長野縣野澤町野澤一	關 末司
小縣郡藥種小賣商業組合	長野縣神川村大瓦	相馬朝四郎
北信濃草移出商業組合	長野縣古間村大字古間	吉田萬太郎
飛騨醫藥品商業組合	高山市馬場町二ノ一〇〇	中山 寅吉
岐阜縣中濃醫藥品小賣商業組合	岐阜縣美濃町二、三〇六	伊藤松太郎
岐阜縣北濃醫藥品小賣商業組合	同中津町一、七五六	西部金一郎
岐阜縣衛生材料卸商業組合	岐阜市三番町六	服部 正次
岐阜縣衛生材料卸商業組合	同	篠田豊四郎
美濃醫藥品小賣商業組合	同三番町	井上松治郎
濃松醫藥品小賣商業組合	濃松市池町一、二一	鈴木 清一
静岡縣衛生材料卸商業組合	静岡市五番町六	小出岩太郎
駿遠醫藥品小賣商業組合	静岡縣堀ノ内町五丁目	櫻井 長谷

富山縣配置賣藥商業組合	富山市總曲輪	廣瀬 重造
富山縣賣藥商業組合	富山縣福野町	鶴居孫之丞
富山縣藥品卸商業組合	富山市總曲輪日報ビル	金岡 又左衛門
富山縣農藥商業組合	高岡市横田町	多田太三郎
富山縣賣藥物用品卸商業組合	富山市總曲輪	太田貞一郎
富山縣衛生材料卸商業組合	富山市太田口町	福森 敏龜
富山縣東部醫藥品小賣商業組合	富山市古鍛冶町	中田 勇吉
富山縣西部醫藥品小賣商業組合	高岡市守山町	朝山小三郎
石川縣衛生材料卸商業組合	金澤市下堤町六一	安藤 謙治
石川縣醫藥品卸商業組合	金澤市下近江町四三	同
石川縣南部醫藥品小賣商業組合	小松市龍助町五四	竹田 正
石川縣中部醫藥品小賣商業組合	金澤市下堤町六四	英 安吉
石川縣北部醫藥品小賣商業組合	七尾市檜物町三〇	守 佐亮
福井縣衛生材料卸商業組合	福井市照手上町	齋藤長九郎
大野藥種賣藥小賣商業組合	福井縣大野町七間	玉木 得三
福井縣衛生材料卸商業組合	福井縣武生町蓬萊七七	伊藤久兵衛
福井縣衛生材料卸商業組合	福井縣津町六日八ノ四ノ一	伊藤 勝吉
福井縣衛生材料卸商業組合	福井市壽町一八	鶴田土三郎
福井縣衛生材料卸商業組合	福井縣大野郡勝山町袋田九三	橋本 嘉藏
福井縣衛生材料卸商業組合	山梨縣下吉田町	白崎卯太郎
福井縣衛生材料卸商業組合	山梨縣大月町	白須小四郎
福井縣衛生材料卸商業組合	山梨縣西八代郡大河内村角町	鯨岡 廣一
福井縣衛生材料卸商業組合	甲府市泉町九一	依田 富重
福井縣衛生材料卸商業組合	同下連雀町二ノ七	大塚 正重
福井縣衛生材料卸商業組合	同甲府商工會議所内	宮澤 良道
山梨縣農藥劑商業組合		相原 魁

静岡縣衛生材料卸商業組合	静岡市八幡本町四ノ五一ノ一	岡本 快造
静岡縣醫藥品卸商業組合	静岡市西門町二四	齋藤重五郎
静岡縣衛生材料卸商業組合	静岡市五番町	小出岩太郎
中遠醫藥品小賣商業組合	静岡縣磐田町中泉六一二	水野 政治
沼津醫藥品小賣商業組合	沼津市上本町六九	鈴木 操
清水醫藥品小賣商業組合	清水市松原町三丁目	眞長 兵衛
伊豆醫藥品小賣商業組合	三島市廣小路	君澤 安
静岡縣衛生材料卸商業組合	静岡市一番町三	小出岩太郎
静岡縣衛生材料卸商業組合	庵原郡由比町北田	鈴木義兵衛
静岡縣衛生材料卸商業組合	名古屋市東區添地町三	横井 龜吉
名古屋醫藥品商業組合	愛知縣萩原町	林 萬三郎
名古屋醫藥品商業組合	愛知縣西尾町大字櫻木	千葉 蝶二
名古屋醫藥品商業組合	半田市字中村三一	小栗 半左衛門
名古屋醫藥品商業組合	愛知縣津島町	早川 三郎
名古屋醫藥品商業組合	同高濱町	山脇 治祿
名古屋醫藥品商業組合	岡崎市連尺町二六	大山甚八郎
名古屋醫藥品商業組合	一宮市	岡本勝次郎
名古屋醫藥品商業組合	瀬戸市大字瀬戸	松本 鎌吉
名古屋醫藥品商業組合	名古屋市東區上堅杉町	神倉龜太郎
名古屋醫藥品商業組合	豊橋市萱町五一	黒田 高
名古屋醫藥品商業組合	愛知縣舉母町	山田 光三
名古屋醫藥品商業組合	名古屋市西區兒玉町二	山田 光三
名古屋醫藥品商業組合	桑名市	田山八十吉
名古屋醫藥品商業組合	津市下部田二六ノ八	同
名古屋醫藥品商業組合	同	渡邊 守雄
名古屋醫藥品商業組合	甲賀郡大原町大原市場	

藥業藥品

滋賀縣農藥商業組合	大津市葭原町一五	千田伊兵衛	京都西陣醫藥品小賣商業組合	京都市上京區一條通加光院西八兩新	國枝元三郎
湖北醫藥品小賣商業組合	滋賀縣長濱町大字宮五四	中川 藤吉	京都西醫藥品小賣商業組合	京都市右京區太秦安井東道町二二	入住 梧樓
滋賀縣衛生材料卸商業組合	大津市樹屋町十三	松下 金藏	福知山醫藥品小賣商業組合	福知山市上紺屋十八	大槻 欽三
大津醫藥品小賣商業組合	大津市大津商工會議所内	谷口甚一郎	大阪府衛生材料卸商業組合	大阪府東區釣鐘町二ノ四〇	佐藤類太郎
蒲生醫藥品小賣商業組合	滋賀縣日野町大窪三〇九	正野 玄三	但馬醫藥品小賣商業組合	大阪府東區川區本庄西通一ノ二	東代清次郎
野栗醫藥品小賣商業組合	滋賀縣草津町草津一、三〇五	宇野莊太郎	神戶醫藥品小賣商業組合	兵庫縣豐岡町豐田七	辻 徳藏
甲賀醫藥品小賣商業組合	滋賀縣甲賀郡油日村大字田田猪	山中爲治郎	神戶醫藥品小賣商業組合	神戶市榮町通五ノ五三ノ一	服部 虎一
彦根醫藥品小賣商業組合	野根市橋本町三四	野村利太郎	尼崎醫藥品小賣商業組合	神戶市昭通一ノ三一ノ一三	二宮 昌平
神愛醫藥品小賣商業組合	滋賀縣知川町	奧村 茂	兵庫醫藥品小賣商業組合	同葦合區磯上通六ノ一〇五	郡司 賢亮
高島醫藥品小賣商業組合	滋賀縣能登川町今津今井彦一方	清水 美輔	兵庫醫藥品小賣商業組合	同葦合區磯上通四ノ一〇五	小西 義雄
滋賀縣醫藥品卸商業組合	滋賀縣能登川町見七二二一小島	片山 金助	攝丹醫藥品小賣商業組合	兵庫縣加古郡加古町寺家町	尾崎 三治
京南醫藥品商業組合	京都市下京區西九條比水城町四三	森口 政信	加古郡醫藥品小賣商業組合	兵庫縣多紀郡篠山町	藤井 善吉
京都府衛生材料卸商業組合	京都市中京區烏丸通御地南	高村宮太郎	攝丹醫藥品小賣商業組合	明石市西本町一一九	吉田 繁男
京都中央醫藥品小賣商業組合	京都市中京區寺町竹屋町上北藤木町二	河原林剛次	明石醫藥品小賣商業組合	兵庫縣保保郡龍野町龍野	山本 治助
京都東山醫藥品小賣商業組合	京都市中京區二條通京町東八ノ五屋町	中川 盛長	西播磨醫藥品小賣商業組合	神戶市葦合區磯上通四ノ一〇六	上田 實
京都府伏見醫藥品小賣商業組合	京都市東山区三條通南三筋日白川筋西	織田宇一郎	兵庫醫藥品小賣商業組合	姫路市元鹽町二七	吉田 一夫
城南醫藥品小賣商業組合	京都市東山区三條通南三筋日白川筋西	酒田光一郎	東播磨醫藥品小賣商業組合	兵庫縣美藝郡三木町福井一、	小林 啓八
奧丹醫藥品小賣商業組合	京都府與謝郡宮津町字魚屋	久保 信二	淡路醫藥品小賣商業組合	洲本市細工町甲五九一	大谷 行三
兩輝醫藥品小賣商業組合	舞鶴市字本四三	白敷 廣治	奈良縣衛生材料卸商業組合	奈良縣高市郡八木町	森田 福賢
大阪北醫藥品商業組合	大阪市東區淀川區豐崎西通二ノ	吉井 素雄	奈良縣衛生材料卸商業組合	奈良縣磯城郡櫻井町	西浦 久藏
大阪中央醫藥品商業組合	同東區區東入船町一三	稻葉 房藏	和歌山醫藥品小賣商業組合	和歌山縣北葛城郡高田町	後岡 桂三
大阪南醫藥品商業組合	同西成區區中道本通一ノ二六	山本 直美	熊野醫藥品小賣商業組合	和歌山縣那賀郡那賀出町大字宮	米田猪太郎
大阪東醫藥品商業組合	同港區九條南通一ノ七五五	木村 嘉三郎	紀北醫藥品小賣商業組合	和歌山縣那賀郡那賀出町大字宮	赤根由次郎
大阪西醫藥品商業組合		伊丹 數三	有田醫藥品小賣商業組合		八木 源平
		大岡 武重			津田 喜康

日高西牟婁種痘卸商業組合	和歌山縣邊町大字榮町	澁川 増造	山口醫藥品小賣商業組合	山口市新道二、三四〇	井上藤四郎
和歌山縣衛生材料卸商業組合	和歌山市駿河町	沖井 一夫	防府醫藥品小賣商業組合	防府市大字西佐波合、三四	福本 貞次
和歌山縣醫藥品卸商業組合	和歌山市北汀町一五	松山達之助	宇部醫藥品小賣商業組合	宇部市商工會議所内	佐村 信一
鳥取縣衛生材料卸商業組合	鳥取市上魚町四八	林 兼太郎	岩國醫藥品小賣商業組合	岩國市役所内	進藤 勇
鳥取縣衛生材料卸商業組合	同	同	周陽醫藥品小賣商業組合	徳山市三二二	行本 盈三
鳥取縣衛生材料卸商業組合	同	同	長門醫藥品小賣商業組合	萩市大字橋本町二四	淺田 敏高
鳥取縣衛生材料卸商業組合	同	同	板野醫藥品小賣商業組合	徳島縣板野郡撫養町岡崎字二	泉 利文
鳥取縣衛生材料卸商業組合	同	同	那賀醫藥品小賣商業組合	徳島縣那賀郡那賀出町大字宮	長尾 六平
鳥取縣衛生材料卸商業組合	同	同	三好醫藥品小賣商業組合	徳島縣三好郡池田町	久保 萬四郎
鳥取縣衛生材料卸商業組合	同	同	徳島醫藥品小賣商業組合	徳島縣船場町一四八	多田 道長
鳥取縣衛生材料卸商業組合	同	同	徳島醫藥品小賣商業組合	徳島縣日和佐町	花川 馨
鳥取縣衛生材料卸商業組合	同	同	徳島醫藥品小賣商業組合	徳島縣西新町一丁目	川真田忠義
鳥取縣衛生材料卸商業組合	同	同	徳島醫藥品小賣商業組合	徳島縣西新町一丁目	鈴江直三郎
鳥取縣衛生材料卸商業組合	同	同	徳島醫藥品小賣商業組合	徳島縣西新町一丁目	三好實三郎
鳥取縣衛生材料卸商業組合	同	同	徳島醫藥品小賣商業組合	徳島縣西新町一丁目	内田 聖二
鳥取縣衛生材料卸商業組合	同	同	徳島醫藥品小賣商業組合	徳島縣西新町一丁目	享島彦三郎
鳥取縣衛生材料卸商業組合	同	同	徳島醫藥品小賣商業組合	徳島縣西新町一丁目	岡内 昌三
鳥取縣衛生材料卸商業組合	同	同	徳島醫藥品小賣商業組合	徳島縣西新町一丁目	同
鳥取縣衛生材料卸商業組合	同	同	徳島醫藥品小賣商業組合	徳島縣西新町一丁目	今澤義三郎
鳥取縣衛生材料卸商業組合	同	同	徳島醫藥品小賣商業組合	徳島縣西新町一丁目	青野 榮
鳥取縣衛生材料卸商業組合	同	同	徳島醫藥品小賣商業組合	徳島縣西新町一丁目	佐野 義夫
鳥取縣衛生材料卸商業組合	同	同	徳島醫藥品小賣商業組合	徳島縣西新町一丁目	二宮 福源
鳥取縣衛生材料卸商業組合	同	同	徳島醫藥品小賣商業組合	徳島縣西新町一丁目	桑原 薰躬
鳥取縣衛生材料卸商業組合	同	同	徳島醫藥品小賣商業組合	徳島縣西新町一丁目	戸井真喜太
鳥取縣衛生材料卸商業組合	同	同	徳島醫藥品小賣商業組合	徳島縣西新町一丁目	合田 茂平
鳥取縣衛生材料卸商業組合	同	同	徳島醫藥品小賣商業組合	徳島縣西新町一丁目	小川 澄夫

藥業藥品

藥業藥品

Table listing pharmaceutical associations and their representatives. Includes entries for 高知縣中央醫藥品小賣商業組合, 高知縣東部醫藥品小賣商業組合, etc.

藥業藥品

Table listing pharmaceutical associations and their representatives. Includes entries for 大野郡醫藥品小賣商業組合, 東國東郡醫藥品小賣商業組合, etc.

Table listing industrial associations and their representatives. Includes entries for 杵島郡賣藥商業組合, 三養基郡賣藥商業組合, etc.

Table listing industrial associations and their representatives. Includes entries for 青森縣賣藥工業組合, 山形縣賣藥工業組合, etc.

Table listing various pharmaceutical associations and their members, including groups like '横濱市賣藥工業組合' and '神奈川縣賣藥工業組合'.

Table listing pharmaceutical associations and members, including groups like '大阪粉末藥品工業組合' and '奈良縣南葛城郡御所町'.

各府縣藥劑師會

Table listing prefectural and county pharmacist associations, such as '北海道藥劑師會', '京都藥劑師會', and '兵庫藥劑師會'.

Table listing various local and colonial pharmacist associations, including '秋田藥劑師會', '高知藥劑師會', and '各殖民地藥劑師會'.

法規法令

言例

一、「法規法令」は昭和十七年度中に制定或ひは改正公布された業界関係のものを輯録することを建前とする點に於いて例年の通りである。但し「國家總動員法」のみは前年度に重複して掲出した。

二、本年度中に公布を見た法規の中には「企業許可令」「企業整備令」及び「廣告税法」等重要なるものあり、その他關係法令は其の許す限りこれを掲げ、「賣薬部外品取締規則」「賣薬法」「商店法」「諸届書式」等は前年に準じて掲載を見合せた。必要の節は昭和十六年版を参照されたい。

國家總動員法中

改正（改正全文）

昭和十三年四月法律第五十五號
昭和十六年三月法律第十九號

第一條 本法に於て國家總動員とは戰時（戰爭に準ずべき事變の場合を含む以下之に同じ）に際し國防目的達成の爲國の全力を最も有効に發揮せしむる様人的及物的資源を統制運用するを謂ふ

第二條 本法に於て總動員物資とは左に掲ぐるものを謂ふ

- 一 兵器、艦艇、彈藥其の他の軍用物資
- 二 國家總動員上必要な被服、食料、飲料及飼料
- 三 國家總動員上必要な醫藥品、醫療器械器具其の他の衛生用物資及家畜衛生用物資
- 四 國家總動員上必要な船舶、航空機、車輛、馬其の他の輸送用物資
- 五 國家總動員上必要な通信用物資
- 六 國家總動員上必要な土木建築用物資

- 七 及照明用物資
- 八 國家總動員上必要な燃料及電力
- 九 前各號に掲ぐるものの生産、修理、配給又は保存に要する原料、材料、機械器具、装置其の他の物資
- 九 前各號に掲ぐるものを除くの外勅令を以て指定する國家總動員上必要な物資

- 第三條 本法に於て總動員業務とは左に掲ぐるものを謂ふ
- 一 總動員物資の生産、修理、配給、輸出入又は保管に關する業務
- 二 國家總動員上必要な運輸又は通信に關する業務
- 三 國家總動員上必要な金融に關する業務
- 四 國家總動員上必要な衛生、家畜衛生又は救護に關する業務
- 五 國家總動員上必要な教育訓練に關する業務
- 六 國家總動員上必要な試験研究に關する業務
- 七 國家總動員上必要な情報又は啓發宣傳に關する業務
- 八 國家總動員上必要な警備に關する業務
- 九 前各號に掲ぐるものを除くの外勅令を以て指定する國家總動員上必要な業務

第四條 政府は戰時に際し國家總動員上必要なときは勅令の定むる所に依り帝國臣民を徵用して總動員業務に従事せしむることを得

を得但し兵役法の適用を妨げず

第五條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り帝國臣民及帝國法人其の他の團體をして國、地方公共團體又は政府の指定する者の行ふ總動員業務に付協力せしむることを得

第六條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り従業者の使用、雇入若しは解雇、就職、従業者若しは退職又は賃金、給料其の他の従業條件に付必要なる命令を爲すことを得

第七條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り労働爭議の豫防若しは解決に關し必要なる命令を爲し又は作業所の閉鎖、作業若しは労働の中止其の他の労働爭議に關する行爲の制限若しは禁止を爲すことを得

第八條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り物資の生産、修理、配給、讓渡其の他の處分、使用、消費、所持及移動に關し必要なる命令を爲すことを得

第九條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り輸出若しは輸入の制限若しは禁止を爲し、輸出若しは輸入を命じ、輸出税若しは輸入税を課し又は輸出税若しは輸入税を増課若しは減免することを得

第十條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員物資を使用若しは收用し又は總動員業務を行ふ

者をして之を使用若しは收用せしむることを得

第十一條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り會社の設立、資本の増加、合併、目的變更、社債の募集若しは第二回以後の株金の拂込に付制限若しは禁止を爲し、會社の利益金の處分、償却其の他經理に關し必要なる命令を爲し又は銀行、信託會社、保險會社其の他勅令を以て指定する者に對し資金の運用、債務の引受若しは債務の保證に關し必要なる命令を爲すことを得

第十二條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは總動員業務たる事業を營む會社の當該事業に屬する設備の費用に充つる爲の社債の募集に付商法第二百九十七條の規定に拘らず勅令を以て別段の定を爲すことを得

第十三條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員業務たる事業に屬する工場、事業場、船舶其の他の施設又は之に轉用することを得る施設の全部又は一部を管理、使用又は收用することを得

第十四條 政府は前項に掲ぐるものを使用又は收用する場合に於て勅令の定むる所に依り其の従業者を供用せしめ又は當該施設に於て現に實施する特許發明若しは登録實用新案を實施することを得

第十五條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員業務に關する土地若しは家屋其の他の工作物を管理、使用若しは收用し又は總動員業務を行ふ者をして之を使用若しは收用せしむることを得

第十六條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り礦業權、砂鑛權及水の使用に關する權利を使用若しは收用し又は總動員業務を行ふ者をして特許發明及登録實用新案を實施せしめ若しは鑛業權、砂鑛權及水の使用に關する權利を使用せしむることを得

令を爲すことを得

第十六條の三 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り事業の開始、委託、共同經營、讓渡、廢止若しくは休止又は法人の目的變更、合併若しくは解散に關し必要な命令を爲すことを得

第十七條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り同種若しくは異種の事業の事業主間に於ける當該事業に關する統制協定の設定、變更若しくは廢止に付認可を受けしめ、統制協定の設定、變更若しくは取消を命じ又は統制協定の加盟者若しくは其の統制協定に加盟せざる事業主に對し其の統制協定に依るべきことを命ずることを得

第十八條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り同種又は異種の事業の事業主又は其の團體に對し當該事業の統制又は統制の爲にする經營を目的とする團體又は會社の設立を命ずることを得

前項の命令に依り設立せらるる團體は法人とす
第一項の規定に依り設立を命ぜられたる者其の設立を爲さざるときは政府は定款の作成其の他設立に關し必要な處分を爲すことを得

第一項の團體成立したるときは政府は勅令の定むる所に依り當該團體の構成員たる資格を有する者をして其の團體の構成員たらしむることを得

其の他の出版物の掲載に付制限又は禁止を爲すことを得
政府は前項の制限又は禁止に違反したる新聞紙其の他の出版物にして國家總動員上支障あるものの發賣及頒布を禁止し之を差押ふることを得此の場合に於ては併せて其の原紙を差押ふることを得

第二十一條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り帝國臣民及帝國臣民を雇傭若しくは使用する者をして帝國臣民の職業能力に關する事項を申告せしめ又は帝國臣民の職業能力に關し検査することを得

第二十二條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り學校、養成所、工場、事業場其の他技能者の養成に適當する施設の管理者又は養成せらるべき者の雇傭主に對し國家總動員上必要な技能者の養成に關し必要な命令を爲すことを得

第二十三條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員物資の生産、販賣又は輸入を業とする者をして當該物資又は其の原料若しくは材料の一定數量を保有せしむることを得
第二十四條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員業務たる事業の事業主又は戦時に際し總動員業務を實施せしむべき者をして戦時に際し實施せしむべき總動員業務に關する計畫を設定せしめ又は當該計畫に基き必要な演練を爲

しむることを得

政府は第一項の團體に對し其の構成員（其の構成員の構成員を含む以下之に同じ）の事業に關する統制規程の設定、變更若しくは廢止に付認可を受けしめ、統制規程の設定若しくは變更を命じ又は其の構成員若しくは構成員たる資格を有する者に對し團體の統制規程に依るべきことを命ずることを得第一項の團體又は會社に關し必要な事項は勅令を以て之を定む

第十八條の二 第十六條の二の規定に依り設備若しくは権利の讓渡若しくは出資を命じ又は第十六條の三の規定に依り事業の讓渡を命じたる場合に於て讓渡者又は出資者の負擔する債務の承繼及其の擔保の處理に關し必要な事項は勅令を以て之を定む

第十八條の三 第十六條の二の規定に依り設備若しくは権利の讓渡若しくは出資、第十六條の三の規定に依り事業の讓渡若しくは法人の合併又は第十八條第一項若しくは第三項の規定に依り設立せらるる團體若しくは會社に付ては勅令の定むる所に依り課税標準の計算に關する特別を設け又は租税の減免を爲すことを得

第十九條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り價格、運送費、保管料、保険料、貸貸料、加工賃、修繕料其の他の財産的給付に關し必要な命令を爲すことを得
第二十條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り新聞紙

さしむることを得

第二十五條 政府は國家總動員上必要あるときは總動員物資の生産若しくは修理を業とする者又は試験研究機關の管理者に對し試験研究を命ずることを得

第二十六條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員物資の生産又は修理を業とする者に對し豫算の範圍内に於て一定の利益を保證し又は補助金を交付することを得此の場合に於て政府は其の者に對し總動員物資の生産若しくは修理を爲さしめ又は國家總動員上必要な設備を爲さしむることを得

第二十七條 政府は勅令の定むる所に依り第八條、第十條、第十三條、第十四條若しくは第十六條の二の規定に依る處分、第九條の規定に依る輸出若しくは輸入の命令、第十一條の規定に依る資金の融通、有價證券の應募、引受若しくは買入、債務の引受若しくは債務の保證の命令、第十六條の規定に依る設備の新設、擴張若しくは改良の命令又は第十六條の三の規定に依る事業の委託、讓渡、廢止若しくは休止若しくは法人の目的變更若しくは解散の命令に因り生じたる損失を補償す但し第二項の場合はこの限に在らず

總動員業務を行ふ者は第十條第十三條第三項又は第十四條の規定に依り使用、收用又は實施を爲す場合に於ては勅令の定むる所に依り之に因り生じたる損失を補償すべし
第二十八條 政府は第二十二條、第二十三條

業界関係
法令索引

〔自昭和十三年四月
至昭和十七年九月〕

- ▽昭和九年年鑑發刊以來、本年鑑の「法規法令」欄に掲載された法規類の数はかなりの數に昇つてゐるが、それらに必要とする際舊年鑑を利用して頂くため、茲にその索引を掲げた。
- ▽下部の數字は年鑑の年號であつて例へば①は昭和九年版年鑑に掲載されてあることを示す
- ▽ゴジツク體は本號に掲載せるものを示す
- 國家總動員法 昭和十三年四月法律第五十五號、昭和十六年三月法律第十九號改正 ①
- 價格統制令 昭和十四年十月勅令第七〇三號、昭和十五年十月勅令第六七七號、昭和十六年九月勅令第八四一號、昭和十七年二月商工農林省告示第一號 ①②③④
- 同 施行規則 昭和十四年十月閣令第一三號、昭和十五年十月閣令第一二號、昭和十六年一月閣令第一號第二號、同五月閣令第一三號、同九月閣令第二一號、昭和十七年四月

- 閣令第一三號 ①②③④
- 貸金臨時措置令 昭和十四年十月勅令第七〇五號 ①
- 同 施行規則 同年厚生省令第三四號 ①
- 同 労働局長通牒 ①
- 會社職員給與臨時措置令 昭和十四年十月勅令第七〇六號 ①
- 同 施行規則 同閣令第十四號 ①
- 電力調整令 昭和十四年十月勅令第七〇八號 ①
- 同 施行規則 昭和十四年十月通信省令第四六號、昭和十七年八月通信省令第九二號 ①②
- 同 施行規則 昭和十四年十月通信省令第四六號 ①
- 青少年雇入制限令 昭和十五年一月勅令第三六號 ①
- 貸金統制令 昭和十五年十月勅令六七五號 ①
- 會社經理統制令 昭和十五年十月勅令第六八〇號、昭和十六年九月勅令八五九號、昭和十六年十二月勅令第一二三四號、昭和十七年一月閣令第一號、昭和十七年二月閣令第四號 ①②③④
- 從業者移動防止令 昭和十五年十一月勅令第七五〇號 ①
- 生活必需物資統制令 昭和十六年四月勅令第三六三號 ①
- 貿易統制令 昭和十六年五月勅令五八一號 ①
- 同 施行規則 昭和十六年六月商工農林省令第九號、同七月同省令第一〇號、昭和十七年四月商工農林省令第一號 ①②
- 醫藥品及衛生材料生産配給統制規則 昭和十

又は第二十五條の規定に依り命令を爲す場合に於ては勅令の定むる所に依り之に因り生じたる損失を補償し又は補助金を交付す

第三十條 政府は第二十六條又は第二十八條の規定に依り利益の保證又は補助金の交付を受くる事業を監督し之が爲必要な命令又は處分を爲すことを得

第三十一條 政府は國家總動員上必要あるときは命令の定むる所に依り報告を徴し又は當該官吏をして必要な場所に臨檢し業務の狀況若し帳簿書類其の他の物件を検査せしむることを得

第三十二條 第九條の規定に依る命令に違反し輸出又は輸入を爲し又は爲さんとしたる者は三年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處す

前項の場合に於て輸出又は輸入を爲し又は爲さんとしたる物にして犯人の所有し又は所持するものは之を沒收することを得若し其の全部又は一部を沒收すること能はざるときは其の價額を追徴することを得

第三十三條 左の各號の一に該當する者は三年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處す 一 第七條の規定に依る命令又は制限若し禁止に違反したる者 二 第九條の規定に依る命令に違反し輸出又は輸入を爲さざる者 三 第十條の規定に依る總動員物資の使用又は收用を拒み、妨げ又は忌避したる者 四 第十三條の規定に依る施設、土地若し工作物の管理、使用若し收用又は従業者の供用を拒み、妨げ又は忌避したる者 第三十四條 左の各號の一に該當する者は二年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處す 一 第十一條の規定に依る制限若し禁止又は命令に違反したる者 二 第十六條の規定に依る制限若し禁止又は命令に違反したる者 三 第十六條の二の規定に依る命令に違反したる者 四 第十六條の三の規定に依る命令に違反したる者 五 第十七條若し第十八條第五項の規定に違反し認可を受けずして統制協定若し統制規程を設定、變更若し廢止し又は第十七條若し第十八條第五項の規定に依る命令に違反したる者 六 第二十三條の規定に依る命令に違反し

六年五月厚生省令第一五號 小麥粉等製造配給統制規則 昭和十六年七月 農林省令第五八號 陸運統制令第二條による指定 昭和十六年八月 月鐵道省告示第一五三號 重要産業團體令 昭和十六年八月勅令第八三一號 一號 同 施行規則 昭和十六年九月閣令一九號 配電統制令 昭和十六年八月勅令第八三二號 同 會社所有株式評價臨時措置令 昭和十六年八月勅令第八三三號 株式價格統制令 昭和十六年八月勅令第八三四號 四號 金屬類回收令 昭和十六年八月勅令第八三五號 同 回收物件及施設指定規則 昭和十六年九月閣令第二〇號 重要輸出品取締法 昭和十一年五月法律第二六號 輸出入品等に關する臨時措置に關する件 昭和十二年九月法律第九二號 臨時輸出入許可規則 同年十月商工省令第二三號 輸入石鹼取締規則 大正四年六月農商務省令第一〇號 輸出獸毛製刷毛取締規則 大正十年八月農商務省令第二六號 關東州、滿洲國及び中華民國向輸出調整に關する件 昭和十四年九月商工省令第五三〇

保有を爲さざる者

第七 第二十六條の規定に違反し生産、修理又は設備を爲さざる者

第三十五條 前四條の罪を犯したる者には情狀に因り懲役及罰金を併科することを得

第三十六條 左の各號の一に該當する者は一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處す

一 第四條の規定に依る懲用に應ぜず又は同條の規定に依る業務に従事せざる者

二 第六條の規定に依る命令に違反したる者

第三十七條 左の各號の一に該當する者は三千圓以下の罰金に處す

一 第二十二條の規定に依る命令に違反したる者

二 第二十四條の規定に依る命令に違反し計畫の設定又は演練を爲さざる者

三 第二十五條の規定に依る命令に違反し試験研究を爲さざる者

第三十八條 左の各號の一に該當する者は千圓以下の罰金に處す

一 第十八條第一項の規定に依る命令に違反し團體又は會社の設立を爲さざる者

二 第十八條第六項の規定に依る命令に違反したる者

三 第三十條の規定に依る命令又は處分に違反したる者

四 第三十一條の規定に依る報告を怠り又は虚偽の報告を爲したる者

第三十九條 第二十條第一項の規定に依る制

限又は禁止に違反したるときは新聞紙に在りては發行人及編輯人、其の他の出版物に在りては發行者及著作者を二年以下の懲役若し禁錮又は二千圓以下の罰金に處す

新聞紙に在りては編輯人以外に於て實際編輯を擔當したる者及掲載の記事に署名したる者亦前項に同じ

第四十條 第二十條第二項の規定に依る差押處分の執行を妨害したる者は六月以下の懲役若し禁錮又は五百圓以下の罰金に處す

第四十一條 前二條の罪には刑法併合罪の規定を適用せず

第四十二條 第三十一條の規定に依る當該官吏の検査を拒み、妨げ又は忌避したる者は六月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す

第四十三條 第二十一條の規定に違反して申告を怠り又は検査を拒み、妨げ若し忌避したる者は五十圓以下の罰金又は拘留若し科料に處す

第四十四條 總動員業務に従事したる者其の業務遂行に關し知得したる當該官廳指定の總動員業務に關する官廳の機密を漏泄又は竊用したるときは二年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處す

公務員又は其の職に在りたる者職務上知得したる當該官廳指定の總動員業務に關する官廳の機密を漏泄又は竊用したるときは五年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處す

第四十五條 公務員又は其の職に在りたる者

重要輸出品取締法施行規則改正 昭和十四年六月商工省令第二六號

輸出石鹼指定標準 同商工省告示第一三一號

輸出刷子統制令 同年十一月商工省告示第三一號

奢侈品等製造販賣制限規則 昭和十五年七月商工省令第二二號

同製造禁止販賣制限除外規定 昭和十五年十月商工農林省告示第十七號

同規則による物品指定 昭和十五年七月商工省告示第三三九號、同第三四〇號、同第三四一號、同第三四二號、同商工農林省告示第一〇號、昭和十六年九月商工省告示第八四九號、第八五〇號、第八五一號改正

同 特免指定 昭和十五年九月商工省告示第五〇二號

同規則第二條第二項による販賣禁止商品 同規則第二條第二項による販賣禁止商品 小麥粉等配給統制規則 昭和十五年八月農林省令第六五號

澱粉類配給統制規則 昭和十五年八月農林省令第六八號

ニツケル使用制限規則 昭和十五年八月商工省令第六二號

圓城輸出調整令 昭和十五年八月商工省令第六六號

植物油脂及植物油脂原料種實配給統制規則 昭和十五年十一月農林省令第一〇六號、昭和十七年六月農林省令第四九號

本法の規定に依る職務執行に關し知得したる法人又は人の業務上の秘密を漏泄又は竊用したる時は二年以下の懲役又は二千元以下の罰金に處す

第十八條 第一項又は第三項の規定に依り事業の統制を目的として設立せられたる團體又は會社其の他本法に依る命令に依り統制を爲す法人其の他の團體の役員若しは使用人又は其の職に在りたる者其の業務執行に關し知得したる法人又は人の業務上の秘密を漏泄又は竊用したるとき亦前項に同じ

第四十六條 第十八條第一項又は第三項の規定に依り事業の統制を目的として設立せられたる團體又は會社其の他本法に依る命令に依り統制を爲す法人其の他の團體の役員若しは使用人其の他の團體の役員又は使用人其の他の團體の役員に關し知得したる法人又は人の業務上の秘密を漏泄又は竊用したるとき亦前項に同じ

第四十七條 前條第一項に掲ぐる者に對し賄賂を交付、提供又は約束したる者は二年以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す

第四十八條 法人の代表者又は法人若しは人の代理人、使用人其の他の従業者其の法人又は人の業務に關し知得したる法人又は人の業務上の秘密を漏泄又は竊用したるとき亦前項に同じ

用紙規格規則 昭和十五年十一月商工省令第九四號、同十二月同省令一〇九、十六年三月同省令一九號

輸出品及輸出品用原材料配給統制規則 昭和十五年十二月商工省令第一〇六號、十六年一月同省令第五號、昭和十七年八月商工省令第五七號

石油配給統制規則改正 昭和十五年十二月商工省令第一〇九號

石油副生物指定 昭和十五年十二月商工省令第八七〇號

硬化油等配給統制規則 昭和十六年五月商工省令第四九號

第一條の指定 昭和三十六年五月商工省令第四四二號

鐵製品製造制限規則 昭和十六年九月商工省令第八二號

物品指定 昭和十六年九月商工省令第八四八號

退職積立金及退職手當法 昭和十一年法律第四三號

商店法 昭和十二年三月法律第二八號

同施行規則 同八月勅令第六一九號

同施行規則 同厚生省令第二五號

臨時租稅增徴法 昭和十二年三月法律第三號

企業許可令

昭和十六年十二月十日 勅令第八四四號

本法施行の期日は勅令を以て之を定む(昭和十三年五月十五日より施行)

軍需工業動員法及昭和十二年法律第八十八號は之を廢止す

附則 本法施行の期日は勅令を以て之を定む(昭和十三年五月十五日より施行)

は承認を受けたるものと看做す但し主務大臣別段の定めを爲したるときは此の限に在らず

前項但書の場合に於ては相續人は主務大臣の定むる期間を限り第三條の規定に拘らず其の承繼したる事業を行ふことを得

前項に掲ぐる相續人前項の期間内に第三條の許可又は承認を申請したる場合に於て其の申請に對する處分の日迄前項に同じ

第一項の場合に於ては相續人は國家總動員法第三十一條の規定に基き閣令の定むる所に依り其の旨を行政官廳に報告すべし

第六條 指定事業に屬する設備にして主務大臣の指定するもの、新設、擴張又は改良を爲さんとする者は閣令の定むる所に依り行政官廳の許可又は指定統制會の承認を受くべし

第七條 指定事業の指定ありたる際現に其の事業を行ふ者又は其の相續人は國家總動員法第三十一條の規定に基き閣令の定むる所に依り其の事業を行ふ旨を行政官廳に報告すべし

第八條 指定事業を行ふ者其の事業の全部若しは一部を廢止したるとき又は其の事業を他人に委託したる場合に於て其の委託終了したるときは國家總動員法第三十一條の規定に基き閣令の定むる所に依り其の旨を行政官廳に報告すべし

第九條 本令に依り許可又は承認を要すべき事項に付他の法令に依る行政官廳の許可、

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)に於て依る場合を含む以下同じ

第十六條の規定に基き事業に屬する設備の新設、擴張又は改良の制限及國家總動員法第十六條の三の規定に基き事業の開始又は委託に關する命令は別に定むるものを除くの外本令の定むる所に依る

第二條 本令は國民經濟の總力發揮に資する爲企業の整備統制の基礎を確立することを目的とす

第三條 閣令を以て指定する事業(以下指定事業と稱す)を開始せんとする者は閣令の定むる所に依り行政官廳の許可又は重要産業團體令に依る統制會にして主務大臣の指定するもの(以下指定統制會と稱す)の承認を受くべし

前項の許可又は承認は工場、事業場、店舗其の他の事業を行ふ場所(事業を行ふ場所一定せざる業態の事業に付ては事業を行ふ區域を含む)毎に之を爲す但し主務大臣別段の定めを爲したるときは此の限に在らず

行政官廳又は指定統制會必要ありと認めるときは第一項の許可又は承認に條件を附することを得

第四條 指定事業を行ふ者其の事業を他人に委託せんとするときは閣令の定むる所に依り行政官廳の許可又は指定統制會の承認を受くべし

第五條 相續人が被相續人の行ふ指定事業を承繼したるときは相續人は第三條の許可又は承認を受けたるものと看做す但し主務大臣別段の定めを爲したるときは此の限に在らず

認可其の他の處分ありたるときは本令に依る許可又は承認ありたるものと看做す

第十條 行政官廳必要ありと認むるときは國家總動員法第三十一條の規定に基き指定事業を行ふ者より其の事業に關する報告を徴し又は當該官吏をして工場、事業場、店舗、倉庫、事務所其の他の場所に臨檢し業務の狀況若し帳簿書類其の他の物件を検査せしむることを得

第十一條 本令中主務大臣とあるは朝鮮、臺灣、樺太又は南洋群島に在りては各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又は南洋廳長官とし閣令とあるは朝鮮又は臺灣に在りては總督府令、樺太又は南洋群島に在りては廳令とす

附則 本令は昭和十六年十二月十三日より之を施行す但し朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては昭和十六年十二月二十六日より之を施行す

第十六條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り事業に屬する設備の新設、擴張若し改良を制限若し禁止し又は總動員業務たる事業

に屬する設備の新設、擴張若し改良を命ずることを得

第十六條の三 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り事業の開始、委託、共同經營、讓渡、廢止若し休止又は法人の目的變更、合併若し解散に關し必要なる命令を爲すことを得

第三十一條 政府は國家總動員上必要あるときは命令の定むる所に依り報告を徴し又は當該官吏をして必要なる場所に臨檢し業務の狀況若し帳簿書類其の他の物件を検査せしむることを得

企業許可令 施行規則

昭和十六年十二月二十八號 閣令第二十八號

第一條 企業許可令(以下令と稱す)第三條第一項の事業(以下指定事業と稱す)別表の通指定す

第二條 本令に於て卸賣業とは業として左に掲ぐる者(主務大臣の指定する者を除く)に物資を販賣する事業を謂ふ

會と稱す

第五條 令第三條の許可又は承認を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる申請書を其の事業を行ふ場所又は區域を管轄する行政官廳(其の事業に付指定統制會あるときは當該統制會)に提出すべし

一 開始せんとする事業
二 工場、事業場、店舗其の他の事業を行ふ場所の位置又は事業を行ふ區域
三 物資の生産、加工、修理、販賣又は保管の事業に在りては其の取扱物資の種類
四 事業開始の豫定時期

一 團體に在りては定款、寄附行爲其の他に之に準ずるもの、財産目録、貸借對照表及損益計算書、個人に在りては履歴書
二 當該事業以外の事業を行ふ場合に在りては其の事業の概要を記載したる書面
三 物資の生産、加工、修理、保管又は運送の事業に在りては其の事業に屬する主要設備及其の能力を記載したる書面

第六條 臨時資金調整法第四條の規定に依り認可又は許可を受ける場合に於ては令第三條の許可又は承認は之を受けることを要せず

第七條 令第四條の許可又は承認を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる申請書を委託者の事業を行ふ場所(事業を行ふ場所一定せざる業態の事業に付ては事業を

重要物産同業組合及同聯合會の取扱に關する件

同業組合準則 明治十七年十一月達第三七號
明治卅年五月省令第六號改正 ⑩⑪⑫

化粧品取締規則 昭和七年八月警視廳令第二四號、昭和十三年七月同第二二號改正 ⑬⑭⑮

化粧品營業取締規則 昭和十五年九月警視廳令第三十九號 ⑯

含鉛白粉禁止法令 昭和九年十二月內務省令第三五號 ⑰

同 昭和十年二月朝鮮總督府令第三號 ⑱

賣藥部外品取締規則 昭和七年七月內務省令第二五號 ⑲

同 各廳府縣施行細則 ⑳

警視廳令 昭和七年第二三號、昭和十年第二四號改正 ㉑

京都府令 昭和七年七二號 ㉒

大阪府令 昭和七年五五號 ㉓

神奈川縣令 昭和七年六八號 ㉔

兵庫縣令 昭和七年四九號 ㉕

長崎縣令 昭和八年三三號 ㉖

新潟縣令 昭和七年七九號 ㉗

埼玉縣令 昭和七年五九號 ㉘

千葉縣令 昭和十年一五號 ㉙

茨城縣令 昭和七年三三號 ㉚

群馬縣令 同年三二號 ㉛

栃木縣令 同年七八號 ㉜

奈良縣令 同年三一號 ㉝

三重縣令 同年五一號 ㉞

愛知縣令 同年一〇〇號 ㉟

山梨縣令 同年四〇號 ㊱

滋賀縣令 同年三五號 ㊲

岐阜縣令 昭和八年一九號 ㊳

長野縣令 昭和七年五九號 ㊴

福井縣令 昭和七年五二號 ㊵
石川縣令 同年三五號 ㊶
富山縣令 同年三五號 ㊷
鳥取縣令 明治廿三年二〇號、昭和三年五二號改正、昭和九年三八號 ㊸
島根縣令 明治四十四年五二號、大正十五年六〇號改正、昭和八年四九號 ㊹
岡山縣令 昭和九年一九號 ㊺
廣島縣令 昭和七年四一號 ㊻
山口縣令 同年六八號 ㊼
和歌山縣令 同年八三號 ㊽
德島縣令 昭和八年一號 ㊾
香川縣令 昭和七年五〇號 ㊿
愛媛縣令 昭和十年四八號 ①
高知縣令 昭和八年二九號 ②
福岡縣令 同年三一號 ③
大分縣令 昭和七年六六號 ④
熊本縣令 同年四七號 ⑤
宮崎縣令 昭和八年 ⑥
鹿兒島縣令 同年二五號 ⑦

第四條 令第三條第一項の規定に依り主務大臣統制會を指定せんとするときは當該統制會の承認を受くべき事業を指定し統制會の名稱と共に之を告示す

前項の規定に依る統制會は以下指定統制

行ふ區域を含む第八條、第十一條、第十三條又は第十七條に於て以下同じを管轄する行政官廳（其の事業に付指定統制會あるときは當該統制會）に提出すべし

一 委託せんとする事業の範圍
二 委託の豫定期間
三 委託せんとする事由
四 委託者の氏名又は名稱及住所
前項の申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし

一 委託者の行ふ事業の概要を記載したる書面
二 團體たる受託者に在りては定款、寄附行為其の他に準ずるもの財産目録、貸借對照表及損益計算書、個人たる受託者に在りては履歴書

第一項の申請書は受託者の連署を要す
第八條 相續人が被相續人の行ふ指定事業を承繼したるときは相續人は相續の事實を知りたる日より六十日以内に相續ありたることを證する書面を添附し其の旨の報告書を其の事業を行ふ場所を管轄する行政官廳に提出すべし

第九條 令第六條の許可又は承認を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる申請書を當該設備の屬する事業を行ふ場所を管轄する行政官廳（其の事業に付指定統制會あるときは當該統制會）に提出すべし
一 新設、擴張又は改良を爲さんとする設備及其の能力

第十條 令第六條の許可又は承認を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる申請書を當該設備の屬する事業を行ふ場所を管轄する行政官廳（其の事業に付指定統制會あるときは當該統制會）に提出すべし
一 新設、擴張又は改良を爲さんとする設備及其の能力

二 新設、擴張又は改良を爲さんとする設備に依り生産、加工、修理又は保管を爲すべき物資の種類
三 工事の著手及完成の豫定期間
四 設備の新設、擴張又は改良を爲さんとする事由
第十條 事業に屬する設備の新設、擴張又は改良に付臨時資金調整法第四條の二の規定に依り許可を受ける場合及同條但書の規定に依り許可を受けることを要せざる場合に於ては令第六條の許可又は承認を受けることを要せず
第十一條 指定事業の指定ありたる際現に其の事業を行ふ者又は其の相續人は其の指定ありたる日より六十日以内に左に掲ぐる事項を記載したる報告書を其の事業を行ふ場所を管轄する行政官廳に提出すべし
一 現に行ふ事業
二 工場、事業場、店舗其の他の事業を行ふ場所の位置又は事業を行ふ區域
三 物資の生産、加工、修理、販賣又は保管の事業に在りては其の取扱物資の種類
四 當該事業を開始したる時期
第十二條 指定事業を行ふ者其の事業の全部又は一部を廢止したるときは其の旨を記載したる報告書に其の事由を記載したる書面を添附し遲滞なく之を廢止したる事業を行ひたる場所（事業を行ふ場所一定せざる業態の事業に付ては事業を行ひたる區域を含む）を管轄する行政官廳に提出すべし

第十三條 指定事業を行ふ者其の事業を他人に委託したる場合に於て其の委託終了したるときは遲滞なく其の旨を記載したる報告書を委託者の事業を行ふ場所を管轄する行政官廳に提出すべし

第十四條 指定事業の指定ありたる際現に其の事業を行ふ者又は其の相續人第十一條に掲ぐる期間内に其の事業の全部又は一部を廢止したるときは其の廢止したる事業に付ては同條乃至前條の報告書は之を提出することを要せず

第十五條 令第九條第二項の規定に依り法令を定むること左の如し
藥品營業並藥品取扱規則第二十一條
賣藥法施行規則第十三條第二項
第十六條 令第十條第二項の證票は別記様式に依る

第十七條 本令に依り主務大臣に提出すべき書類は事業を行ふ場所を管轄する地方長官（東京府に在りては警視總監を含む）を経由すべし但し主務大臣別段の定を爲したるときは此の限に在らず
第十八條 本令に依り行政官廳に提出すべき報告書は其の事業に付指定統制會あるときは當該指定統制會を統由すべし
第十九條 令及本令に於て行政官廳とあるは別表指定事業の欄に掲ぐる事業に付各同表所管行政官廳の欄に掲ぐるものとす
第二十條 主務大臣必要ありと認むるときは本令に依り提出すべき申請書又は報告書に

別表指定事業の欄に掲ぐる事業に付各同表所管行政官廳の欄に掲ぐるものとす
第二十條 主務大臣必要ありと認むるときは本令に依り提出すべき申請書又は報告書に

關し別段の定を爲すことを得
第二十一條 本令に定むるものを除くの外令及本令の施行に關し必要な事項は主務大臣之を定む

附則
本令は企業許可令施行の日より之を施行す

Table with 3 columns: 分類 (Classification), 事業 (Business), 所管行政官廳 (Responsible Authority). Rows include categories like 化學工業, 製品加工工業, 蠟燭製造業, etc.

- 沖繩縣令 昭和七年二六號
北海道廳令 同年三七號
賣藥法 大正三年三月法律第一四號、大正五年六月法律第一四號改正
同 施行規則 大正三年八月內務省令第一六號、昭和五年九月第二九號、同七年七月第二八號、同十年七月第四三號、同十一年三月第六號改正
臺灣賣藥類似品營業取締規則 大正元年府令第一七號
毒物劇法營業取締規則（摘要） 明治四十五年內務省令第五號、昭和七年省令第二六號改正
同 改正 昭和十年內務省令第四四號第四五號
藥種營業取締規則 昭和五年七月警視廳令第二一號、昭和六年六月第二三號改正、昭和七年十一月同第四一號改正、昭和十年七月同第一三號改正、同十二月二九號改正
物品販賣價格取締規則 昭和十三年七月商工省令第五六號、同第六八號改正
廣告物取締法 明治四十四年法律第七〇號
同 施行規則 大正三年四月警視廳令第一〇號、昭和二年一月、昭和七年十月改正

- 同 施行規則 昭和十三年九月警視廳令第四七號改正
懸賞抽籤附販賣取締法 明治四十二年八月內務省令第二〇號、大正十四年六月警視廳令第二六號、大正十四年六月內訓甲第一號、大正十四年十一月大阪府令第一一六號、同訓保第五二一號
御省儉に關する取締方 明治卅一年十二月內務省令
商品券取締法 昭和七年九月法律第二八號
同 施行規則 昭和十六年十二月勅令第一〇八號
同 施行規則 昭和十六年十二月勅令第一〇八號
同 施行規則 昭和十六年十二月勅令第三八號
企業整備令 昭和十七年四月勅令第五〇三號
同 施行規則 昭和十七年五月商工、大藏、陸軍、海軍、司法、逓信、厚生省令第一號
纖維製品配給消費統制規則 昭和十七年一月商工省令第四號、昭和十七年二月商工省令第一三號、昭和十七年六月商工省令第四三號、昭和十七年七月商工省令第五〇號
廣告稅法 昭和十七年二月法律第五九號
同 施行規則 昭和十七年三月勅令第九七號
動物油脂配給統制規則 昭和十七年九月農林省令第七一號
植物油脂原料及植物油脂等配給統制規則 昭和十七年九月農林省令第七〇號

法規法令

一三三	化粧品類賣(薬部外品の取締規則の適用するものを除く)製造業	商工大臣	一三八	化粧品(浴用石鹼を含む)又は歯磨の小賣業	地方長官
一三四	歯磨(薬部外品の取締規則の適用するものを除く)製造業	地方長官	一四五	貴金屬又は寶石類の小賣業	同
一二六	亜鉛華製造業	商工大臣	一四八	鈷類小賣業	同
一三三	油脂製造(精製工程迄)業(蝸油搾油業を除く)	農林大臣	一五三	珊瑚眞珠又は鼈甲の小賣業	同
(4) 窯業及土石工業			二二二	擬革製品又はヴェルガナイスト・フアイバー製品	同
一三七	ガラス製品(板ガラスを除く)製造業	地方長官	二二四	革製品卸賣業	商工大臣
一四二	陶磁器製造業	同	二二五	革製品小賣業	地方長官
(6) 製材及木製品工業			二二七	ゴム製品卸賣業	商工大臣
一五二	コルク製品製造業	商工大臣	二二八	ゴム製品小賣業	地方長官
一五三	マツチ軸木製造業	同	二二九	セルロイド生地販賣業	商工大臣
(3) 商業			二三〇	硬化油販賣業	同
(1) 衣料品類販賣業			二三一	油脂製品(石鹼及蠟燭を含む)卸賣業	同
一	絲、針、釦等裁縫用手	地方長官	二二二	油脂製品(石鹼及蠟燭を含む)小賣業	地方長官
九	洋品及洋裝雜貨小賣業	同	二二四	蠟燭製品(燭を除く)卸賣業	商工大臣
一〇	半襟細貨小賣業	同	二二五	蠟燭製品(蠟燭を除く)小賣業	地方長官
(3) 住居用品類販賣業			二二六	香料販賣業	商工大臣
九六	荒物小賣業(臺所用其他の家庭用雜品小賣業)	地方長官	二二七	マツチ小賣業	同
(4) 其他雜品販賣業					
一二五	賣薬部外品卸賣業	地方長官但し東京府に在りては警視總監			
一二六	賣薬部外品小賣業	同			
一三六	塗料販賣業	地方長官			
一三七	化粧品又は歯磨の卸賣業	商工大臣			

企業整備令

昭和十七年四月十二日 勅令第五百三號

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)に於て依る場合を含む以下同じ)第十六條の二の規定に基く事業に屬する設備又は權利(水の使用に關する權利を除く以下同じ)の譲渡其の他の處分、出資、使用又は移動に關する命令及國家總動員法第十六條の三の規定に基く事業の委託、譲渡、廢止若しは停止又は法人の合併若しは解散に關する命令に付ては別に定むるものを除くの外本令の定むる所に依る

第二條 本令は國民經濟の總力發揮に資する爲企業を整備し又は之が爲事業に屬する設備若しは權利の利用を有效ならしむることを目的とす

第三條 主務大臣は必要ありと認むるときは物資の生産(加工を含む以下同じ)、修理、販賣、輸出、輸入又は保管の事業にして主務大臣の指定するものに屬する設備又は權

利に付一般的に譲渡其の他の處分、出資、使用又は移動を制限又は禁止することを得

前項の設備又は權利は主務大臣之を指定す

第四條 主務大臣は必要ありと認むるときは物資の生産、修理、販賣、輸出、輸入又は保管の事業にして主務大臣の指定するものに付一般的に當該事業の全部又は一部の譲渡、廢止又は休止を制限又は禁止することを得

前項の規定に依り主務大臣の指定する事業を営む法人の合併又は解散の決議は主務大臣の認可を受けるに非ざれば其の效力を生ぜず

第五條 主務大臣は必要ありと認むるときは物資の生産、修理、販賣、輸出、輸入若しは保管の業を営む者(以下事業主と稱す)又は主務大臣の指定する法人に對し其の事業に屬する設備若しは權利の譲渡若しは貸渡を命じ又は事業主若しは主務大臣の指定する法人に對し當該設備若しは權利の譲受若しは借受を命ずることを得

前項の規定に依る命令を受けた者は他の法令に拘らず譲渡又は貸借を爲すことを得

第六條 前條の場合に於ける譲渡又は貸借の條件は當事者間の協議に依る

前項の協議は主務大臣の認可を受けるに非ざれば其の效力を生ぜず

第一項の協議調はず又は協議を爲すこと能はざるときは主務大臣は譲渡又は貸借に關し必要なる決定を爲すことを得

法規法令

第七條 知れたる擔保權の目的たる設備又は權利に付第五條第一項の規定に依る譲渡又は讓受の命令ありたる場合に於て當該擔保權を消滅せしむるに非ざれば企業を整備し又は當該設備若しは權利の利用を有效ならしむること困難なるときは當事者は擔保權の處理に付擔保權者に協議することを得

前項の協議調はず又は協議を爲すこと能はざるときは當事者又は擔保權者は當該事項に付主務大臣の裁定を申請することを得

第八條 前條の規定は知れたる貸借權其の他の權利の目的たる設備又は權利に付第五條第一項の規定に依る命令ありたる場合に之を準用す

第九條 譲渡を受ける設備又は權利に付知れたる擔保權の存する場合に於て當該擔保權が第七條の規定に依り消滅するときは當該設備又は權利の譲渡價格を支拂ふべき者は其の譲渡價格を供託することを要す但し同條の協議又は裁定に於て別段の定を爲したるときは此の限に在らず

前項の場合に於ては當該擔保權者は供託金に對し其の權利を行ふことを得

第十條 主務大臣は第五條第一項の規定に依り事業に屬する設備の譲渡又は貸渡の命令を爲したる場合に於て必要ありと認むるときは第六條の協議又は決定前と雖も當該設備を占有する者に對し必要なる事項を指定して當該設備の譲受又は借受を爲すべき者に當該設備を使用せしむべきことを命ずる

ことを得

前項の場合に於て主務大臣は必要ありと認むるときは當該設備の譲受又は借受を爲すべき者をして相當の擔保を供託せしむることを得

前項の規定に依り供託したるものの處理に付ては第六條の協議又は決定に於て必要なる定を爲すべし

第十一條 主務大臣は必要ありと認むるときは事業主に對し其の事業に屬する設備又は權利を株式會社、株式合資會社又は有限會社に出資すべきことを命ずることを得此の場合に於て主務大臣は出資の相手方たる會社に對し必要なる事項を命ずることを得

第五條第二項及第六條乃至第八條の規定は前項の場合に之を準用す

前項の設備又は權利に付知れたる擔保權の存する場合に於て當該擔保權が前項に於て準用する第七條の規定に依り消滅するときは當該擔保權者は出資に對し割當てられたる株式又は持分の上に質權を有す但し同條の協議又は裁定に於て別段の定を爲したるときは此の限に在らず

前項の質權に關し必要なる事項は命令を以て之を定む

第十二條 事業に屬する設備に付第五條第一項又は前條第一項の規定に依る命令を受けたる者は當該設備の滅失、毀損其の他已むを得ざる事由に因り命令に應ずること能はざるときは國家總動員法第三十

一條の規定に基き遲滞なく之を主務大臣に報告すべし

前項の規定は事業に屬する権利に付第五條第一項又は前條第一項の規定に依る命令を受けたる者に之を準用す

第十三條 第五條第一項又は第十一條第一項の規定に依る讓渡、貸渡又は出資の命令を受けたる者は讓渡、貸渡又は出資に支障を及ぼす虞なき場合を除くの外主務大臣の許可を受くるに非ざれば當該設備又は権利を讓渡し、貸渡し其の他當該設備又は権利に關し新なる處分を爲すことを得ず

第十四條 第五條第一項又は第十一條第一項の規定に依る命令に基き事業に屬する設備又は権利の讓渡又は出資を受けたる者當該設備又は権利に付讓渡其の他の處分を爲さんとするときは命令の定むる所に依り主務大臣の許可を受くべし

第十五條 事業に屬する設備又は権利に關し強制競賣手續、國稅徵收法に依る強制徵收手續、土地收用法に依る使用若しは收用の手續又は國家總動員法第十條若しは第十三條の規定に基き使用若しは收用の手續其他此等の手續に準ずべきものの進行中なるときは其の進行中に限り當該設備又は権利に關しては第五條第一項又は第十一條第一項の規定は之を適用せず

第十六條 工場財團又は鑛業財團に屬するものは第七條(第十一條第二項)に於て準用する場合を含む)の規定に依り擔保權の消滅

したる場合を除くの外第五條第一項又は第十一條第一項の規定に依る命令に基き讓渡又は出資ありたる後と雖も仍原財團に屬するものとす

第十七條 主務大臣は第五條第一項又は第十一條第一項の規定に依る命令に基き事業に屬する設備又は権利を讓渡又は出資したる者をして第十八條の規定に依り債務の承繼ありたる場合を除くの外讓渡又は出資を受けたる者が擔保權の實行に因り受くることあるべき損失の補償に充つる爲命令の定むる所に依り相當の擔保を供託せしむることを得讓渡又は出資を受けたる者は前項の規定に依り供託せられたるものの上に質權を有す

第十八條 主務大臣は第五條第一項又は第十一條第一項の規定に依り事業に屬する設備又は権利の讓渡又は出資を命じたる場合に於て讓渡又は出資したる者をして當該設備又は権利を擔保とする債務を引續き負擔せしめ置くことを適當ならずと認むるときは國家總動員法第十八條の二の規定に基き命令の定むる所に依り讓渡又は出資を受けたる者をして當該債務の全部又は一部を承繼せしむることを得

第十九條 主務大臣は必要ありと認むるとき

に關する規定は樺太及南洋群島には之を適用せず

第二十六條 第五條、第六條(第十一條第二項)及第十八條第三項に於て準用する場合を含む)第七條(第八條及第十一條第二項)に於て準用する場合を含む)、第十條乃至第十四條、第十七條、第十八條、第二十條(事業の委託、受託、讓渡、讓受及會社の合併に關する場合を除く)及第二十四條中主務大臣とあるは軍事上特に必要ある設備又は權利に付ては陸軍大臣又は海軍大臣とす

前項の場合を除くの外本令中主務大臣、他の大員、所管大臣又は當該大臣とあるは朝鮮、臺灣、樺太又は南洋群島に在りては各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又は南洋廳長官とす

前條中地方長官(東京府に在りては警視總監を含む)とあるは朝鮮に在りては道知事、臺灣に在りては州知事又は廳長とす

は事業主に對し事業の委託、受託、讓渡若しは讓受又は事業主たる會社の合併を命ずることを得

第五條第二項第六條乃至第十條及第十二條乃至前條の規定は前項の規定に依り事業の讓渡又は讓受の命令ありたる場合に之を準用す

第五條第二項及第六條の規定は第一項の規定に依り事業の委託若しは受託又は會社の合併の命令ありたる場合に之を準用す

第二十條 第六條(第十一條第二項、第十八條第三項及前條第二項第三項)に於て準用する場合を含む)の協議若しは決定、第七條(第八條、第十一條第二項及前條第二項)に於て準用する場合を含む)の協議若しは決定又は併合其の他當該協議、決定又は裁定に於て定められたる事項の實行を爲さんとすに付株主總會又は之に準ずべきものの決議、同意等を得ること能はざるときは會社は主務大臣の認可を受け當該事項の實行を爲すことを得

第二十一條 本令に規定するもの外第六條(第十一條第二項、第十八條第三項及第十九條第二項第三項)に於て準用する場合を含む)の決定及第七條(第八條、第十一條第二項及第十九條第二項)に於て準用する場合を含む)の裁定並に第五條第一項又は第十一條第一項の規定に依り事業に屬する設備

主務大臣本令に依り命令を爲さんとする場合に於て當該事項が他の法令に基き他の大臣の許可、認可、承認、免許等を要するものなるときは當該大臣に協議すべし

附則
本令は昭和十七年五月十五日より之を施行す但し朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては昭和十七年六月十五日より之を施行す

(參照)
昭和十三年四月一法律第五十五號國家總動員法抄錄

第十條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員業務たる事業に屬する工場、事業場、船舶其他の施設又は之に轉用することを得る施設の全部又は一部を管理、使用又は收用することを得

第十三條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り其の従業者を供用せしめ又は當該施設に於て現に實施する特許發明若しは登録實用新案を實施することを得

政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員業務に必要な土地若しは家屋其他の工作物

第二十五條 主務大臣は本令に定むる職權の一部を地方長官(東京府に在りては警視總監を含む)又は當該主務大臣の所轄する官衙の長に委任することを得前項の規定中地方長官(東京府に在りては警視總監を含む)

第二十三條 國家總動員法第二十七條の規定に基き補償すべき損失は前條第一項の規定に依る命令に因る通常生ずべき損失とす前項の規定に依る損失補償請求の時期に關し必要な事項は命令を以て之を定む

第二十二條 主務大臣は必要ありと認むるときは事業主に對し事業の全部又は一部の廢止又は休止を命ずることを得

第二十四條 主務大臣は國家總動員法第三十條の規定に基き事業主、第五條の規定に依り主務大臣の指定する法人其他關係者より必要な報告を徴し又は當該官吏をして工場、事業場、店舗、倉庫其他の場所に臨檢し業務の状況若しは帳簿書類、設備其他の物件を検査せしむることを得

前項の規定に依り當該官吏をして臨檢検査せしむる場合に於ては其の身分を示す證票を携帯せしむべし

を管理、使用若しは收用し又は總動員業務を行ふ者をして之を使用若しは收用せしむることを得

第十六條の二 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り事業に屬する設備又は權利の讓渡其の他の處分、出資、使用又は移動に關し必要なる命令を爲すことを得

第十六條の三 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り事業の開始、委託、共同經營、讓渡、廢止若しは休止又は法人の目的變更、合併若しは解散に關し必要なる命令を爲すことを得

第十八條の二 第十六條の二の規定に依り設備若しは權利の讓渡若しは出資を命じ又は第十六條の三の規定に依り事業の讓渡を命じたる場合に於て讓渡者又は出資者の負擔する債務の承継及其の擔保の處理に關し必要なる事項は勅令を以て之を定む

第二十七條 政府は勅令の定むる所に依り第八條、第十條、第十三條、第十四條若しは第十六條の二の規定に依る處分、第九條の規定に依る輸出若しは輸入の命令、第十一條の規定に依る資金の融通、有價證券の應募、引受若しは買入、債務の引受若しは債務の保證の命令、第十六條の規定に依る設備の新設、擴張若しは改良の命令又は第十六條の三の規定に依る事業の委託、讓渡、廢止若しは休止若しは法人の目的

變更若しは解散の命令に因り生じたる損失を補償す但し第二項の場合には此の限に在らず

總動員業務を行ふ者は第十條、第十三條第三項又は第十四條の規定に依り使用、收用又は實施を爲す場合に於ては勅令の定むる所に依り之に因り生じたる損失を補償すべし

第三十一條 政府は國家總動員上必要あるときは命令の定むる所に依り報告を徴し又は當該官吏をして必要なる場所に臨檢し業務の狀況若しは帳簿書類其の他の物件を檢査せしむることを得

昭和十三年五月四日勅令第三百十七號は南洋群島に於ける國家總動員に關する件なり

企業整備令 施行規則

昭和十七年五月十三日、
商工、大藏、陸軍、海軍、
司法、農林、逓信、厚
生省令第一號

第一條 企業整備令（以下令と稱す）第五條第一項の規定に依る命令は左に掲ぐる事項を記載したる令書を交付して之を爲す
一 當事者の氏名（法人に在りては其の名稱及代表者の氏名とす以下同じ）及住所
二 當該設備又は權利の表示

三 出資の條件に關する協議に付認可を申請すべき期限

四 其の他必要と認むる事項

第二條乃至第六條の規定は令第十一條第二項の場合に之を準用す

第九條 令第十一條第三項の場合に於て同條

第一項の出資の相手方が株式會社なるときは當該會社は商法第二百九條第一項の手續を爲し當該株式を擔保權者に交付すべし

前項の規定は令第十一條第一項の出資の相手方が株式合資會社なる場合に之を準用す

令第十一條第三項の場合に於て同條第一項の出資の相手方が有限會社なるときは當該會社は有限會社法第二十三條第二項に於て準用する同法第二十條の手續を爲すべし

第十條 令第十二條第一項の規定に依る報告は左に掲ぐる事項を記載したる報告書を主務大臣に提出して之を爲すべし

一 當該設備の表示

二 減失又は毀損の程度其の他命令に應ずること能はざる狀況

三 前號に掲ぐる狀況に至りたる時期及事情

四 其の他參考となるべき事項

前項の規定は令第十二條第二項に掲ぐる者の爲す報告に之を準用す

第十一條 令第十三條の規定に依る許可の申請は左に掲ぐる事項を記載したる申請書を主務大臣に提出して之を爲すべし

一 當該設備又は權利の表示

三 讓渡又は貸借の條件に關する協議に付認可を申請すべき期限

四 其の他必要と認むる事項

第二條 令第六條第二項の規定に依る認可の申請は左に掲ぐる事項を記載し且當事者連署したる申請書を主務大臣に提出して之を爲すべし

一 讓渡又は貸借に關する契約の内容

二 讓渡價格又は貸借料の算出の基礎

三 協議の順末

第三條 主務大臣令第六條第三項の決定を爲す場合に於ては期間を指定して當事者に意見書提出の機会を與ふ

決定は理由を附したる決定書を以て之を爲し其の謄本を當事者に交付す

主務大臣決定を爲したるときは軍機保護上特に支障ある場合を除くの外官報を以て其の旨を公示す

第四條 當事者令第六條の協議又は決定に基き當該設備の引渡を完了したるときは其の旨を記載し且當事者連署したる届書を遅滞なく主務大臣に提出すべし

前項の規定は當該權利に付令第六條の協議又は決定ありたる場合に之を準用す

第五條 令第七條第二項の規定に依る裁定の申請は左に掲ぐる事項を記載したる申請書を主務大臣に提出して之を爲すべし

一 申請人の氏名及住所

二 相手方の氏名及住所

三 當該擔保權及當該擔保權の目的たる設備又は權利の表示

二 當該設備又は權利に關し讓渡、貸借其の他新なる處分の必要ある事由

三 前號に掲ぐる處分の時期及内容

四 其の他參考と爲るべき事項

第十二條 令第十四條の規定に依り主務大臣の許可を受くべき期間は當該設備又は權利の讓渡又は出資を受けた日より五年とす

但し主務大臣當該設備又は權利の讓渡又は出資を受けたる者に對し別段の期間を指定したる場合に於ては其の指定したる期間とす

第十三條 第十一條の規定は令第十四條の規定に依る許可の申請に之を準用す

第十四條 令第十七條第一項の規定に依る命令は左に掲ぐる事項を記載したる令書を交付して之を爲す

一 當事者の氏名及住所

二 第十六條の協議を爲すべき期限

三 其の他必要と認むる事項

第十五條 令第十七條第一項の規定に依り擔保として供託すべきものは國債又は國債以外の有價證券にして當該設備若しは權利の讓渡若しは出資を受けたる者の同意したるものとす

第十六條 令第十七條第一項の規定に依り供託すべき有價證券の數量及擔保價格に付ては當事者間に於て協議すべし協議調はず又は協議を爲すこと能はざるときは主務大臣之を裁定す

第十七條 前條の規定に依る裁定の申請は左

備又は權利の表示
四 申請の目的及理由
前項の申請書には相手方の數に應ずる副本を添附すべし
主務大臣第一項の申請書を受領したるときは其の副本を相手方に交付し期間を指定して答辯書提出の機会を與ふ第三條第二項及第三項の規定は第一項に掲ぐる裁定に之を準用す
第六條 前條の規定は令第八條の規定に依る裁定に之を準用す
第七條 令第十條第一項の規定に依る命令は左に掲ぐる事項を記載したる令書を交付して之を爲す
一 當該設備を占有する者の氏名及住所
二 當該設備の屬する事業の事業主の氏名及住所
三 當該設備を使用すべき者の氏名及住所
四 當該設備の表示
五 使用の期間
六 令第十條第二項の規定に依り當該設備を使用すべき者をして擔保を供託せしむる場合に在りては擔保の種類及額並に之を供託すべき期限
七 其の他必要と認むる事項
第八條 令第十一條第一項の規定に依る命令は左に掲ぐる事項を記載したる令書を交付して之を爲す
一 當事者の氏名及住所
二 當該設備又は權利の表示

に掲ぐる事項を記載したる申請書を主務大臣に提出して之を爲すべし

一 申請人の氏名及住所

二 相手方の氏名及住所

三 申請の目的及理由

第三條第二項及第五條第二項第三項の規定は前項に掲ぐる裁定に之を準用す

第十八條 第十六條の規定に依る協議調ひたるとき又は裁定ありたるときは當該設備又は權利を譲渡又は出資したる者は運滞なく供託を爲し供託物受入の記載ある供託書の寫を當該設備又は權利の譲渡又は出資を受けたる者に交付すべし

第十九條 令第十七條第一項の規定に依り擔保を供託したる者は左に掲ぐる場合に於ては供託物の一部を取戻すことを得

一 當該設備又は權利の屬する工場財團若しくは鐵業財團又は財團に屬せざる當該設備又は權利を擔保とする債務の額が減少したるとき

二 當該設備又は權利の一部が擔保權者の同意を得て工場財團若しくは鐵業財團又は其の他の擔保物件より分離せられたるとき

前項の規定に依り供託物の取戻を爲したる者は運滞なく其の旨を當該設備又は權利の譲渡又は出資を受けたる者に通知すべし

第十六條及第十七條の規定は第一項の場合に之を準用す

第二十條 令第十八條第一項の規定に依る命令は左に掲ぐる事項を記載したる令書を交

付して之を爲す

一 當事者の氏名及住所

二 承繼せしむべき債務の表示

三 承繼の條件に關する協議に付認可を申請すべき期限

四 其の他必要と認むる事項

前項に掲ぐる命令に依り社債を承繼せしむべき場合は承繼人が株式會社又は株式合資會社なるに限り

社債に付第一項に掲ぐる命令ありたるときは主務大臣其の旨を公告し且擔保附社債信託法に依る社債に在りては受託會社に通知し其の他の債務に付第一項に掲ぐる命令ありたるときは主務大臣其の旨を債權者に通知す

第二十一條 前條第一項に掲ぐる命令ありたる場合に於ては債權者(擔保附社債信託法に依る社債に在りては受託會社)は當該命令を受けたる者に對し意見を述べることを得

第二十二條 令第十八條第三項に於て準用する令第六條第二項の規定に依る認可の申請は債務の承繼價格其の他の承繼に關する條件を記載し且當事者連署したる申請書を主務大臣に提出して之を爲すべし

第二十三條 第三條の規定は令第十八條第三項に於て準用する令第六條第三項の規定に依る決定に之を準用す

第二十四條 主務大臣令第十八條第三項に於て準用する令第六條第三項の決定を爲す場

合に於ては第二十一條の規定に依り意見を述べたる者に對し期間を指定して意見書提出の機會を與ふ

第二十五條 第二十條第一項に掲ぐる命令に依り社債を承繼したるときは承繼人は運滞なく其の旨を公告し且知れたる社債權者(擔保附社債信託法に依る社債に在りては受託會社)及社債の總額を引受けたる者に各別に之を通知し其の他の債務を承繼したるときは承繼人は運滞なく債權者に其の旨を通知すべし

第二十六條 第二十條第一項に掲ぐる命令に依り債務の承繼ありたるときは被承繼人は當該債務に關する信託證書其の他の契約證書及社債原簿の原本又は謄本其の他必要なる書類を承繼人に引渡すべし

第二十七條 令第十九條第一項の規定に依る事業の委託、受託、譲渡又は讓受の命令は左に掲ぐる事項を記載したる令書を交付して之を爲す

一 當事者の氏名及住所

二 委託又は讓渡の目的たる事業の範圍

三 委託又は讓渡の條件に關する協議に付認可を申請すべき期限

四 其の他必要と認むる事項

第二十八條 令第十九條第一項の規定に依る會社の合併の命令は左に掲ぐる事項を記載したる令書を交付して之を爲す

一 當事者の氏名及住所

二 合併の方法

三 合併の條件に關する協議に付認可を申請すべき期限

四 其の他必要と認むる事項

第二十九條 第二條乃至第七條及第十條乃至第二十六條の規定は令第十九條第二項の場合に之を準用す

第二條乃至第四條の規定は令第十九條第三項の場合に之を準用す

第三十條 令第十九條第一項の規定に基く命令に依り事業の受託若しくは讓受又は會社の合併を爲したるときは受託人、讓受人又は會社は運滞なく其の旨を主務大臣に届出づべし

第三十一條 令第二十條の規定に依る認可の申請は左に掲ぐる事項を記載したる申請書を主務大臣に提出して之を爲すべし

一 協議、決定又は裁定の内容

二 株主總會又は之に準すべきものの決議、同意等を得ること能はざる事情

前項の申請書には株主總會の議事録又は之に準すべきものを添附すべし

第三十二條 主務大臣前條第一項に掲ぐる認可を爲したるときは其の旨を告示す

第三十三條 令第二十二條第一項の規定に依る命令は左に掲ぐる事項を記載したる令書を交付して之を爲す

一 廢止又は休止を爲すべき者の氏名及住所

二 廢止又は休止の目的たる事業の範圍

三 廢止の時期又は休止の期間

四 其の他必要と認むる事項

第三十四條 前條に掲ぐる命令に依り事業の廢止又は休止を爲したる者は運滞なく其の旨を主務大臣に届出づべし

第三十五條 令第二十三條の規定に依る損失補償の請求は事業の廢止の場合に在りては廢止の後一年以内に、事業の休止の場合に在りては休止期間満了の後六月以内に損失補償請求書を主務大臣に提出して之を爲すべし

特別の事由ある場合に於て主務大臣の許可を受けたるときは前項と異りたる時期に損失の補償を請求することを得

第三十六條 前條の損失補償請求書には左に掲ぐる事項を記載すべし

一 廢止又は休止の目的たる事業の範圍

二 廢止の場合に在りては其の時期、休止の場合に在りては其の期間

三 補償請求の事由

四 補償請求額及其の算出の基礎

五 其の他参考と爲るべき事項

第三十七條 令第二十四條第二項の證票は別記様式に依る

第三十八條 令第二十四條第一項に定むる主務大臣の職權は地方長官(東京府に在りては警視總監を含む)又は主務大臣の指定する所轄官衙の長之を行ふことを得

第三十九條 本則の規定に依り主務大臣(陸軍大臣又は海軍大臣を除く)に提出すべき書面は地方長官(東京府に在りては警視總監を含む)を経由すべし但し主務大臣別段の定を爲したるときは此の限に在らず

第四十條 本則中官報とあるは陸軍大臣又は海軍大臣外地に於て公示を爲す場合に於ては朝鮮に在りては朝鮮總督府官報、臺灣に在りては臺灣總督府官報、樺太に在りては樺太廳公報、南洋群島に在りては南洋廳公報とす

附則 本則は企業整備令施行の日より之を施行す別記様式(用紙の大サハ日本標準規格A6トシ中央點線ノ所ヨリ二ツ折トス)

(表面)

企業整備令第二十四條の規定に依る證票

(裏面)

第 號	昭和 年 月 日交付
官	當該官廳印
職	氏 名

國家總動員法第三十一條 政府は國家總動員上必要あるとは命令の定むる所に

マースマ ムーリク

ガンシニバ

皮膚養藥
ラセラン應用

一タスマ・ンラセラ に粧化康健な便簡
トクパムーホータスマ 粉白型固新・色6色肌
A液乳一タスマ ムーリククルミの等一

堂美尙社會式株品粧化一タスマ

番〇〇六四(坂赤)表代話電 地番堂町霞區布麻市京東

依り報告を徴し又は當該官吏をして必要なる場所に臨檢し業務の狀況若は帳簿書類其の他の物件を検査せしむることを得

國家總動員法第四十二條第三十一條の規定に依る當該官吏の検査を拒み妨げ又は忌避したる者は六月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す

企業整備令第二十四條 主務大臣は國家總動員法第三十一條の規定に基き事業主、第五條の規定に依り主務大臣の指定する法人其の他關係者より必要なる報告を徴し又は當該官吏をして工場、事業場、店舗、倉庫其の他の場所に臨檢し業務の狀況若は帳簿書類設備其の他の物件を検査せしむることを得

前項の規定に依り當該官吏をして臨檢検査せしむる場合に於ては其の身分を示す證票を携帯せしむべし

企業整備令施行規則第三十七條 令第二十四條第二項の證票は別記様式に依る企業整備令施行規則第三十八條 令第二十四條第一項に定むる主務大臣の職權は地方長官(東京府に在りては警視總監を含む)又は主務大臣の指定する所轄官衙の長之を行ふことを得

纖維製品配給 消費統制規則

昭和十七年一月二十日
商工省令第四號
昭和十七年一月三十日
商工省令第六號改正
昭和十七年二月十九日
商工省令第十三號改正
昭和十七年六月六日
商工省令第四十三號改正
昭和十七年七月二日
商工省令第五十號改正

第一條 物資統制令に依る纖維製品の配給、使用及消費の統制に付ては本則の定むる所に依る

第二條 商工大臣の指定する纖維製品(以下指定纖維製品と稱す)の製造を業とする者(別表甲號、乙號、丙號又は丁號に掲ぐる者並に指定纖維製品の製造及小賣を業とする者にして地方長官の指定するものを除く)は其の製造したる指定纖維製品を他の物品の原料若は材料に使用(染、晒其の他の加工を除く)し又は之を別表甲號若は乙號に掲ぐる者以外の者に譲渡することを得ず但し左に掲ぐる場合は此の限に在らず

一 左の各號の一に該當する物品の原料又は材料に使用するとき

三〇八

い 御料品
ろ 軍用品
は 輸出品(關東州、滿洲又は支那に輸出するものを除く第十一條の場合を除くの外以下同じ)

二 別表甲號又は乙號に掲ぐる者の指示に基き他の物品の原料又は材料に使用するとき

三 左の各號の一に該當する指定纖維製品を譲渡するとき

い 御料品
ろ 軍用品
は 輸出品又は輸出品の原料若は材料に用ふるもの

四 纖維製品製造制限規則第二條の規定に依り商工大臣の指定する者に譲渡するとき

五 重要物資管理營團に譲渡するとき

六 特別の事情に依り商工大臣又は地方長官の許可を受けたるとき

第三條 別表甲號に掲ぐる者は其の製造し又は前條の規定に依り譲受けたる指定纖維製品を別表丙號に掲ぐる者以外の者に譲渡することを得ず但し左に掲ぐる場合は此の限に在らず

一 左の各號の一に該當する指定纖維製品を譲渡するとき

い 御料品
ろ 軍用品
は 輸出品又は輸出品の原料若は材料に

岩谷の責任製品

信用第一 束髪あみ

斯界随一 ヘヤーネット

スロース附 イスズバンド



運動に
お寝み時に
女性生活の必需品

ラ
メ
ー
ロ
ー
キ
ヤ
ッ
プ

本舗 合名社 岩谷商會

東京市麹町區九段四丁目二
電話九段(市)一四八・三二七六番



日本紅製造有限會社

東京市向島區寺島町四ノ二一一

電話 墨田(74)三四三一番

岩谷の責任製品

信用第一 束髪あみ

斯界随一 ヘヤーネット

スロース附 イスズバンド

外出に・運動に
職場に・お寝み時に
女性生活の必需品

メモリーキヤッツ。



本舗 合會 岩谷商會

東京市麴町區九段四丁目二
電話九段(33)一四八・三二七六番



日本紅製造有限會社

東京市向島區寺島町四ノ二一一

電話 墨田(74)三四三一番

メードリン



公定価格品

椿香油
ブリアンチン

ケンコ-歯刷子

粧和ペトリン

アセモ
タダレ カンフレート



製品部 粧和理化学工業所
發賣元 飯塚芳次郎商店

東京市下谷區二長町一八〇・電話下谷八三二九

弊社特製ヘヤーネット
荒鷲印ネット
各種

慰問用・旅行用ハミガキ
カネボウ
携帯至便
固練
カネボウ
ハミガキ(最新型)

齒買保全
カネボウ
潤性・粉末
カネボウ
ハミガキ

蠶取紙
カネボウ
平紙
カネボウ
ハミガキ

總發賣元
榮商事
株式会社
東京市日本橋區小網町三ノ十一
電話茅場町(66)〇九〇九番

カネボウ
ハミガキ

香料

調合花精香料

小林健次郎商店

電話日本橋(24)三三九〇九六番

東京市日本橋區本町四丁目三番地

國產人造香料

小林化學工業所

電話市川五四三番

市川市市川塚下一五七五番

齒刷子
喫煙用具
眼鏡
雜貨

製造卸

榮冠齒刷子本舖

中文商店

東京市日本橋區橋町五番地三
電話浪花(67)二三六四番
振替東京三〇二〇九番
大阪營業所
天王寺區勝山通一ノ二五一
電話天王寺(77)八六一九番

佐久間・澤崎
福井・小倉

各醫學博士
御推奨



ビクトリヤは
ゴムが良く、作りが
優れてゐるので……
……どんな激しい運
動にも脱落、そゝう
の心配ないバンドと
して、定評をいたさ
いてゐます。

掛替 ゴム	上製 (ズ ロ ー ス 型)	C A B A	品 品 品 品	一 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇
四 〇 〇 〇	二 〇 〇 〇	七 五 〇 〇	七 五 〇 〇	四 〇 〇 〇	四 〇 〇 〇	四 〇 〇 〇	四 〇 〇 〇
セン	セン	セン	セン	セン	セン	セン	セン

薬店・小間物店・デパー
トにあり

東京株式会社大和ゴム製作所

ヤリトケド

東日本刷子 共同販売株式会社



営業所 東京市日本橋區橋町十三番地
電話浪花(67)三二五二番

倉庫 東京市神田區東神田二十番地
電話浪花(67)二五一九番

最高級ハリウッド整容料!

コールド
 クリーム
 毛生剤
 カーレン
 セット
 ニック
 ウエイク
 ローション
 ニキビ
 吹出物
 ハリウッド
 アストリゼト
 高級
 パウダー
 ハリウッド
 プリアンテン

Hollywood
 東京 大阪 名古屋 福岡
 ハリウッド ビヨウシツ
 聖林美容室



各種刷子セルロイド雑貨製造卸

會社 德永保之助商店

東京市日本橋區横山町八ノ三
 電話 浪花 (67) 二八〇一番

キスマーロ紅

頬紅・まゆ墨

キスマーロ紅
 日紅
 眉墨

伊勢半本店
 東京

COZZ

蜂蜜 グリム

の

元祖

コゼット化粧品

本舖
 中原久太郎商店
 東京・京橋・大町一丁目

耐久力3倍

丹頂

歯スラシ

健康色の
口紅
赤紅

クロバ

本舖三葉商會大坂東京



Pongee

料粧美-ジ-ンポン

株式會社

岡本信太郎商店

地番十三丁目二橋區京橋市東京



芳香は!!

働く心を
慰樂す

伊豆椿香油本舖 大阪大槻彩芳園

伊豆椿 ムゲットポマード

リビヤ化粧品

斯界に誇る
 三大製品
 リビヤセツト
 ローション
 リビヤ香水
 リビヤ固形白粉

本 舖
 勝村卯三郎商店
 東京市浅草区松葉九



クルミオイル

養毛つや出し香油

品質自慢の艶出し養毛香油として愛用者絶讚の御店頭強力商品ノ

隣組 美髪揃ひのクルミ黨

本 舖
 會 商 三 米 庫
 東 京 ・ 大 阪



オ リ チ ナ ル 化 粧 料

大 東 京 配 給 元

シ テ ー 化 粧 料 發 賣 元

各 種 化 粧 品 卸

丸 共 株 式 會 社

東 京 市 日 本 橋 區 横 山 町 九 番 地
 電 話 浪 花 (67) 一 七 九 二 〇 番

ウ ヤ ミ アレ

薬用 クリーム



肌 アレ・ヒビ

アカギレ

で お 困 り の 方

ニ キ ビ ・ 吹 出 物 で お 化 粧
 の 思 は し く 出 来 な い 方 は
 是 非 本 品 を 御 験 し 下 さ い

本 舖 本 商 店

東 京 市 目 黒 區 中 目 黒
 四 丁 目 一 四 五 一
 電 話 大 崎 (49) 一 五 七 九 番
 振 替 東 京 八 三 〇 三 八 番

香料

高砂化學工業株式會社東京支店

東京市日本橋區本町四丁目一番地

電話日本橋 一七五五・三六七二・三六七三

本社・臺北工場
 東京工場
 大阪支店
 日高工場
 臺北市大安路龍安坡十
 東京市蒲田區本蒲田四ノ二
 大阪市東區南久太郎町一ノ二四
 和歌山縣日高郡矢田村

香料

小林安太郎商店

東京市日本橋區本町壹丁目九番地

電話(24)一七〇九番

靜岡縣駿東郡大岡村三二八
 岳南化學興業所



ミモサ美髪料



ミモサ美髪料

增澤化粧品部向島工場

東京市向島區寺島町七ノ二
 本店 岡谷市
 振替東京二四五〇六番

ラモナークリーム

本舖

ラモナー美粧園營業部

東京下谷區金杉二ノ一八
 電話根岸(87)〇九七七
 振東替京四九一六九

傳統に輝く
日本髪に
銃後産業戦士の
整髪に……

オシドリ トリ ポマード 椿香油



オシドリ香水本舗
井上太兵衛商店
東京市日本橋區室町四ノ二
電話日本橋(24)2046番

純無鉛

あせ知らび

アセモ
タタレ
タタレ
湯上に
にり

徳田商店
東京市下谷區中清水町五

自然に毛髪を黒くする

髪深ポマード

純植物性・賣薬部外品

純良特殊補色劑
配劑の整髪と染
毛の二重効果あ
る異色ポマード
△愛用者の熱
誼を賜はる

小大
一七五
七五

東京市日本橋區橋本三町
小川潮華園 舖本
電話花浪一〇八〇番七
一〇三番



白色専用



ニキニ

ムソクモソク



ムソクモソク 洗面顔

細か小に縫ると

モソク洗面粉



株式会社 モソク洗面粉本舗

東京都杉並区高寺一五八番地 電話 六二九六、七五九六



- 用ふるもの
- 二 割當票と引換へに譲渡するとき
- 三 繊維製品製造制限規則第二條の規定に依り商工大臣の指定する者に譲渡するとき
- 四 第三十條の規定に依る命令に基き譲渡するとき
- 五 特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたるとき
- 第四條 別表乙號又は丙號に掲ぐる者は其の製造し又は前二條若は第九條の規定に依り譲受けたる指定繊維製品を別表丁號に掲ぐる者以外の者に譲渡することを得ず但し左に掲ぐる場合は此の限に在らず
- 一 左の各號の一に該當する指定繊維製品を譲渡するとき
- い 御料品
- ろ 軍用品
- は 輸出品又は輸出品の原料若は材料に用ふるもの
- 二 割當票と引換へに譲渡するとき
- 三 第三十條の規定に依る命令に基き譲渡するとき
- 四 特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたるとき
- 第五條 割當票の交付を受けたる者は割當票と引換ふるに非ざれば指定繊維製品を譲受けることを得ず
- 第六條 割當票は地方長官又は繊維需給調整協議會之を發行す

法規法令

地方長官又は繊維需給調整協議會は商工大臣の定むる數量の限度内に於て前項の割當票を發行すべし

地方長官又は繊維需給調整協議會は第一項の割當票の様式に付商工大臣の承認を受くべし

第七條 別表丁號に掲ぐる者は其の製造し又は第四條若は第九條の規定に依り譲受けたる指定繊維製品を之を取扱ふ團體にして地方長官の指定するもの(以下指定團體と稱す)及之を組織する販賣業者以外の者に譲渡することを得ず但し第三十條の規定に依る命令に基き譲渡する場合及特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

別表丁號に掲ぐる者は其の譲渡する指定繊維製品に付三月毎の配給計畫を定め豫め地方長官の承認を受くべし之を變更せんとするときは亦同じ

前項の配給計畫の期間は當該配給計畫に付前項の承認を受くべき者が別表丁號に掲げられたる日の属する月の翌日より之を起算す

第八條 指定團體は別表丁號に掲ぐる者以外の者より販賣其の他賣渡の用に供する指定繊維製品を譲受けることを得ず但し第九條の規定に基き同條第一項の販賣其の他賣渡を業とする者の譲渡する指定繊維製品を譲受くる場合、第三十條の規定に依る命令に基き譲渡する指定繊維製品を譲受くる場合

及特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第九條 指定繊維製品の販賣其の他賣渡を業とする者(別表甲號、乙號、丙號又は丁號に掲ぐる者並に指定團體及之を組織する販賣業者を除く)は別表乙號、丙號又は丁號に掲ぐる者に譲渡する場合及別表乙號、丙號又は丁號に掲ぐる者の指示に従ひ譲渡する場合を除くの外其の指定繊維製品を譲渡することを得ず但し左に掲ぐる場合は此の限に在らず

- 一 左の各號の一に該當する指定繊維製品を譲渡するとき
- い 御料品
- ろ 軍用品
- は 輸出品又は輸出品の原料若は材料に用ふるもの
- に 割當票又は業務用衣料品購入票と引換へに譲渡ありたるもの
- ほ 第二條但書第六號、第三條但書第五號又は第四條但書第四號の規定に依り譲渡ありたるもの
- へ 毛製品ステープルファイバー等混用規則第一條但書、第二條但書又は第三條但書の規定に依り地方長官の許可を受け製造したるもの
- 二 左に掲ぐる命令の適用を受くる指定繊維製品を當該命令に基き譲渡するとき又は其の譲渡ありたる指定繊維製品を譲渡するとき

毛製品ステープルファイバー等混用規則
 綿製品の販賣制限に関する件
 輸出綿製品配給統制規則
 昭和十三年商工省令第六十二號
 纖維製品製造制限規則
 輸出入造絹製品配給統制規則
 奢侈品等製造販賣制限規則
 纖維層配給統制規則
 輸出品用原材料配給統制規則
 三 第三十條の規定に依る命令に基き讓渡するときは
 四 重要物資管理管團に讓渡するとき
 五 特別の事情に依り地方長官の許可を受けたるとき
 商工大臣又は地方長官は前項の指示に關し必要なる事項を命ずることを得
 第十條 前條第一項の販賣其の他讓渡を業とする者は同條同項の規定に基き讓渡する指定纖維製品を讓渡する場合を除くの外同條同項の販賣其の他讓渡を業とする者より指定纖維製品を讓渡することを不得
 第十一條 商工大臣の指定する纖維製品(中古品を含む以下衣料品と稱す)の製造、加工又は販賣其の他讓渡を業とする者は賣渡さんとする衣料品に付商工大臣の指定する點數に相當する小切符(有効期間内のものに限る)を買受人に屬する衣料切符より取り之と引換ふるに非ざれば當該衣料品を賣渡することを不得但し左に掲ぐる場合は此の限に在らず

一 左の各號の一に該當する衣料品を賣渡するとき
 御用品
 軍用品
 輸出品又は輸出品の原料若は材料に用ふるもの
 衣料品若は衣料品を原料若は材料とする物品の製造若は加工を業とする者又は衣料品の販賣其の他讓渡を業とする者に其の製造、加工又は販賣其の他讓渡の用に供する衣料品を賣渡するとき
 三 業務用衣料品購入票と引換へに賣渡するとき
 四 第二條但書第六號、第三條但書第二號若は第五號又は第四條但書第二號若は第四號の規定に依り賣渡するとき
 五 業務用衣料品購入票又は割當票と引換へに賣渡ありたる衣料品を賣渡するとき
 六 第三十條の規定に依る命令に基き賣渡するとき
 七 特別の事情に依り地方長官の許可を受けたるとき
 八 特に緊急の事由あるに依り警察署長の發給する證明書と引換へに之に記載したる種類及數量に相當する衣料品を賣渡するとき
 九 世帯を同じくする家族に屬する衣料切符を使用し又は他人の委託を受け其の者に屬する衣料切符を使用して衣料品を買受けんとする者に其の衣料切符より賣渡

さんとする衣料品に付商工大臣の指定する點數に相當する小切符(有効期間内のものに限る)を截取り之と引換へに當該衣料品を賣渡するとき
 衣料品の製造加工又は販賣其の他讓渡を業とする者が注文者より衣料品の提供を受け之と自己の有する衣料品とを使用して衣料品を製造し之を注文者に引渡す場合に於ては前項の適用に付ては當該衣料品の引渡は之を當該衣料品の製造に使用したる自己の所有に屬する衣料品(縫糸を除く)の賣渡と看做す
 第十二條 前條の規定に依り小切符と引換へ衣料品を賣渡する場合に於て當該衣料品が商工大臣の指定するものなるときは衣料品の製造、加工又は販賣其の他讓渡を業とする者は同條に定むる小切符の外當該衣料品の種類及數量に相當する制限小切符(有効期間のものに限る)を衣料切符より截取り之と引換ふるに非ざれば當該衣料品を賣渡することを不得
 第十三條 衣料切符は商工大臣之を發行し市町村長(之に準ずべきものを含む以下同じ)之を交付す
 衣料切符は甲種及乙種の二種とし別記様式に依る
 第十四條 小切符にして有効期間記載なきものは商工大臣に於て其の有効期間を指定したる場合に限り其の有効期間を指定し制限小切符にして衣料品の種類及數量の記

載なきものに在りては其の衣料品の種類及數量は商工大臣の指定する種類及數量とする
 第十五條 乙種の衣料切符は商工大臣の指定する地域に居住する者に、甲種の衣料切符は其の他の地域に居住する者に之を交付す
 第十六條 市町村長は市町村(之に準ずべきものを含む以下同じ)の區域内に居住する者各一人に對し衣料切符一枚を交付すべし但し既決の囚人其の他市町村長に於て其の必要なしと認むる者に對しては之を交付せざることを得
 第十七條 市町村長は前條の規定に依るの外左の各號の一に該當する者に對し其の申請に依り衣料切符を交付することを不得
 一 婚約の整ひたる女子
 二 妊娠中の女子
 三 外國に居住する者にして内地を旅行するもの
 四 火災盜難其の他の災禍に依り衣料品を滅失又は毀損したる者
 五 其の他特別の事情ある者
 市町村長前項の規定に依り衣料切符を交付する場合に於ては其の必要と認むる衣料品の數量を越ゆる數量に相當する小切符又は制限小切符は之を截取りて衣料切符を交付すべし
 第十八條 前條第一項第三號に該當する外國人衣料切符の交付を申請せんとするときは自國の政府(本邦に派遣せられたる大使、公使、總領事及領事を含む)の發給する證

明書を市町村長に提示すべし市町村長前項に掲ぐる者に對し衣料切符を交付したるときは前項の證明書に其の旨を記入すべし
 第十九條 本則に定むるものの外衣料切符の交付に關し必要なる事項は地方長官之を定む
 第二十條 業務用衣料品購入票は地方長官若は鑛山監督局長又は其の指定する者若は團體之を發行し業務上衣料品を必要とする者又は其の組織する團體に交付す
 地方長官若は鑛山監督局長は商工大臣の定むる數量の限度内に於て業務用衣料品購入票を發行し又は前項の規定に依り指定する者若は團體をして發行せしむべし
 前項の者又は團體の地方長官の定むる數量の限度内に於て業務用衣料品購入票を發行すべし
 業務用衣料品購入票の様式は地方長官之を定む
 第二十一條 本則の施行に關し市町村長の行ふ事務に關する費用は市町村に於て之を負担すべし
 第二十二條 割當票、衣料切符、截取りたる小切符及制限小切符並に業務用衣料品購入票は之を他人に讓渡し又は他人より讓受することを不得
 第二十三條 小切符、制限小切符又は業務用衣料品購入票と引換へに衣料品を賣渡したる者は當該小切符、制限小切符又は業務用衣料品購入票に引換後遲滞なく消印を押捺

すべし
 第二十四條 衣料品又は衣料品を原料若は材料とする物品の製造又は加工を業とする者は其の交付を受けたる衣料切符より使用せんとする衣料品の點數に相當する小切符(有効期間内のものに限る)を截取り之に消印を押捺し又は其の交付を受けたる業務用衣料品購入票に消印を押捺するに非ざれば當該衣料品又は衣料品を原料若は材料とする物品の製造又は加工を爲す場合を除くの外其の製造若は加工の用に供する爲買受け又は其の製造若は加工を爲したる衣料品を使用することを不得
 衣料品の販賣其の他讓渡を業とする者は其の交付を受けたる衣料切符より使用せんとする衣料品の點數に相當する小切符(有効期間内のものに限る)を截取り之に消印を押捺するに非ざれば其の販賣其の他讓渡の用に供する爲買受けたる衣料品を使用することを得ず前二項の場合に於て當該衣料品が第十二條の規定に依り商工大臣の指定する衣料品なるときは業務用衣料品購入票に消印を押捺し當該衣料品を使用する場合を除くの外前二項に掲ぐる者は同項に定むる小切符の外當該衣料品の種類及數量に相當する制限小切符(有効期間内のものに限る)を其の交付を受けたる衣料切符より截取り之に消印を押捺するに非ざれば當該衣料品を使用することを不得
 第二十五條 前二條に掲ぐる者は毎月十日迄

に其の前月中に前二條の規定に依り消印を押捺したる小切符、制限小切符及業務用衣料品購入票を取極め此等と引換へ賣渡し又は此等に消印を押捺して使用したる衣料品の品名、數量及價額を記載したる書面を添へ之を其の組織する指定團體又は別表丁號に掲ぐる者に送付すべし指定團體は毎月二十日迄に前項の規定に依り送付を受けたる前月分の小切符、制限小切符及業務用衣料品購入票並に書面を取極め之を別表丁號に掲ぐる者に送付すべし

第二十六條 衣料品の販賣其の他賣渡を業とする者は小切符、制限小切符又は業務用衣料品購入票と引換へ衣料品の買受の申込ありたるときは正當の事由あるに非ざれば之を拒むことを得ず

第二十七條 第十一條但書第八號の證明書は第二十三條及前二條の適用に付ては之を小切符と看做す

第二十八條 何等の名義を以てするを問はず第二條乃至第五條、第七條乃至第十二條、第二十二條又は第二十四條の規定に依る制限又は禁止を免るる行為を爲すことを得ず

第二十九條 商工大臣は別表甲號、乙號、丙號、又は丁號に掲ぐる者に對し指定纖維製品の種類、數量、期間、方法其の他必要なる事項を指定して指定纖維製品の保有を爲すべきことを命ずることあるべし

第三十條 商工大臣衣料品の需給を調整する爲めに必要ありと認むるときは衣料品の販

賣其の他賣渡を業とする者に對し讓渡の時期、相手方其の他必要なる事項を指定して衣料品の讓渡を命じ又は其の讓渡若は讓受到關し衣料品の種類、數量、時期、方法、相手方、配給區域其の他に必要なる命令を爲すことあるべし

地方長官衣料品の需給を調整する爲めに必要ありと認むるときは衣料品の販賣其の他賣渡を業とする者にして別表甲號、乙號又は丙號に掲ぐる者以外のものに對して前項の命令を爲すことを得

第三十一條 前二條の規定に依る命令を受けたる者物資統制令第十八條第一項の損失の補償の請求を爲さんとするときは處分事項の實施終了後之を請求すべし

但し商工大臣の承認を受けたるときは別段の時期に之を請求することを得

第三十二條 別表甲號、乙號、丙號又は丁號に掲ぐる者は毎月二十五日迄に左に掲ぐる事項を記載したる報告書を別表甲號、乙號又は丙號に掲ぐる者に在りては商工大臣に、別表丁號に掲ぐる者に在りては地方長官に提出すべし

一 前月中に於ける指定纖維製品の種類別讓渡數量

二 前月中に於ける指定纖維製品の讓渡先別種類別讓渡數量

三 前月末に於ける指定纖維製品の種類別在庫數量

四 別表丁號に掲ぐる者に在りては第二十

五條の規定に依り送付を受けたる書面に記載したる事項の概要

第三十三條 別表甲號、乙號、丙號又は丁號に掲ぐる者は帳簿を備へ左に掲ぐる事項に付眞實の記載を爲すべし

一 指定纖維製品の讓渡先別種類別讓渡數量及讓受の年月日

二 指定纖維製品の讓渡先別種類別讓渡數量及讓渡の年月日

三 毎月末に於ける指定纖維製品の種類別在庫數量

第三十四條 衣料品の販賣其の他賣渡を業とする者にして小切符又は業務用衣料品購入票と引換へ衣料品を賣渡すものは帳簿を備へ左に掲ぐる事項に付眞實の記載を爲すべし

一 衣料品の讓受先別種類別讓渡數量及讓受の年月日

二 衣料品の種類別讓渡數量

(小切符と引換へ賣渡したるもの及業務用衣料品購入票と引換へ賣渡したるものに分ち記載すべし)

三 毎月末に於ける衣料品の種類別在庫數量

附則

本則は公布の日より之を施行す

衣料品の販賣其の他賣渡を業とする者(別表甲號、乙號、丙號又は丁號に掲ぐる者を除く)は本則施行の日現在に於ける衣料品の種類別在庫數量を昭和十七年二月十日迄に地方長官

に届出づべし

纖維製品配給統制規則は之を廢止す

纖維製品配給統制規則第一條但書、第二條但書、第三條但書又は第四條但書の規定に依り商工大臣又は地方長官の爲したる許可は本則第二條但書、第三條但書又は第四條但書の規定に依り商工大臣又は地方長官の爲したる許可と看做す本則の適用に付ては本則第十一條但書第五號の場合を除くの外纖維製品配給統制規則第六條の規定に依り地方長官又は纖維需給調整協議會の發行したる割當票は本則第六條の規定に依り發行したる割當票と看做す

甲 號

- 日本綿ス・フ織物製造株式會社
- 日本内地莫大小統制株式會社
- 全日本足袋共同販賣株式會社
- 日本タオル製造統制株式會社
- 日本人造絹織物工業組合聯合會
- 大日本毛織物工業組合聯合會
- 日本一般帽子工業組合聯合會
- 日本蚊帳工業組合聯合會

乙 號

- 作業衣團體服中央製造配給統制株式會社
- 既製服中央製造配給統制株式會社
- 和裝製品中央製造配給統制株式會社
- 布帛製品中央製造配給統制株式會社
- 全國中等學校制服商業組合聯合會
- 日本縫製製造配給統制株式會社
- 日本絹縫製製造配給統制株式會社

法規法令

丙 號

- 手編毛絲中央配給統制株式會社
- 日本寢具工業組合
- 日本絹人絹織物配給統制株式會社
- 日本麻織物元賣商業組合

丁 號

- 北海道纖維製品配給株式會社
- (以下各府縣纖維製品配給株式會社一略)
- 別記様式一略

廣告税法

昭和十七年二月二十一日 法律第五十九號

第一條 左に掲ぐる廣告には本法に依り廣告税を課す

第一種

一 新聞紙、雜誌、書籍其の他の出版物に依る廣告但し第二號、第三號又は第二種第一號乃至第三號に該當するものを除く

二 汽車、電車、自動車、汽船其の他の交通運輸機關又は交通運輸業の設備に依る廣告但し第二種第三號に該當するものを除く

三 映畫、入場券、乗車船券、氣球其の他命令を以て定むるものに依る廣告

第二種

一 立看板、掛看板、幟、旗又は此等に類するものに依る廣告但し第一種第二號に該當するものを除く

二 ポスターに依る廣告但し第一種第二號に該當するものを除く

三 チラシ其の他命令を以て定むるものに依る廣告

四 建植看板、野立看板、額面廣告又は此等に類するもの其の他命令を以て定むるものに依る廣告但し第一種第二號に該當するものを除く

第二條 廣告税の稅率左の如し

第一種 廣告の料金の百分の十

第二種 廣告

第一號の廣告 一個に付 二十錢

第二號の廣告 一個に付 十錢

第三號の廣告 一個に付 十錢

第四號の廣告 一個に付 十錢

第三號の廣告 一箇に付 二十錢

其の他千個又は其の端數に付 五十錢

第四號の廣告 廣告の面積一坪又は其の

端數に付毎年二圓
 年の中途に於て第二種第四號の廣告を開
 始したる場合に於ては其の年分の廣告税
 は月割を以て之を計算す

第三條 前條の廣告の料金は廣告料、印刷
 料、揭示料、使用料、手数料其の他名義の
 何たるを問はず廣告を爲す者が廣告の對價
 として取得すべき金額を謂ふ

第四條 左に掲ぐる廣告には廣告税を課せず
 一 國、北海道、府縣、市町村其の他命令
 のを以て指定する公共團體が廣告主たるも
 の

二 神社及法人たる宗教團體が廣告主たる
 もの

三 法令に依るもの

四 公の選舉に關するもの

五 其の他命令を以て定むるもの

第五條 第一種の廣告に對する廣告税は廣告
 を爲す者より、第二種第三號の廣告に對す
 る廣告税は同號に掲ぐるものを作製するも
 のより、第二種第四號の廣告に對する廣告
 税は廣告主より之を徴收す

第六條 第一種の廣告を爲す者は毎月其の爲
 したる廣告に付其の種類毎に廣告の料金を
 記載したる申告書を、第二種第三號に掲ぐ
 るものを作製する者は毎月其の作製したる

ものに付其の種類毎に數量を記載したる申
 告書を翌月十日迄に政府に提出すべし

第七條 第一種及第二種第三號の廣告に對す
 る廣告税は毎月分を翌月末日迄に納付すべ
 し

第八條 第二種第一號又は第二號の廣告に對
 する廣告税は廣告主廣告に印紙を貼用して
 之を納むべし但し廣告税額に相當する現金
 を政府に納付して納稅濟證印の押捺を受け
 印紙貼用に代ふることを得

第九條 第一種若しくは第二種の廣告を爲す業を
 營まんとする者、第一種若しくは第二種の廣告
 に付取次を爲す業を營まんとする者又は第
 二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を
 營まんとする者又は命令の定むる所に依り
 營業所毎に政府に申告すべし其の營業を廢
 止せんとするとき亦同じ

第十條 第一種若しくは第二種の廣告を爲す業を
 營む者、第一種若しくは第二種の廣告に付取次
 を爲す業を營む者又は第二種第三號に掲ぐ
 るもの作製を爲す業を營む者は命令の定
 むる所に依り其の營業に關する事項を帳簿
 に記載し又は必要なる事項を政府に申告す
 べし

第十一條 收稅官吏は第一種若しくは第二種の廣
 告を爲す業を營む者、第一種若しくは第二種の
 廣告に付取次を爲す業を營む者、第二種第
 三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を營む者
 又は第二種第四號の廣告の廣告主に對し廣
 告に關し質問を爲し又は帳簿書類其の他の
 物件を検査することを得

第十二條 廣告主第八條の規定に依り廣告に
 印紙を貼用するときは廣告面と印紙の彩紋
 とに於て自己の印章又は署名を以て判明
 に之を消すべし

第十三條 詐偽其の他不正の行爲に依り廣告
 税(第二種第一號又は第二號の廣告に對す
 る廣告税を除く)を逃脱し又は連脱せんと
 したる者は其の連脱し又は連脱せんとした
 る税金の五倍に相當する罰金に處し直に其
 の税金を徴收す但し罰金額が二十圓に滿大
 ざるときは之を二十圓とす

第十四條 第二種第一號又は第二號の廣告に
 相當印紙を貼用せず又は第八條但書の規定
 に依り納稅濟證印の押捺を受けざる者は廣
 告一個毎に脱税高二十倍の料りに處す但し
 料金額が五圓に滿たざるときは之を五圓と
 す

第十五條 左の各號の一に該當する者は三百
 圓以下の罰金又は料りに處す
 一 第六條第一項乃至第三項の規定に依る
 申告を怠り又は詐りたる者
 二 政府に申告せずして第一種の廣告を爲
 す業を營む者又は第二種第三號に掲ぐるも
 の、作製を爲す業を營むる者
 三 政府に申告せずして第二種の廣告を爲
 す業を營む者又は第一種若しくは第二種の廣告
 に付取次を爲す業を營むるもの
 前項第二號に規定する者に付ては直に其の
 廣告税を徴收す

第十六條 左の各號の一に該當する者は百圓
 以下の罰金又は料りに處す
 一 第十條第一項の規定に依る帳簿の記載
 を怠り若しくは詐り又は帳簿を隠匿したる者
 二 第十條の規定に依る申告を怠り又は詐
 りたる者
 三 第十一條の規定に依る收稅官吏の質問
 に對し答辯を爲さず若しくは虚偽の陳述を爲
 し又は其の職務の執行を拒み、妨げ若しくは
 忌避したる者

第十七條 第十二條の規定に違反し廣告に貼
 用したる印紙を消さざる者は廣告一個毎に

四圓の料りに處す

第十八條 第十四條又は前條の罪を犯したる
 者には刑法第三十八條第一項の規定を適用
 せず

第十九條 第十四條又は前條の罪を犯し
 たる者には刑法第三十八條第三項但書、
 第三十九條第二項、第四十條、第四十一
 條、第四十八條第二項、第六十三條及第
 六十六條の規定を適用せず

第二十條 第一種若しくは第二種の廣告に付納稅
 の義務ある者、第二種の廣告を爲す業を營
 む者又は第一種若しくは第二種の廣告に付取次
 を爲す業を營む者の代理人、戸主、家族、
 同居者、雇人其の他の從業者が其の業務に
 關し本法を犯したるときは其の第一種若
 しくは第二種の廣告に付納稅の義務ある者、第二
 種の廣告を爲す業を營む者又は第一種若
 しくは第二種の廣告に付取次を爲す業を營む者を
 處罰す

第二種 附則
 本法施行の期日は勅令を以て之を定む
 本法施行前より引續き第一種若しくは第二種の廣
 告を爲す業を營む者、第一種若しくは第二種の廣
 告に付取次を爲す業を營む者又は第二種第三
 號に掲ぐるもの、作製を爲す業を營む者本法
 施行後一月以内に其の旨を政府に申告する
 きは本法施行の日に於て本法に依り申告した
 るものと看做す

本法施行前より引續き爲す第二種第一號又は
 第二號の廣告に付ては本法施行の日より十日

以内に廣告に相當印紙を貼用すべし
 本法施行前より引續き爲す第二種第四號の廣
 告の廣告主は命令の定むる所に依り本法施行
 後二月以内に其の旨を政府に申告し昭和十七
 年分の廣告税を納付すべし
 前項の場合に於て第二種第四號の廣告に對す
 る廣告税は第二條に規定する税額の四分の三
 とす

廣告税法施行規則

昭和十七年三月二十三日
 勅令第九十七號

- 第一條 廣告税法第一條第一種第三號の規定
 に依り廣告税を課すべき廣告を定むること
 左の如し
 - 一 電柱又は之に類するものに依る廣告
 - 二 電氣事業の設備に依る廣告
 - 三 入場券又は乗車船券に類するものに依
 る廣告
 - 四 入場券の袋又は之に類するものに依る
 廣告
 - 五 諸藝の番附又は之に類するものに依る
 廣告
 - 六 受取書、請求書又は此等に類するもの
 に依る廣告
 - 七 照明に依る廣告但し照明に依る廣告を
 爲す業を營む者の爲すものに限る
- 第二條 廣告税法第一條第二種第三號の規定
 に依り廣告税を課すべき廣告を定むること

左の如し
 一 カレンダー、商品目録、電話番号記入表、案内表、繪葉書又は此等に類するものに依る廣告
 二 標寸に依る廣告
 第三條 廣告税法第一條第二種第四號の規定に依り廣告税を課すべき廣告を定むること左の如し
 一 綴帳、引算又は此等に類するものに依る廣告
 二 照明に依る廣告にして第一條第七號に該當せざるもの
 三 廣告塔に依る廣告
 第四條 廣告税法第四條第一號の規定に依り左の公共團體を指定す
 一 府縣組合、市町村組合、町村組合、市町村内の區及町村制を施行せざる地に於ける町村に準ずべき團體
 二 市町村學校組合、町村學校組合及學區水利組合、水利組合聯合及北海道土功組合
 第五條 廣告税法第四條第五號の規定に依り廣告税を課せざる廣告を定むること左の如し
 一 社會事業の爲にする廣告
 二 軍人の慰恤並に従軍したる軍人及軍屬の家族又は遺族の慰問其の他の軍事援護を目的とするに關する廣告
 三 國防金品の獻納を目的とするに關するに關する廣告

四 私立の幼稚園、中學校、高等女學校、實業學校、專門學校、高等學校及大學、國民學校に準ずべき各種學校並此等に準ずべき私立學校が廣告主たる廣告
 五 政事に關する結社が廣告主たる廣告
 六 前號の結社に該當せざる公事に關する結社にして大藏大臣の指定するものが廣告主たる廣告
 七 講演會又は演說會にして入場無料又は入場料二十錢以下なるものに關する廣告
 八 第二種第一號又は第四號の廣告にして營業所又は事務所の所在場所に於て當該營業所又は事務所の爲にする廣告
 第六條 第一種若しくは第二種の廣告を爲す業を營まんとする者、第一種若しくは第二種の廣告に付取次を爲す業を營まんとする者又は第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を營まんとする者は營業所毎に其の所在地、廣告又は作製するもの、種類、住所及氏名又は名稱を記載したる申告書を營業所所轄稅務署に提出すべし
 第七條 第二種第四號の廣告を爲さんとする廣告主は其の廣告に付一個毎に廣告の種類及面積、廣告開始の年月日、廣告の場所並に住所及氏名又は名稱を記載したる申告書を豫め廣告場所所轄稅務署に提出すべし
 第二種第四號の廣告を翌年に互り繼續せんとする廣告主は其の廣告に付一個毎に前項に掲ぐる事項の外其の旨を記載したる申告書を其の年十二月末日迄に廣告場所所轄稅務署に提出すべし

務署に提出すべし
 第八條 前二條の規定に依り申告したる事項に異動を生じたるときは其の都度所轄稅務署に申告すべし
 第九條 第一種若しくは第二種の廣告を爲す業を營む者、第一種若しくは第二種の廣告に付取次を爲す業を營む者又は第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を營む者其の營業を廢止せんとするときは其の旨を所轄稅務署に申告すべし
 第二種第四號の廣告の廣告主其の廣告を廢止せんとするに亦同じ
 第十條 第一種若しくは第二種の廣告を爲す業を營む者、第一種若しくは第二種の廣告に付取次を爲す業を營む者又は第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を營む者營業所を移轉せんとするときは其の營業所を定め移轉先の所轄稅務署に申告すべし
 第十一條 第一種若しくは第二種の廣告を爲す業、第一種若しくは第二種の廣告に付取次を爲す業又は第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を讓渡したる者は讓渡人と連署して其の旨を所轄稅務署に申告すべし
 第一種若しくは第二種の廣告を爲す業、第一種若しくは第二種の廣告に付取次を爲す業又は第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を合併し因り承繼したる者は其の旨を所轄稅務署に申告すべし
 第十二條 廣告税法第六條第一項乃至第三項の規定に依る申告書は所轄稅務署に之を提出すべし

前項の申告書の提出なきとき又は稅務署長其の申告を不相當と認めたるときは稅務署長は其の課稅標準額を決定すべし
 第十三條 第二種第三號に掲ぐるもの、作製をなす者はその作製するものに自己の住所及氏名又は名稱を表示すべし
 第十四條 第一種又は第二種の廣告を爲す業を營む者は其の爲したる廣告に付少くとも左の事項を帳簿に記載すべし
 一 廣告の種類
 二 廣告の場所
 三 廣告の年月日及期間
 四 廣告の料金
 五 廣告主及廣告に付取次を爲したる者の住所及氏名又は名稱
 第十五條 第一種又は第二種の廣告に付取次を爲す業を營む者は其の取次を爲したる廣告に付少くとも左の事項を帳簿に記載すべし
 一 廣告の種類
 二 廣告の場所
 三 廣告の年月日及期間
 四 廣告の料金
 五 廣告主及廣告を爲す者の住所及氏名又は名稱
 第十六條 第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を營む者は少くとも左の事項を帳簿に記載すべし
 一 作製したるもの、種類數量及作製の日
 二 他に引渡したるもの、種類、數量、價

額、引渡の日並に其の引取人の住所及氏名又は名稱
 附則
 本令は廣告税法施行の日より之を施行す
 廣告税法附則第二項の規定に依り政府に申告せんとする者は營業所毎に第六條の規定に準じて作成したる申告書に同法施行前より引續き第一種若しくは第二種の廣告を爲す業、第一種若しくは第二種の廣告に付取次を爲す業又は第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を營むことと事實を併せ記載し之を營業所所轄稅務署に提出すべし
 廣告税法附則第四項の規定に依り政府に申告せんとする者は其の廣告に付第七條第一項の規定に準じて作成したる申告書に同法施行前より引續き當該廣告を爲すことと事實を併せ記載し之を廣告場所所轄稅務署に提出すべし

樺太廣告稅令

昭和十七年三月二十四日 勅令第二百三十一號

機關又は交通運輸業の設備に依る廣告但し第二種第三號に該當するものを除く
 三 映畫、入場券、乗車船券、氣球其の他樺太廳長官の定むるものに依る廣告
 第二種
 一 立看板、掛看板、幟、旗又は此等に類するものに依る廣告但し第一種第二號に該當するものを除く
 二 ポスターに依る廣告但し第一種第二號に該當するものを除く
 三 チラシ其の他樺太廳長官の定むるものに依る廣告
 四 建植看板、野立看板、額面廣告又は此等に類するもの其の他樺太廳長官の定むるものに依る廣告但し第一種第二號に該當するものを除く
 第二條 廣告稅の稅率左の如し
 第一種 廣告 廣告の料金の百分の十
 第二種 廣告 一個に付 二十錢
 第三種 廣告 一個に付 十錢
 第四種 廣告 面積一坪を超過するときは一個に付五十錢
 第五種 廣告 面積一坪を超過するときは一個に付二十五錢
 第六種 廣告 面積一坪又は其の端數に付毎年二圓

告を不相當と認めたる時は政府は其の課税標準額を決定す

第七條 第一種及第二種第三號の廣告に對する廣告税は毎月末日迄に納付すべし

第二種第四號の廣告に對する廣告税は廣告主が前條第二項の規定に依り申告を爲す際其の年分を、同條第三項の規定に依り申告を爲す際翌年分を納付すべし

第八條 第二種第一號又は第二號の廣告に對する廣告税は廣告主廣告に印紙を貼用して之を納むべし但し廣告税額に相當する現金を政府に納付して納税済證印の押捺を受け印紙貼用に代ふることを得

第九條 第一種若しくは第二種の廣告を爲す業を營まんとする者、第一種若しくは第二種の廣告に付取次を爲す業を營まんとする者又は第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を營まんとする者は朝鮮總督の定むる所に依り其の營業に關する事項を帳簿に記載し又は必要な事項を政府に申告すべし

第十條 第一種若しくは第二種の廣告を爲す業を營まんとする者、第一種若しくは第二種の廣告を爲す業を營まんとする者は朝鮮總督の定むる所に依り其の營業に關する事項を帳簿に記載し又は必要な事項を政府に申告すべし

第十一條 稅務官吏は第一種若しくは第二種の廣告を爲す業を營む者、第一種若しくは第二種の廣告に付取次を爲す業を營む者、第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を營む者又は第二種第四號の廣告の廣告主に對し廣告に關し質問を爲し又は帳簿書類其の他の物件を検査することを得

稅務官吏は廣告の検査を爲すことを得

第十二條 廣告主第八條の規定に依り廣告に印紙を貼用するときは廣告面と印紙の彩紋とに於て自己の印章又は署名を以て判明に之を消すべし

第十三條 詐偽其の他不正の行爲に依り廣告税(第二種第一號又は第二號の廣告に對する廣告税を除く)を遁脱し又は遁脱せんとしたる者は其の遁脱し又は遁脱せんとしたる税金の五倍に相當する罰金に處し直に其の税金を徴収す但し罰金額が二十圓に満たざるときは之を二十圓とす

第十四條 第二種第一號又は第二號の廣告に相當印紙を貼用せず又は第八條但書の規定に依り納税済證印の押捺を受けざる者は廣告一個毎に脱税高二十倍の料りに處す但し料金額が五圓に満たざるときは之を五圓とす

第十五條 左の各號の一に該當する者は三百圓以下の罰金又は料りに處す

一 第六條第一項乃至第三項の規定に依り申告を怠り又は詐りたる者

二 政府に申告せずして第一種の廣告を爲す業を營み又は第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を營むたる者

三 政府に申告せずして第二種の廣告を爲す業を營み又は第一種若しくは第二種の廣告に付取次を爲す業を營みたるもの

前項第二號に規定する者に付ては直に其の廣告税を徴収す

第十六條 左の各號の一に該當する者は百圓以下の罰金又は料りに處す

一 第十條第一項の規定に依り帳簿の記載を怠り又は詐り又は帳簿を隠匿したる者

二 第十條の規定に依り申告を怠り又は詐りたる者

三 第十一條の規定に依り稅務官吏の質問に對し答辯を爲さず若しくは虚偽の陳述を爲し又は其の職務の執行を拒み、妨げ若しくは怠滞したる者

第十七條 第十二條の規定に違反し廣告に貼用したる印紙を消さざる者は廣告一個毎に四圓の料りに處す

第十八條 第十四條又は前條の罪を犯したる者には刑法第三十八條第一項の規定を適用す

第十九條 大正元年制令第四號第二條の規定は第二種の廣告を爲す業を營む者又は第一種若しくは第二種の廣告に付取次を爲す業を營む者に付て之を準用す

附則

本令は昭和十七年四月一日より之を施行す

本令施行前より引續き第一種若しくは第二種の廣告

告を爲す業を營む者、第一種若しくは第二種の廣告に付取次を爲す業を營む者又は第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を營む者本令施行後一月以内に其の旨を政府に申告するときは本令施行の日に於て本令に依り申告したるものと看做す

本令施行前より引續き爲す第二種第一號又は第二種第二號の廣告に付ては昭和十七年四月十五日まで廣告に相當印紙を貼用すべし

本令施行前より引續き爲す第二種第四號の廣告の廣告主は朝鮮總督の定むる所に依り昭和十七年五月三十一日まで其の旨を政府に申告し昭和十七年分の廣告税を納付すべし

前項の場合に於て第二種第四號の廣告に對する廣告税は第二條に規定する税額の四分の三とす

關東州廣告稅令

昭和十七年三月二十七日
勅令第二百五十九號

第一條 左に掲ぐる廣告には本令に依り廣告税を課す

第一種

一 新聞紙、雜誌、書籍其の他の出版物に依る廣告但し第二號、第三號又は第二種第一號乃至第三號に該當するものを除く

二 汽車、電車、自動車、汽船其の他の交通運輸機關又は交通運輸業の設備に依る廣告但し第二種第三號に該當するものを除く

除く

三 映畫、入場券、乗車船券、氣球其の他の滿洲國駐劄特命全權大使の定むるものに依る廣告

第二種

一 立看板、掛看板、幟、旗又は此等に類するものに依る廣告但し第一種第二號に該當するものを除く

二 ポスターに依る廣告但し第一種第二號に該當するものを除く

二 チラシ其の他大使の定むるものに依る廣告

四 建植看板、野立看板、額面廣告又は此等に類するもの其の他大使の定むるものに依る廣告但し第一種第二號に該當するものを除く

第二條 廣告税の稅率左の如し

第一種 廣告 廣告の料金の百分の十

第一號の廣告 一個に付 二十錢

第二號の廣告 一個に付 十錢

第三號の廣告 一個に付 十錢

第三號の廣告 二十錢

其の他千個又は其の端數に付 五十錢

第四號の廣告 廣告の面積一坪又は其の端數に付毎年二圓

年中途に於て第二種第四號の廣告を開始

したる場合に於ては其の年分の廣告税は月割を以て之を計算す

第三條 前條の廣告の料金は廣告料、印刷料、揭示料、使用料、手数料其の他名義の何たるを問はず廣告を爲す者が廣告の對價として取得すべき金額を謂ふ

自己の爲に廣告を爲す場合又は他人の爲無料若しくは低額の料金を以て廣告を爲す場合に於ける廣告の料金は其の廣告の對價として通常取得し得べき金額に依る

第四條 左に掲ぐる廣告には廣告税を課せず

一 國又は大使の指定する公共團體が廣告主たるもの

二 神社が廣告主たるもの

三 法令に依るもの

四 公の選舉に關するもの

五 其の他大使の定むるもの

第五條 第一種の廣告に對する廣告税は廣告を爲す者より、第二種第三號の廣告に對する廣告税は同號に掲ぐるものを作製するものより、第二種第四號の廣告に對する廣告税は廣告主より之を徴収す但し保稅地域より引取らるる第二種第三號の廣告に付ては引取られたる數量に應じ引取人より廣告税を徴収す

第六條 第一種の廣告を爲す者は毎月其の爲したる廣告に付其の種類毎に廣告の料金を記載したる申告書を、第二種第三號に掲ぐるものを作製する者は毎月其の作製したるものに付其の種類毎に數量を記載したる申告書を

告書を翌月十日迄に政府に提出すべし
 第二種第三號の廣告を保稅地域より引取る者は引取の際其の廣告に付前項に準ずる申告書を政府に提出すべし
 第二種第四號の廣告を爲さんとする廣告主は其の廣告に付一個毎に廣告の面積を記載したる申告書を豫め政府に提出すべし
 第二種第四號の廣告を翌年に互り繼續せんとする廣告主は其の廣告に付一個毎に廣告の面積を記載したる申告書を其の年十二月末日迄に政府に提出すべし
 申告書の提出なきときは又は政府に於て申告書を不相當と認めたる時は政府は其の課稅標準額を決定す
 第七條 第一種及第二種第三號の廣告に對する廣告税は毎月分を翌月末日迄に納付すべし但し第五條但書の場合に於ては引取の際之を納付すべし
 第二種第四號の廣告に對する廣告税は廣告主が前條第三項の規定に依り申告を爲す際其の年分を、同條第四項の規定に依り申告を爲す際翌年分を納付すべし
 第八條 第二種第一號又は第二號の廣告に對する廣告税は廣告主廣告に印紙を貼用して之を納むべし但し廣告税額に相當する現金を政府に納付して納稅済證印の押捺を受け印紙貼用に代ふることを得
 第九條 關東州外に輸出する第二種第三號の廣告に付ては大使の定むる所に依り廣告税を免除す

前項の廣告にして政府の指定したる期間内に輸出せられたることの證明なきものに付ては廣告を作製する者又は引取人より直ちに其の廣告税を徵收す但し災害其の他已むことを得ざる事由に因り滅失したるものに付政府の承認を受くるときは此の限に在らず
 第十條 第一種若しくは第二種の廣告を爲す業を營まんとする者、第一種若しくは第二種の廣告に付取次を爲す業を營まんとする者又は第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を營まんとする者は命令の定むる所に依り其の營業に關する事項を帳簿に記載し又は必要なる事項を政府に申告すべし
 第十一條 第一種若しくは第二種の廣告を爲す業を營む者、第一種若しくは第二種の廣告に付取次を爲す業を營む者又は第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を營む者は命令の定むる所に依り其の營業に關する事項を帳簿に記載し又は必要なる事項を政府に申告す

べし第二種第四號の廣告の廣告主に對し廣告に關し質問を爲し又は帳簿書類其の他の物件を検査することを得
 第十三條 廣告主第八條の規定に依り廣告に印紙を貼用するときは廣告面と印紙の彩紋とに於て自己の印章又は署名を以て判明に之を消すべし
 第十四條 詐偽其の他不正の行爲に依り廣告税(第二種第一號又は第二號の廣告に對する廣告税を除く)を連脱し又は連脱せんとしたる者は其の連脱し又は連脱せんとしたる税金の五倍に相當する罰金に處し直に其の税金を徵收す但し罰金額が二十圓に満たざるときは之を二十圓とす
 第十五條 第二種第一號又は第二號の廣告に相當印紙を貼用せず又は第八條但書の規定に依り納稅済證印の押捺を受けざる者は廣告一個毎に脱稅高二十倍の科料に處す但し科料額が五圓に満たざるときは之を五圓とす
 第十六條 左の各號の一に該當する者は三百圓以下の罰金又は科料に處す
 一 第六條第一項乃至第四項の規定に依り申告を怠り又は詐りたる者
 二 政府に申告せずして第一種の廣告を爲す業を營み又は第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を營みたる者
 三 政府に申告せずして第二種の廣告を爲す業を營み又は第一種若しくは第二種の廣告

に付取次を爲す業を營みたるもの
 前項第二號に規定する者に付ては直に其の廣告税を徵收す
 第十七條 左の各號の一に該當する者は百圓以下の罰金又は科料に處す
 一 第十一條第一項の規定に依る帳簿の記載を怠り若しくは詐り又は帳簿を隠匿したる者
 二 第十一條の規定に依る申告を怠り又は詐りたる者
 三 第十二條の規定に依る稅務官吏の質問に對し答辯を爲さず若しくは虚偽の陳述を爲し又は其の職務の執行を拒み、妨げ若しくは忌避したる者
 第十八條 第十三條の規定に違反し廣告に貼用したる印紙を消さざる者は廣告一個毎に四圓の科料に處す
 第十九條 第十五條又は前條の罪を犯したる者には關東州裁判事務取扱令に於て依ることと定めたる刑法第三十八條第一項の規定を適用す
 第二十條 大正十一年勅令第二百號第一條の規定は第十六條又は第十七條の罪を犯したる者に付ては之を適用す
 第二十一條 大正十一年勅令第二百號第二條の規定は第二種の廣告を爲す業を營む者又は第一種若しくは第二種の廣告に付取次を爲す業を營む者に付て之を準用す
 第二十二條 本令に於て保稅地域とは政府に於て課稅物件を設置し得べき場所として指

定したる場所を謂ふ
 附 則
 本令は昭和十七年四月一日より之を施行す
 本令施行前より引續き第一種若しくは第二種の廣告を爲す業を營む者、第一種若しくは第二種の廣告に付取次を爲す業を營む者又は第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を營む者本令施行後一月以内に其の旨を政府に申告するときは本令施行の日に於て本令に依り申告したるものと看做す
 本令施行前より引續き爲す第二種第一號又は第二種第二號の廣告に付ては本令施行の日より十日以内に廣告に相當印紙を貼用すべし
 本令施行前より引續き爲す第二種第四號の廣告の廣告主は大使の定むる所に依り本令施行後二月以内に其の旨を政府に申告し昭和十七年分の廣告税を納付すべし
 前項の場合に於て第二種第四號の廣告に對する廣告税は第二條に規定する稅額の四分の三とす

る地域」に改め同號を第一號とし第二號として左の一號を加ふ
 二 貿易爲管理規則第十三條第一項の規定に依る許可を受け輸出するとき
 同條中第三號を削り第四號を第三號とす
 第十條の二第一項中「指定物品」を「指定輸出品」に、「商工大臣の指定したる者」(以下調整機關と稱す)より買受け若しくは輸出の委託を受け又は輸出の承認を受けたる者」を「商工大臣の指定したる者(以下輸出調整機關と稱す)又は輸出調整機關より買受け、輸出の委託を受け若しくは輸出の承認を受けたる者」に、「關東州、滿洲及支那以外の地域」を「商工大臣の指定したる地域」に、同條但書中「前條第三號又は第四號に掲ぐる場合」を「前條第三號に掲ぐる場合」に、同條第二項中「調整機關」を「輸出調整機關」に、「指定輸出品」を「指定輸出品」に改む
 第十一條中第五號を第六號とし以下順次繰下げ第四號の次に左の一號を加ふ
 五 軍隊又は軍人に向け發送する樹問品
 第十一條の二中「調整機關」を「輸出調整機關」に、「指定物品」を「指定輸出品」に改め「超えて」の下に「輸出」を加ふ
 第十一條の三中「調整機關」を「輸出調整機關」に、「指定物品」を「指定輸出品」に、「買受け」を「買受、輸出」に改む
 第十一條の四第一號中「買受手續」の下に「輸出手續」を、同條第二號中「買受價格」の下に「輸出價格」を加ふ

貿易統制令施行規則改正

昭和十七年四月十三日
 商工、農林省令第一號

第十條中第一號を削り第二號中「指定物品を關東州、滿洲及支那以外の地域」を「指定輸出品を同條の規定に依り商工大臣の指定した

第十一條の六 指定輸出品にして其の第十條の二の規定に依る指定前第十條の規定に依る輸出の許可を受けたるものに付ては其の第十條の二の規定に依る指定後一月を限り第十條の二の規定に拘らず之を輸出することを得

第十二條中第一號を左の如く改む

一 第十二條の二の規定に依る指定輸入品を同條の規定に依り商工大臣の指定したる地域より輸入するとき

同條中第二號を削り第三號を第二號とす

第十二條の二 關稅定率法別表輸入稅表に掲ぐる物品にして商工大臣の指定したるもの

(以下指定輸入品と稱す)は商工大臣の指定したる者(以下輸入調整機關と稱す)又は輸入調整機關より輸入の委託を受け若は輸入の承認を受けたる者に非ざれば之を商工大臣の指定したる地域より輸入することを得

但し前條第二號に掲ぐる場合及特別の事情に依り商工大臣の承認を受けたる場合は此の限に在らず

輸入調整機關より指定輸入品の輸入の委託を受け又は輸入の承認を受けたる者は當該指定輸入品の輸入に關し輸入調整機關の指示ありたるときは之に従ふべし

第十三條中「前條」を「前二條」に、同條第一號中「第五號」を「第六號」に改む

第十三條の二 輸入調整機關は指定輸入品に付商工大臣の定むる數量又は金額を超えて輸入し、輸入の委託を爲し又は輸入の承認

を爲すことを得ず

第十三條の三 輸入調整機關は指定輸入品の輸入、輸入の委託、輸入の承認及販賣に關する規程を定め商工大臣の承認を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ

輸入調整機關は前項の規定に依り商工大臣の承認を受けたる規程に依るに非ざれば指定輸入品の輸入、輸入の委託、輸入の承認又は販賣を爲すことを得ず

商工大臣必要ありと認むるときは第一項の規程の變更を命ずることあるべし

第十三條の四 前條第一項の規程には左に掲ぐる事項を記載すべし

一 輸入手續、輸入委託手續、輸入承認手續及販賣手續に關する事項

二 輸入價格、委託輸入價格、輸入承認の基準たる輸入價格及販賣價格に關する事項

三 輸入の委託及輸入の承認の條件に關する事項

四 其の他必要なる事項

第十三條の五 指定輸入品にして其の第十二條の二の規定に依る指定前第十二條の規定に依る輸入の許可を受けたるものに付ては其の第十二條の二の規定に依る指定後一月を限り第十二條の二の規定に拘らず之を輸入することを得

第十四條中「輸出地を管轄する税關を經由して」を削る

第十九條の二中「第十條の二に掲ぐる者」を

を爲すことを得ず

第十三條の三 輸入調整機關は指定輸入品の輸入、輸入の委託、輸入の承認及販賣に關する規程を定め商工大臣の承認を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ

輸入調整機關は前項の規定に依り商工大臣の承認を受けたる規程に依るに非ざれば指定輸入品の輸入、輸入の委託、輸入の承認又は販賣を爲すことを得ず

商工大臣必要ありと認むるときは第一項の規程の變更を命ずることあるべし

第十三條の四 前條第一項の規程には左に掲ぐる事項を記載すべし

一 輸入手續、輸入委託手續、輸入承認手續及販賣手續に關する事項

二 輸入價格、委託輸入價格、輸入承認の基準たる輸入價格及販賣價格に關する事項

三 輸入の委託及輸入の承認の條件に關する事項

四 其の他必要なる事項

第十三條の五 指定輸入品にして其の第十二條の二の規定に依る指定前第十二條の規定に依る輸入の許可を受けたるものに付ては其の第十二條の二の規定に依る指定後一月を限り第十二條の二の規定に拘らず之を輸入することを得

出の年月日を記載したる報告書に輸出したることを證する書面を添附し之を商工大臣に提出すべし

第二十條の三 輸入調整機關より指定輸入品の輸入の委託を受け又は輸入の承認を受けたる者當該指定輸入品を輸入したるときは二週間以内其の品名、數量、單價及價額並に輸入の年月日を記載したる報告書に輸出したることを證する書面を添附し之を輸入調整機關に提出すべし

輸入調整機關は毎

月二十日迄に前項の規定に依り前月中に提出ありたる報告書の概要並に其の前月中に輸入したる指定輸入品の品名、數量、單價、價額及輸入の年月日を商工大臣に報告すべし

第十二條の二 第一項但書の承認を受けたる者當該指定輸入品を輸入したるときは二週間以内其の品名、數量、單價及價格並に輸入の年月日を記載したる報告書に輸入したることを證する書面を添附し之を商工大臣に提出すべし

昭和十六年商工農林省令第十號附則第二項を左の如く改む

輸出調整機關又は輸入調整機關は昭和十七年五月十五日に至る期間を限り第十一條の三第二項又は第十三條の三第二項の規定に拘らず第十一條の三第一項又は第十三條の三第一項の規定に依らずして指定輸出品の買受、輸出、販賣、輸出の委託若しは輸出の承認又は指定輸入品の輸入、輸入の委託、

を爲すことを得ず

第十三條の三 輸入調整機關は指定輸入品の輸入、輸入の委託、輸入の承認及販賣に關する規程を定め商工大臣の承認を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ

輸入調整機關は前項の規定に依り商工大臣の承認を受けたる規程に依るに非ざれば指定輸入品の輸入、輸入の委託、輸入の承認又は販賣を爲すことを得ず

商工大臣必要ありと認むるときは第一項の規程の變更を命ずることあるべし

第十三條の四 前條第一項の規程には左に掲ぐる事項を記載すべし

一 輸入手續、輸入委託手續、輸入承認手續及販賣手續に關する事項

二 輸入價格、委託輸入價格、輸入承認の基準たる輸入價格及販賣價格に關する事項

三 輸入の委託及輸入の承認の條件に關する事項

四 其の他必要なる事項

第十三條の五 指定輸入品にして其の第十二條の二の規定に依る指定前第十二條の規定に依る輸入の許可を受けたるものに付ては其の第十二條の二の規定に依る指定後一月を限り第十二條の二の規定に拘らず之を輸入することを得

第十四條中「輸出地を管轄する税關を經由して」を削る

第十九條の二中「第十條の二に掲ぐる者」を

輸入の承認若しは販賣を爲すことを得

附則

本令は昭和十七年四月十六日より之を施行す
關東州、滿洲國及中華民國向輸出調整に關する件、昭和十四年農林省令第四十八號、關東州、滿洲國及支那に對する貿易の調整に關する件並に南洋に對する貿易の調整に關する件は之を廢止す

關東州、滿洲國及中華民國向輸出調整に關する件第一條又は第二條に規定する物品にして同令第一條の商品別統制團體又は同令第二條の地域別統制團體より輸出の承認を受けたるもの、昭和十四年農林省令第四十八號第一條の輸出水産物にして同條の指定團體より輸出の承認を受けたるもの、關東州、滿洲國及支那に對する貿易の調整に關する件第一條の指定輸出品又は同令第六條の指定輸入品にして同令第一條の調整機關より輸出の委託を受け又は輸入の委託を受けたるもの、南洋に對する貿易の調整に關する件第一條の指定輸出品又は同令第八條の指定輸入品にして同令第一條の輸出調整機關又は同令第八條の輸入調整機關より輸出の委託を受け又は輸入の委託を受けたるもの並に貿易組合第十八條の規定に依り命令ありたる場合に於て當該輸出組合より其の貿易組合法第十五條の規定に依り輸出の承認を受けたる物品に付ては昭和十七年五月十五日に至る期間を限り第十條の二第一項又は第十二條の二第一項の規定に拘らず之を輸出し又は輸入することを得

貿易統制令施行規則改正

昭和十七年九月二十五日
商工農林省令第四號

第十一條の七 指定輸出品に付輸出調整機關の變更ありたる場合に於ては其の變更後二月を限り變更前の輸出調整機關より指定輸出品を買受け、輸出の委託を受け又は輸出の承認を受けたる者は之を變更後の輸出調整機關より指定輸出品を買受け、輸出の委託を受け又は輸出の承認を受けたる者と看做す

第十三條の六 指定輸入品に付輸入調整機關の變更ありたる場合に於ては其の變更後二月を限り變更前の輸入調整機關より指定輸入品の輸入の委託を受け又は輸入の承認を受けたる者は之を變更後の輸入調整機關より指定輸入品の輸入の委託を受け又は輸入の

承認を受けたる者

を爲すことを得ず

第十三條の三 輸入調整機關は指定輸入品の輸入、輸入の委託、輸入の承認及販賣に關する規程を定め商工大臣の承認を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ

輸入調整機關は前項の規定に依り商工大臣の承認を受けたる規程に依るに非ざれば指定輸入品の輸入、輸入の委託、輸入の承認又は販賣を爲すことを得ず

商工大臣必要ありと認むるときは第一項の規程の變更を命ずることあるべし

第十三條の四 前條第一項の規程には左に掲ぐる事項を記載すべし

一 輸入手續、輸入委託手續、輸入承認手續及販賣手續に關する事項

二 輸入價格、委託輸入價格、輸入承認の基準たる輸入價格及販賣價格に關する事項

三 輸入の委託及輸入の承認の條件に關する事項

四 其の他必要なる事項

第十三條の五 指定輸入品にして其の第十二條の二の規定に依る指定前第十二條の規定に依る輸入の許可を受けたるものに付ては其の第十二條の二の規定に依る指定後一月を限り第十二條の二の規定に拘らず之を輸入することを得

承認を受けた者と看做す
附則
本令は公布の日より之を施行す

動物油脂配給 統制規則

昭和十七年九月十五日
農林省令第七十一號

第一條 物資統制令に依る動物油脂の配給統制に付ては本則の定むる所に依る

第二條 魚油其の他農林大臣の指定したる動物油脂(油滓を含む以下特定動物油脂と稱す)の製造(他人に委託して製造又は精製を爲す場合を含む以下同じ)を業とする者又は其の團體は其の製造したる特定動物油脂を農林大臣の指定したる集荷機關(以下集荷機關と稱す)及集荷機關の指定したる者以外の者に譲渡すことを得ず但し左に掲ぐる場合は此の限に在らず

一 第十條の規定に依り同條の統制機關に賣渡す場合

二 特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合

集荷機關及前項の規定に依り集荷機關の指定したる者以外の者は特定動物油脂の製造若し又は精製を爲す者又は其の團體より其の製造し又は精製したる特定動物油脂を譲渡することを得ず但し左に掲ぐる場合は此の限に在らず

に在らず

一 第十條の規定に依り同條の統制機關が買受くる場合

二 前項但書の規定に依り農林大臣の許可を受けて譲渡すものを譲受くる場合

三 特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合

集荷機關第一項の指定を爲さんとするときは豫め農林大臣の承認を受くべし

第三條 前條第一項の規定に依り集荷機關の指定したる者は其の譲受けたる特定動物油脂を集荷機關以外の者に譲渡すことを得ず集荷機關は其の譲受けたる特定動物油脂を農林大臣の指定したる統制機關(以下統制機關と稱す)以外の者に譲渡すことを得ず但し農林大臣の指定したる場合又は特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第四條 特定動物油脂の精製(他人に委託して精製を爲す場合を含む以下同じ)にして農林大臣の指定したるもの(油滓を含む以下指定動物油脂と稱す)の製造若し又は精製を業とする者又は此等の者の團體は其の精製したる特定動物油脂又は其の製造し若し又は精製したる指定動物油脂を統制機關以外の者に譲渡すことを得ず但し特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

統制機關以外の者は特定動物油脂の精製を爲す者、指定動物油脂の製造若し又は精製を爲す者、指定動物油脂の製造若し又は精製を爲す者又は此等の者の團體より其の精製したる特定動物油脂又は其の製造し若し又は精製したる指定動物油脂を譲渡すことを得ず但し左に掲ぐる場合は此の限に在らず

す者又は此等の者の團體より其の精製したる特定動物油脂又は其の製造し若し又は精製したる指定動物油脂を譲受くることを得ず但し前項但書の規定に依り農林大臣の許可を受けて譲渡すものを譲受くる場合又は特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第五條 特定動物油脂又は指定動物油脂(以下動物油脂と總稱す)の精製を業とする者又は其の團體は統制機關より買受けたるものに非ざれば動物油脂を其の精製の原料として使用することを得ず但し農林大臣の指定したる場合又は特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第六條 動物油脂の製造若し又は精製を業とする者又は其の團體は統制機關より動物油脂の製造又は精製に關し農林大臣の承認を受けたる特別の指示ありたるときは其の指示に従ひ動物油脂の製造又は精製を爲すべし

第七條 業務に關し動物油脂の輸入若し又は移入を爲す者又は其の團體は其の輸入し又は移入したる動物油脂を運滞なく統制機關に賣渡すべし但し特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第八條 動物油脂の製造若し又は精製を業とする者、動物油脂の販賣其の他賣渡を業とする者、轉賣の目的を以て動物油脂を所有する者又は此等の者の團體は其の製造、精製又は取扱に係る動物油脂を使用又は消費することを得ず但し農林大臣の指定したる場合

又は特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第九條 動物油脂の販賣其の他賣渡を業とする者又は其の團體は統制機關より動物油脂の販賣其の他配給に關し農林大臣の承認を受けたる特別の指示ありたるときは其の指示に従ひ動物油脂の販賣其の他配給を爲すべし

第十條 動物油脂の製造、精製若し又は販賣を業とする者、轉賣の目的を以て動物油脂を所有する者又は此等の者の團體は其の製造、精製又は取扱に係る動物油脂に付統制機關より價格等統制令第七條の規定に依り定むる最高販賣價格又は同令第二條第一項但書の規定に依り農林大臣の許可を受けたる價格に依る買入の申込ありたるときは其の申込に應じ之を賣渡すべし

第十一條 統制機關は其の取扱に係る動物油脂に付配給計畫を定め豫め農林大臣の承認を受くべし

統制機關及集荷機關は毎月前月に於ける業務の状況を農林大臣に報告すべし

第十二條 農林大臣必要ありと認むるときは統制機關又は集荷機關に對し動物油脂の配給統制上必要な命令を爲すことあるべし

地方長官必要ありと認むるときは動物油脂の製造若し又は精製を業とする者、動物油脂の

販賣其の他賣渡を業とする者、業務上動物油脂の使用若し又は消費を爲す者又は此等の者の團體に對し動物油脂の讓渡、讓受、使用又は消費に關し一般的に物資統制令第九條第十條、第十四條又は第十五條の命令を爲すことを得

第十三條 地方長官必要ありと認むるときは前條第二項に掲ぐる者に付動物油脂の配給統制上必要な報告を徴し又は當該官吏をして工場、事業場、店舗、倉庫其の他の場所に臨檢し業務の状況若し又は帳簿其の他の物件を檢査せしむることを得

物資統制令第二十條第二項の規定に依る證票は別記様式に依る

販賣其の他賣渡を業とする者、業務上動物油脂の使用若し又は消費を爲す者又は此等の者の團體に對し動物油脂の讓渡、讓受、使用又は消費に關し一般的に物資統制令第九條第十條、第十四條又は第十五條の命令を爲すことを得

第十三條 地方長官必要ありと認むるときは前條第二項に掲ぐる者に付動物油脂の配給統制上必要な報告を徴し又は當該官吏をして工場、事業場、店舗、倉庫其の他の場所に臨檢し業務の状況若し又は帳簿其の他の物件を檢査せしむることを得

物資統制令第二十條第二項の規定に依る證票は別記様式に依る

附則

本令は公布の日より之を施行す

魚油配給統制規則は之を廢止す

魚油配給統制規則第七條の規定に依り爲したる承認は本則第十一條の規定に依り爲したるものと看做す

別記様式(用紙の大きさは日本標準規格A7とし中央點線の所より二つ折とす)

(裏面)

物資統制令第二十條の規定に依る證票

(裏面)

第 號 昭和 年 月 日交付

官 職 氏 名

農林省又は
廳府縣印

國家總動員法第三十一條 政府は國家總動員上必要あるときは命令の定むる所に依り報告を徴し又は當該官吏をして必要なる場所に臨檢し業務の状況若し又は帳簿書類其の他の物件を檢査せしむることを得

國家總動員法第四十二條 第三十一條の規定に依る當該官吏の檢査を拒み、妨げ又は忌避したる者は六月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す

物資統制令第二十條 主務大臣は國家總動員法第三十一條の規定に基き關係者より統制物資に關する統制又は其の統制事務に付ての協力に關し必要な報告を徴し又は當該官吏をして工場、事業場、店舗、倉庫其の他の場所に臨檢し業務の状況若し又は統制物資、書類、帳簿等を檢査せしむることを得

前項の規定に依り當該官吏をして臨檢檢査せしむる場合に於ては其の身分を示す證票を携帯せしむべし

動物油脂配給統制規則第十三條 地方長

動物油脂配給統制規則第十三條 地方長

官必要ありと認むるときは前條第二項に掲ぐる者に付動物油脂の配給統制上必要なる報告を徴し又は當該官吏をして工場、事業場、店舗、倉庫其の他の場所に臨檢し業務の状況若は帳簿其の他の物件を検査せしむることを得
物資統制令第二十條第二項の規定に依る證票は別記様式に依る

植物油脂原料及植物油脂等配給統制規則

昭和十七年九月十五日
農林省令第七十號

第一條 物資統制令に依る植物油脂原料、植物油脂及内地産大豆油粕の配給統制に付ては別に定むるものを除くの外本則の定むる所に依る

第二條 農林大臣の指定したる集荷機關以外の者は内地に於て生産せらるる植物油脂原料にして農林大臣の指定したるもの(以下内地産油脂原料と稱す)の生産者又は土地に付權利を有し小作料として之を受くる者より其の生産し又は小作料として受けたる内地産油脂原料を買受くる(代物辨濟又は交換に依り取得する場合を含む)ことを得

ず但し左に掲ぐる場合は此の限に在らず
一 第十條の規定に依り同條の統制機關が買受くる場合
二 種子用として買受くる場合
三 特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合
前項の集荷機關は其の買受けたる内地産油脂原料を農林大臣の指定したる統制機關(以下統制機關と稱す)以外の者に譲渡することを得ず但し特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第三條 業務に關し農林大臣の指定したる植物油脂原料(以下外地産油脂原料と稱す)の輸入若は移入を爲す者又は其の團體は其の輸入し又は移入したる外地産油脂原料を運搬なく統制機關に賣渡すべし但し特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第四條 農林大臣の指定したる植物油脂(油滓を含む以下植物油脂と稱す)の製造若は精製(他人に委託して製造又は精製を爲す場合を含む以下同じ)を業とする者又は其の團體は其の製造し又は精製したる植物油脂を統制機關以外の者に譲渡することを得ず但し特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず
統制機關以外の者は植物油脂の製造若は精製を爲す者又は其の團體より其の製造し又は精製したる植物油脂を譲渡することを得ず但し前項但書の規定に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

可を受けて譲渡するものを譲受くる場合又は特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず
第五條 植物油脂の製造を業とする者又は其の團體は統制機關より買受けたるものに非ざれば内地産油脂原料又は外地産油脂原料(以下油脂原料と總稱す)を其の製造の原料として使用することを不得但し特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第六條 植物油脂の精製を業とする者又は其の團體は統制機關より買受けたるものに非ざれば植物油脂を其の精製の原料として使用することを不得但し農林大臣の指定したる場合又は特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第七條 業務に關し植物油脂の輸入若は移入を爲す者又は其の團體は其の輸入し又は移入したる植物油脂を運搬なく統制機關に賣渡すべし但し特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず
第八條 植物油脂の製造若は精製を業とする者、油脂原料若は植物油脂の販賣其の他賣渡を業とする者、轉賣の目的を以て油脂原料若は植物油脂を所有する者又は此等の者の譲渡、讓受、使用又は消費に關し一般的に物資統制令第九條、第十條、第十四條又は第十五條の命令を爲すことを得
第十四條 地方長官必要ありと認むるときは前條第二項に掲ぐる者に付油脂原料、植物油脂又は肥料用以外的大豆油粕の配給統制に關し必要なる報告を徴し又は當該官吏をして工場、事業場、店舗、倉庫其の他の場所に臨檢し業務の状況若は帳簿其の他の物件を検査せしむることを得
物資統制令第二十條第二項の規定に依る證票は別記様式に依る

の團體は其の製造、精製又は取扱に係る油脂原料又は植物油脂を使用又は消費することを不得但し農林大臣の指定したる場合又は特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず
第九條 油脂原料若は植物油脂の販賣其の他賣渡を業とする者又は其の團體は統制機關より油脂原料又は植物油脂の販賣其の他配給に關し農林大臣の承認を受けたる特別の指示ありたるときは其の指示に従ひ油脂原料又は植物油脂の販賣其の他配給を爲すべし

第十條 内地産油脂原料の生産を業とする者、植物油脂の製造、精製若は販賣を業とする者、轉賣の目的を以て油脂原料若は植物油脂を所有する者又は此等の者の團體は其の生産、製造、精製又は取扱に係る油脂原料又は植物油脂に付統制機關より價格等統制令第七條の規定に依り定むる最高販賣價格又は同令第二條第一項但書の規定に依り農林大臣の許可を受けたる價格に依る買入の申込ありたるときは其の申込に應じ之を賣渡すべし
統制機關前項の規定に依り買入の申込を爲さんとするときは豫め農林大臣の認可を受くべし

第十一條 統制機關は其の取扱に係る油脂原料及植物油脂に付配給計畫を定め豫め農林大臣の承認を受くべし
統制機關は毎月前月に於ける業務の状況を

農林大臣に報告すべし
第十二條 内地に於て大豆油粕の製造を業とする者又は其の團體は其の製造したる大豆油粕を統制機關以外の者に譲渡することを不得但し特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず
統制機關以外の者は内地に於て大豆油粕の製造を爲す者又は其の團體より其の製造したる大豆油粕を譲受くることを得ず但し前項但書の規定に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず
第六條及第八條乃至第十一條の規定は内地産大豆油粕にして統制機關が肥料用として販賣したる以外のもの(以下肥料用以外的大豆油粕と稱す)に之を準用す
第十三條 農林大臣必要ありと認むるときは統制機關に對し油脂原料、植物油脂又は大豆油粕の配給統制上必要なる命令を爲すことあるべし
地方長官必要ありと認むるときは内地産油脂原料の生産を業とする者、植物油脂の製造若は精製を業とする者、大豆油粕の製造を業とする者、油脂原料、植物油脂若は肥料用以外的大豆油粕の販賣其の他賣渡を業とする者、業務上油脂原料、植物油脂若は肥料用以外的大豆油粕の使用若は消費を爲す者又は此等の者の團體に對し油脂原料、植物油脂又は肥料用以外的大豆油粕

本令は公布の日より之を施行す
植物油脂及植物油脂原料種實配給統制規則及大豆油等配給統制規則は之を廢止す
植物油脂及植物油脂原料種實配給統制規則第二條第一項但書、第四條但書若は第六條又は大豆油等配給統制規則第七條の規定に依り爲したる許可又は承認は本則第四條第一項但書、第五條第一項但書又は第十一條の規定に依り爲したるものと看做す
別記様式(用紙の大きさは日本標準規格A7とし中央點線の所より二つ折とす)

(表 面)

物資統制令第二十條の規定に依る證票

(裏面)

第 號 昭和 年 月 日交付

農林省又は
廳府縣印
官 職 氏 名

國家總動員法第三十一條 政府は國家總動員上必要あるときは命令の定むる所に依り報告を徴し又は當該官吏をして必要なる場所に臨檢し業務の狀況若しは帳簿書類其の他の物件を検査せしむることを得

國家總動員法第四十二條 第三十一條の規定に依る當該官吏の検査を拒み、妨げ又は忌避したる者は六月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す

物資統制令第二十條 主務大臣は國家總動員法第三十一條の規定に基き關係者より統制物資に關する統制又は其の統制事務に付ての協力に關し必要な報告を徴し又は當該官吏をして工場、事業場、店舗、倉庫其の他の場所に臨檢し業務の狀況若しは統制物資、書類、帳簿等を検査せしむることを得
前項の規定に依り當該官吏をして臨檢検査せしむる場合に於ては其の身分を

示す證券を携帯せしむべし
植物油原料及植物油脂等配給統制規則第十四條 地方長官必要ありと認むるときは前條第二項に掲ぐる者に付油脂原料、植物油脂又は肥料用以外の大豆油粕の配給統制に關し必要な報告を徴し又は當該官吏をして工場、事業場、店舗、倉庫其の他の場所に臨檢し業務の狀況若しは帳簿其の他の物件を検査せしむることを得
物資統制令第二十條第二項の規定に依る證券は別記様式に依る

會社經理統制令中改正

昭和十六年十二月二十六日
勅令第千二百三十四號

第三十八條の二を削り第三十八條の三を第三十八條の二とし第三十八條の四を第三十八條の三とす
第四十條及第四十一條第二項中「第三十八條の四」を「第三十八條の三」に改む

附則
本令は昭和十七年一月一日より之を施行す

會社經理統制令中改正

昭和十七年一月二十六日
閣令第一號

第四十五條第三號中「信託會社」の下に「保險會社」を「無盡會社」の下に「取引所」を加ふ

附則
本令は公布の日より之を施行す

(參照)

昭和十五年十月十日 閣令第十三號會社經理統制令施行規則抄録

第四十五條 本令(第三十六條、第三十八條及第三十九條ヲ除ク)に依り會社の提出すべき申請書報告書又は届書は左の各號に該當する場合に於て各其の定むる所に依るの外之を三通作成し會社の本店又は主たる事務所の所在地を所轄する財務局出張所を経て提出すべし
二 令第四十一條第一項第五號に該當する會社は之を同號に定むる主務大臣連名宛に主務大臣の數に相當する通數作成し同條第一項第二號、第三號又は第四號に掲ぐる主務大臣(同條第一項第二號、第三號又ハ第四號ニ掲グル主務大臣二以上アルトキハ會社ノ營業事業ノ中主タルモノニ關スル主務大臣)に

直接提出すべし
三 前號の場合を除くの外銀行、信託會社、無盡會社及有價證券引受業法の證券引受會社は之を一通作成し主務大臣に直接提出すべし

會社經理統制令施行規則中改正

昭和十七年二月二十八日
閣令第四號

第十九條 令第二十條第四號の家族手當は社員に對し其の扶養家族一人に付月三圓の割合に依り計算したる金額を超えざる金額に依り支給するものに限る
前項の扶養家族は左に掲ぐる者にして主として當該社員の收入に依り生計を維持するものを謂ふ

- 一 配偶者(届出を爲さざるも事實上婚姻關係と同様の事情に在る者を含む)
- 二 満六十歳以上の直系尊屬にして本人と同一戸籍内に在る者
- 三 満十八歳未滿の直系卑屬にして本人と同一戸籍内に在る者
- 四 不具發疾者にして本人と同一戸籍内に在る者

附則

本令は昭和十七年四月一日より之を施行す
(參照)

昭和十五年十月十日 閣令第十三號會社經理統制令施行規則抄録
第十九條 令第二十條第四號の家族手當は基本給料月額百圓以下の者に對し其の扶養家族一人に付月二圓の割合に依り計算したる金額(其ノ金額ガ十圓ヲ超ユルトキハ十圓)を超えざる金額に依り支給するものに限る
前項の扶養家族は左に掲ぐる者にして主として當該社員の收入に依り生計を維持する者を謂ふ

- 一 配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)
- 二 満六十歳以上の父母にして本人と同一戸籍内に在る者
- 三 満十八歳未滿の子にして本人と同一戸籍内に在る者
- 四 不具發疾者にして本人と同一戸籍内に在る者

價格等統制令中改正

昭和十七年二月三日
商工、農林省告示第一號

物品税法第一種の物品にして一組又は詰合せたるもの(昭和十六年十一月十一日農林省告示第六號ニ依り額ノ指定アリタルモノヲ除ク)の物品税を課せらるる場合に於ける小賣業者販賣價格は其の個々のもの(容器ヲ含ム)の小賣業

者販賣價格(物品税ヲ課セラルル物品ニ付テハ物品税ヲ加算セザル額)の合計額に物品税法第二條に規定する税率に依り算出したる税額を加算したる額とす

價格等統制令施行規則中改正

昭和十七年四月十六日
閣令十三號

第十五條第八號を左の如く改む

八 貿易統制令施行規則(昭和十六年農林省令第九號)第十條の二の規定に依る輸出調整機關の關東州、滿洲及支那に對する指定輸出品の輸出價格、輸出調整機關が指定輸出品の輸出の委託を爲す場合に於ける受託者の關東州、滿洲及支那に對する輸出價格、同規則第十二條の二の規定に依る輸入調整機關の關東州、滿洲及支那よりの指定輸入品の輸入價格並に輸入調整機關が指定輸入品の輸入の委託を爲す場合に於ける受託者の關東州、滿洲及支那よりの輸入價格

八の二 貿易統制令施行規則(昭和十六年農林省令第九號)第十條の二の規定に依る輸出調整機關の指定輸出品の買受價格及販賣價格、輸出調整機關が指定輸出品の輸出の委託を爲す場合に於ける輸出調

整機關の受領價格に規則第十二條の二の規定に依る輸入調整機關が指定輸入品の輸入の委託を爲す場合に於ける受託者の輸入調整機關よりの受領價格
同條中第十號を左の如く改め第十二號を削る
十 削除

附則

本令は公布の日より之を施行す
從前の第十五條第八號、第十號又は第十二號の規定の適用を受くべかりし價格に付ては仍從前の例に依る

〔參照〕

昭和十四年十月十日 閣令第十三號價格等統制令施行規則抄録
第十五條 統制令第十二條第三號に掲ぐる價格等は左に掲ぐるものとす

八 昭和十五年商工省令第六十六號（關東州、滿洲及支那ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件）第一條の規定に依る調整機關の指定輸出品の買取價格及輸出價格、調整機關が輸出の委託を爲す場合に於ける調整機關の受領價格及受託者の輸出價格、調整機關の同令第六條の規定に依る指定輸入品の輸入價格並に調整機關が輸入の委託を爲す場合に於ける受託者の輸入價格及調整機關よりの受領價格
十 昭和十五年商工省令第六十五號（南洋ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件）第一條の規定に依る輸出調整機關の指定

輸出品の買受價格、販賣價格及輸出調整機關が指定輸出品の輸出の委託を爲す場合に於ける輸出調整機關の受領價格並に同令第八條の規定に依る輸入調整機關が指定輸入品の輸入の委託を爲す場合に於ける受託者の輸入調整機關よりの受領價格
十二 貿易統制令施行規則（昭和十六年農工省令第九號）第十條の二の規定に依る調整機關の指定物品の買受價格、販賣價格及調整機關が輸出の委託を爲す場合に於ける調整機關の受領價格

植物油脂及植物油

脂原料油實配給統

制規則中改正

昭和十七年六月三日
農林省令第四十九號

第一條中「椰子油」の下に、「菜種油」を加へ「（落花生、胡麻、麻實及芥子にして内地産のものを除く）」を「（菜種、落花生、胡麻、麻實及芥子にして内地産のものを除く）」に改む

附則

本令は公布の日より之を施行す

〔參照〕

昭和十五年十一月 農林省令第六十六號植油脂及植物油脂原料種實配給統制規則

則抄録
第一條 本則に於て植物油脂とは亞麻仁油、荳油、麻實油、桐油、棉實油、胡麻油、芥子油、落花生油、蓖麻子油、椰子油其の他農林大臣の指定したる油脂を謂ひ植物油脂原料とは植物油脂の製造原料たる植物種實（落花生、胡麻、麻實及芥子にして内地産のものを除く）を謂ふ

臨時租稅措置法施行規則改正

昭和十七年六月二十四日
大藏省令第四十五號

第一條の四十七第一項を左の如く改む
昭和十六年一月一日以後昭和十七年十二月三十一日までに營業の全部又は大部分を廢止したる個人に付ては臨時租稅措置法第一條の二十の規定により營業の全部又は大部分を廢止したる後に到來する各納期（廢止したる日の屬する納期を含む）に於て納付すべき昭和十七年分所得稅又は營業稅を輕減又は免除す
第一條の五十 臨時租稅措置法第一條の二十の規定に依り所得稅又は營業稅の輕減又は免除を受けんとする者は昭和十七年分に付ては營業の全部又は大部分を廢止したる日より二十日以内に昭和十八年分に付ては所得稅法第三十四條又は營業稅法第十六條の

に申請すべし

電力調整令施行規則中改正

昭和十七年八月十九日
逓信省令第九十二號

第一條 新に電力を受電し又は受電電力を増加して電力の消費を爲さんとする者は左の規定に従ふべし

一 新規受電電力若は増加受電電力一千キロワット以上のもの又は現在の受電電力（法令に依り認容せられたる最大電力を謂ふ以下之に同じ）三千キロワット以上のものに在りては逓信局長の認可を受くべし

二 新規受電電力若は増加受電電力百キロワット未満のもの又は現在の受電電力五百キロワット以上三千キロワット未満のものに在りては逓信局長の認可を受くべし

第三條第三號を左の如く改む

三 受電電力常時電力、期間常時電力（受電期間又は受電電力に關する條件を附記すべし）、補給電力、豫備電力、融通電力の別及其の合計を記載し受電電力を増加せんとするものに在りては現在の受電電力を附記すべし
同條第五號を左の如く改む

五 受電開始豫定期日 受電電力が新規受電電力に達する迄の毎月の受電豫定（最大電力及電力量）を附記すべし

同條第六號を左の如く改む

六 電力消費裝置の施設場所 道府縣都市町番を記載すべし
同條第六號の次に左の二號を加ふ

七 電力消費裝置の概要 新設又は増設せしむる種類、用途、容量、筒數及使用周波數を記載すべし
向電力を増加して使用せんとするものに在りては現在の消費裝置を右に準じ附記すべし

八 受電電力を算定せる根據 電力消費裝置の説明し且新規受電又は増加受電後に於ける一日の豫想負荷曲線圖を添附すべし電力を増加して使用せんとするものに在りては最近一年間に於ける毎月の受電実績（最大電力及電力量）及最近に於ける一日の代表的負荷曲線圖を添附すべし

第二條の三 受電電力百キロワット以上の自家用電氣工作物施設者は毎日の最大電力及電力量を記録し二年間之を保存すべし

第二條の四 受電電力五百キロワット以上の電力消費者其の受電電力を減少し又は受電電力消費を止したるときは電力調整令第十一條第一項の規定に基き逓信局長の區別に依り逓信大臣又は逓信局長に届出づべし
一 減少又は廢止前の受電電力三千キロワ

申告と同時にその旨所轄稅務署に申請すべし臨時租稅措置法第一條の二十一の規定により所得稅の輕減又は免除を受けんとする者は昭和十七年分に付ては昭和十七年五月三十一日までに昭和十八年分に付ては所得稅法第三十四條の申告と同時にその旨所轄稅務署に申請すべし

附則

本令は公布の日より之を施行す昭和十七年分所得金額又は純益金額決定後本令施行前に於て營業の全部又は大部分を廢止したる個人の第一條の五十第一項の規定に依る昭和十七年分所得稅又は營業稅の輕減又は免除の申請は本令施行後十四日以内に所轄稅務署に之を爲すべし

〔參照〕

昭和十三年四月一日大藏省令第二十一號臨時租稅措置法施行規則抄録

第一條の四十七第一項

昭和十六年一月一日以後昭和十七年分所得金額又は純益金額決定前に營業の全部又は大部分を廢止したる個人に付ては臨時租稅措置法第一條の二十の規定に依り昭和十七年分所得稅又は營業稅の輕減又は免除す

第一條の五十 臨時租稅措置法第一條の二十一及第一條の二十一の規定に依り所得稅又は營業稅の輕減又は免除を受けんとする者は昭和十七年五月三十一日迄に昭和十八年分に付ては所得稅法第三十四條又は營業稅法第十六條の申告と同時にその旨所轄稅務署

ツト以上のものに在りては逓信大臣
 二 其の他のものに在りては逓信局長
 前項の届書には左の事項を記載すべし
 一 減少又は廃止したる事由
 二 電気供給事業者

三 減少又は廃止したる受電電力、常時電
 力、融通電力の別及其の合計並に減少
 又は廃止前の受電
 電力を附記すべし

四 減少又は廃止したる期日
 第三條の二 電気供給事業者受電電力百キロ
 ワット以上五百キロワット未満の電力消費
 者に對し電力の供給を減少又は廃止したる
 ときは電力調整令第十一條第一項の規定に
 基き逓信局長に届出づべし
 第十條中「第二條、」の下に「第二條の四、」
 を加ふ

附則

本令は昭和十七年九月一日より之を施行す
 本令施行の際現に從前第一條及第二條の規定
 に依り申請書の提出せられあるものには付ては
 仍從前の規定に依る

〔參照〕

昭和十四年八月十日 逓信省令第四十六號電
 力調整令施行規則抄録

第一條 新に電力を受電し又は受電電力を
 増加して電力の消費を爲さんとする者
 は左の區別に依り逓信大臣又は逓信局
 長の認可を受くべし但し告示を以て指

定する場合は此の限に在らず
 一 新規受電電力又は増加受電電力一千
 キロワット以上のものに在りては逓信
 大臣

二 其の他のものに在りては逓信局長
 第二條 第一條の規定に依り認可を受けん
 とするときは申請書に左に掲ぐる事項を
 記載し之を當該官廳に提出すべし
 三 受電電力、常時出力、期間常時出力(受
 出力(受電期間又は受電電力量に關す
 る條件を附記すべし)、補給出力、豫備
 出力、融通出力の別及其の合計を記載
 し受電電力を増加せんとするものには
 電力を附記すべし

五 受電開始豫定期日 受電電力が新規受
 電電力に達する迄の毎月
 電電力を附記すべし

六 電力消費装置の施設場所及概要

第十條 第二條、第四條、第五條第一項又
 は第七條の規定に依り申請書又は届書を
 逓信大臣に提出する場合に於ては同時に
 其の副本を事業地を管轄する逓信局長に
 提出すべし
 第三條の規定に依り申請書を逓信局長に
 提出する場合に於ては同時に其の副本を
 事業地を管轄する地方長官(東京府に在
 りては警視總監)に提出すべし

輸出品用原材料配

給統制規則中改正

昭和十七年八月一日
 商工省令第五十七號

第一條第一號中「調整機關(以下調整機關と
 稱す)を「輸出調整機關(以下輸出調整機
 關と稱す)に、「指定物品」を「指定輸出品に
 關する件第一條の輸出調整機關(以下輸出
 調整機關と稱す)より註文を受け同條の指定
 輸出品にして同條の地域に輸出するもの(以
 下南洋向指定輸出品と稱す)の製造を爲さん
 とする者」を削り同條第二號及第三號中「及
 南洋向指定輸出品」を削る
 第五條中「調整機關又は」を削る

附則

本令は公布の日より之を施行す

〔參照〕

昭和十五年十二月 商工省令第六號輸
 出品原材料配給統制規則抄録
 第一條 商工大臣の指定したる者(以下配
 給機關と稱す)は左に掲ぐる場合を除く
 の外商工大臣の指定したる輸出品用原材
 料(以下指定輸出品用原材料と稱す)を
 販賣することを得ず但し商工大臣の指示
 に従ひ販賣する場合及特別の事情に依り
 商工大臣の承認を受けた場合は此の限
 に在らず
 一 貿易統制令施行規則第十條の二の調

は地方長官)の承認を受けたる場合は此
 の限に在らず

勞務調整令改正

昭和十七年七月二十八日
 厚生省告示第四百七十號

「三」中「(四)の「た」を「れ」とし「よ」の
 次に「た」針布製造業」を加ふ「四」中「(九)
 農業用機械器具製造業」を「(九)農業用及水産
 業用機械器具製造業」に、「(二)の「い」度量
 衡器製造業」の下の括弧内の「軍需用」を「軍
 需用、工業用及商業用」に改む
 「五」の中「(六)顔料」の下の括弧内の「軍需
 用紺青及ベンガラ」を「軍需用紺青、軍需用
 及生擴用亞鉛華、軍需用及生擴用鉛丹並にベ
 ンガラ」に改め、「(二)「よ」を「れ」とし括弧
 内の「活性炭及木炭」を「活性炭、木炭及活
 性白土」に改め「か」の次に「造業、タ、アミ」
 製造業」を加ふ
 「八」中「(一〇)セメント製品製造業」の下の括
 弧内の「軍需用」を「軍需用及生擴附帶用」
 に改む
 「九」中「(七)絲組物製造業」を「(七)組紐製造
 業(軍需用及生擴用のものに限る)に、「(一〇)
 フェルト製造業」の下の括弧内の「軍需用」
 を「軍需用及工業用に改め、「(二)被縫業」の下

に「(軍需用のもの及勞働作業衣に限る)」を
 加ふ
 「一三」に左の一號を加ふ

(一四)乾燥野菜類製造業(軍需用のものに限
 る)

「一四」中「(一)印刷業(兌換銀行券、郵券及
 官報類印刷等に限る)を「(一)印刷業(紙幣、
 銀行券、郵券、官報類、國債券、勸業債券類
 軍用地圖及國定教科書の印刷業に限る)」に
 「(四)の「は」ベルト製造業」を「は」ベルト
 及パッキング製造業(軍需用及生擴用のもの
 に限る)に改め「(七)の次に左の一號を加ふ
 (ハ)紙製品製造業にして左に掲ぐるもの
 い クラフト紙袋製造業(セメント、製
 粉、石灰、肥料、工業藥品、木炭、砂
 糖、精米麥及豆炭用のものに限る)
 ろ 紡績用紙管製造業
 二九 取引所營業、有價證券引受業(有價證
 券引受業法により免許を受けたるものに限
 る)

三〇 船舶解撤業
 三一 大東亞共榮圏域内南方地區に於ける物
 資の生産、蒐荷及配給に關する事業(軍の
 指揮又は委託を受けて行ふものに限る)

昭和十七年七月二十八日
 厚生省告示第四百七十一號

「五」を削る
 「六」を「五」に繰上げ同號中「物資の配給
 の」を「物資の生産、配給及金融の」に改む

第五條 第一條第一號に掲ぐる者配給機關

又は其の指定したる者より指定輸出品用
 原材料を買受けたるときは運滞なく調整
 機關又は輸出調整機關の註文(當該註文
 に付變更ありたるときは其の註文)に係
 る物品を製造し之を調整機關又は輸出調
 整機關に販賣すべし但し當該註文の取消
 又は解除ありたる場合及特別の事情に依
 り商工大臣(商工大臣特に定めたるとき

業界本舖問屋一覽

「業界本舖問屋一覽」に収録してあるのは全国に於ける小問物化粧品、化粧品、化粧品関係の主な製造本舖、問屋、販賣会社等である。
 ▼化粧品本舖並に小問物化粧品問屋のうち、東京、大阪、京都、名古屋の部だけは別個に編めて利便に供した。
 ▼本年鑑としては最初の調査であるだけに多少の不備は免れない。
 御注意を頂いて次回に完備を期したい。

商號又は氏名	主なる發賣品	所 在 地
アモレ商會	化粧品	日本橋區濱町二の八八
朝日堂株式會社東京出張所	化粧品	京橋區京橋一の二の八
朝日堂株式會社東京出張所	化粧品	小石川區西江戸川町三二
アイアール商事株式會社	化粧品・雜貨	牛込區東五軒町三五
浅野しやう	化粧品	下谷區龍泉寺町四〇七
川口屋商會	化粧品	同 二長町二二五
東川清	化粧品	同 向島區吾嬬町二の九八
荒川四郎	化粧品・小問物	中野區江古田一の二二三
伊藤勘太郎	化粧品・頭髪用油	京橋區銀座西四の五
池田屋油	化粧品・植物油	芝區二本榎一の六
石川靖一郎	化粧品	王子區豊島町一の三七
石倉日進	化粧品・齒粉	浅草區左衛門町一
石野善三郎	化粧品	同 雷門一の六の八
市野重吉	化粧品	同 千束町一の三五
井田兩國堂	化粧品	本所區龜澤町一の九
後藤清太郎	化粧品・雜貨	同 本町三の三河合ビル
小西安兵衛商店	化粧品・雜貨	日本橋區小網町二の八
駒木銀三郎	化粧品・雜貨	同 小網町三の一の一
小林捨次郎	化粧品・紙・雜貨	京橋區橫町二の七の四
小若勝一郎	化粧品・紙・雜貨	京橋區橫町二の七の四
三井商會	化粧品・雜貨	同 橫町三の三
櫻井傳和	化粧品	浅草區鳥越一の四
坂田正雄	化粧品	同 下谷區練堀町五二
齋藤彌八	化粧品・紙類	深川區清澄町一の二一
清水時雄	化粧品	杉並區高圓寺二の四一〇
松榮商事合資會社	化粧品・雜貨	向島區吾嬬町西一の七七
志村邦造	化粧品・雜貨	日本橋區橫山町七番地十二
上州屋商店	化粧品・雜貨	同 人形町三の一
養生堂東京販賣株式會社	化粧品・雜貨	同 小網町二の七の三
養生堂第一セールの株式會社	化粧品・雜貨	京橋區銀座西六の三、朝日ビル三號館
養生堂第二セールの株式會社	化粧品・雜貨	京橋區木挽町一の七
養生堂第三セールの株式會社	化粧品・雜貨	浅草區向柳原町一の一七
養生堂第四セールの株式會社	化粧品・雜貨	本郷區元町二の二三の二
會社	化粧品・雜貨	本所區菊川三の七の二
椎名伍助	化粧品・雜貨	荏原區東中延町四の一、三、四
鈴木義明商店	化粧品・雜貨	瀧野川區田端町一、五一、八
角倉商店東京支店	化粧品・雜貨	品川區大井南濱川町一、六、九
杉山鐵五郎	化粧品・雜貨	日本橋區本町二の三
井田中吉兵衛	化粧品	麻布區飯倉町五の二四
田中吉兵衛	化粧品	世田ヶ谷區太子堂二七五
		江戸川區小松川四の二六

商號又は氏名	主なる發賣品	所 在 地
加藤物産株式會社東京支店	化粧品・雜貨	日本橋區馬喰區二の二の七
小森敬三	化粧品・雜貨	同 本町二の五
益屋第一販賣株式會社	化粧品・雜貨	同 小網町二の十二
益屋第一販賣株式會社	化粧品・雜貨	日本橋區濱町一の二
益屋第一販賣株式會社	化粧品・雜貨	杉並區天沼一の二〇七
益屋第一販賣株式會社	化粧品・雜貨	赤坂區青山南町五の七〇
益屋第一販賣株式會社	化粧品・雜貨	神田區岩本町八
益屋第一販賣株式會社	化粧品・雜貨	本所區太平町四の四の一
益屋第一販賣株式會社	化粧品・雜貨	中野區昭和通り二の六
益屋第一販賣株式會社	化粧品・雜貨	日本橋區濱町二の八八
益屋第一販賣株式會社	化粧品・雜貨	日本橋區小舟町二の三
益屋第一販賣株式會社	化粧品・雜貨	同 小舟町二の三
益屋第一販賣株式會社	化粧品・雜貨	同 横山町七番地十二
益屋第一販賣株式會社	化粧品・雜貨	京橋區京橋二の八の八
益屋第一販賣株式會社	化粧品・雜貨	同 銀座西七の三の五
益屋第一販賣株式會社	化粧品・雜貨	本所區橫綱五
益屋第一販賣株式會社	化粧品・雜貨	淀橋區柏木五の一、二七二
益屋第一販賣株式會社	化粧品・雜貨	品川區北品川二の二七
益屋第一販賣株式會社	化粧品・雜貨	下谷區下根岸町一〇
益屋第一販賣株式會社	化粧品・雜貨	本所區錦糸町三の二七
益屋第一販賣株式會社	化粧品・雜貨	神田區三崎町二の五の一
益屋第一販賣株式會社	化粧品・雜貨	同 司町二の二の一
益屋第一販賣株式會社	化粧品・雜貨	世田ヶ谷區松原町一の九
益屋第一販賣株式會社	化粧品・雜貨	品川區南品川五の四六四
益屋第一販賣株式會社	化粧品・雜貨	日本橋區馬喰町三の二の三

寶製藥株式會社販賣會 藥品・化粧品	同 富澤町五番地六	日本石鹼化粧品合同輸出株式會社 輸出化粧品・石鹼・藥貨	神田區元久右衛門町一の七
玉置 商社 賣藥品・化粧品	同 本町一の九の二	日本エホナイト株式會社 エホナイト及合成樹脂製造	蒲田區西六郷三の五二
泰昌商事株式會社 化粧品・賣藥品・食料品	同 室町二の二、三共ビル	橋本硝子製作所 化粧品硝子製造	城東區龜戸町四の一五五
田村友 商會 化粧品	神田區多町一の三	廣 演 新 作 所 各種蠟燭製造	淺草區七軒町四
田中石鹼販賣有限會社 製鹼・鹼・化學研究所	同 日本橋區濱町一ノ一七カッ	平 野 商 會 商鹼・化粧品	荒川區須田町一の二四
杉山 支店 化粧品・雜貨	淺草區淺草橋二の一の二	浪 華 商 會 化粧品・雜貨	神田區龍泉寺町九二
武 孝 藥 店 化粧品	本所區綠町四の三四	船 部 留 之 助 化粧品・雜貨	下谷區龍泉寺町九二
大 正 製 藥 所 理研化粧品・賣藥品	同 高田南町三の七二四〇	藤 澤 友 成 堂 化粧品・雜貨	澁川區下落合二の六〇七
塚 本 商 店 化粧品	同 日本橋區小網町二の四	古 屋 友 成 堂 化粧品・雜貨	豐島區西巢鴨三の二、三
塚 本 商 店 化粧品	同 本町四の五	堀 田 文 右 衛 門 化粧品	澁川區芝崎町二の二
東京堂株式會社 賣藥品・藥品・雜貨	同 本鄉區湯島天神三の三一	芳 誠 商 事 株 式 會 社 雜貨類	本所區綠町三の十二
東京健康化學研究所 ルビナ化粧品	同 日本橋區橫山町九番地	星 野 幸 次 郎 商鹼・化粧品	神田區錦町一の〇
鳥羽輕金屬製作所 各種輕金屬・輕合金・各種化學藥品	同 品川區五反田五の〇一	油 松 商 店 東 京 營 業 所 和紙・化粧品・雜貨	品川區大井立會町四七三
長瀨商事株式會社 各種化學藥品・製藥原料・藥品	同 荏原區小山町三の七九	丸 共 株 式 會 社 製藥原料及藥品	日本橋區橫山町九番地
中 村 久 商 店 化粧品	同 向島區吾妻町四六の七九	丸 善 服 裝 雜 貨 卸 店 丸善化粧品	日本橋區通三の一の六
中 林 庄 兵 衛 店 化粧品	同 日本橋區馬喰町二の一の五	松 本 伊 兵 衛 商 店 化粧品原料及藥品	同 本町三の一の七
百 助 商 店 理研化粧品・賣藥品	同 同 小網町一の二	松 浦 嘉 七 化粧品	京橋區新川一の五
理 容 之 日 本 社 理研化粧品・賣藥品	同 同 小網町一の二	丸 久 關 口 商 店 化粧品	同 山谷二の五
中 村 與 市 商 店 化粧品・雜貨	同 同 淺草區千住四の五三	松 下 喜 代 次 化粧品・雜貨	板橋區志村清水町一二二
中 島 義 興 藥 房 化粧品・雜貨	同 同 淺草區淺草橋二の一の二	宮 川 商 會 化粧品・雜貨	澁川區戶塚町三の八六五
日理株式會社東京支店 化粧品・雜貨	同 同 淺草橋一の三	三 瓶 伊 藏 化粧品・雜貨	日本橋區小舟町二〇五

小間物問屋〔大阪市〕

村田 繁治郎 化粧品	日本橋區本町四の十三の四	垣立商店大阪店 同	南區順慶町二の三一
村上 政安 化粧品・雜貨	同 向島區寺島町六の五三	合名會社大和家商店 同	東區南久寶寺町一の二二
森友 商會 化粧品・雜貨	同 日本橋區小網町二の七	楠 金 惠 次 郎 同	東區南久寶寺町三の三五
モロゾフ製菓株式會社 ベルボン化粧品代	同 京橋區木挽町四の四	古 住 三 雄 同	東區南久寶寺町二の四〇
茂木化粧品合資會社 オリエント取紙本	同 神田區鍛冶町一の六	澤 本 與 吉 郎 同	東區南久寶寺町一の七
柳 佐 吉 商 店 雜貨	同 日本橋區小網町三の九の一	杉 本 彌 次 郎 同	東區南久寶寺町二〇四
山栗油脂株式會社 化粧品・賣藥品	同 同 通二の二大生命館三〇號	杉 野 誠 七 同	東區南久寶寺町一の一七
山口 豐 永 堂 化粧品・賣藥品	同 同 神田區三崎町二の二〇の五	高 橋 重 商 店 同	東區南久寶寺町二の三四
山下 正 太 郎 化粧品・賣藥品	同 同 本所區東兩國四の一	菅 野 誠 七 同	東區北久寶寺町一の四五
米山 清七 商 店 化粧品・賣藥品	同 同 同 千歲町一の一の二の六	谷 川 照 郎 同	天王寺區上汐町三の五三
山本 吉五 郎 化粧品・賣藥品	同 同 足立區千住仲町三五	種 田 茂 兵 衛 同 同	東區南久寶寺町三の六
山本 吉五 郎 化粧品・賣藥品	同 同 淺草區淺草橋二丁目淺草橋ビル內	田 出 一 郎 同 同	南區安堂寺橋通二の四八
山本 吉五 郎 化粧品・賣藥品	同 同 同 向島區向島須崎町二四八	寺 澤 覺 兵 衛 同 同	東區博愛町一の二二
山本 吉五 郎 化粧品・賣藥品	同 同 同 日本橋區橫山町七番地一	寺 內 石 夫 同 同	東區博愛町一の一七
山本 吉五 郎 化粧品・賣藥品	同 同 同 同 東區北久寶寺町二の三一	島 井 號 商 店 同 同	東區博愛町二の二七
山本 吉五 郎 化粧品・賣藥品	同 同 同 同 東區南久寶寺町二の二五	株 式 會 社 西 岡 貞 商 店 同 同	東區南久寶寺町一の二七
山本 吉五 郎 化粧品・賣藥品	同 同 同 同 東區博愛町二の二三	林 員 良 同 同	東區南久寶寺町二の六五
山本 吉五 郎 化粧品・賣藥品	同 同 同 同 東區南久寶寺町一	馬 場 惣 合 名 會 社 同 同	東區博愛町四の一七
山本 吉五 郎 化粧品・賣藥品	同 同 同 同 東區北久寶寺町二の五	服 部 時 計 店 大 阪 支 店 同 同	東區博愛町二の四三
山本 吉五 郎 化粧品・賣藥品	同 同 同 同 東區北久寶寺町一の四三	宮 本 庄 七 商 店 同 同	南區西清水町八
山本 吉五 郎 化粧品・賣藥品	同 同 同 同 東區北久寶寺町二の二	三 ッ 輪 工 業 株 式 會 社 同 同	東區玉造町四三〇の一
山本 吉五 郎 化粧品・賣藥品	同 同 同 同 東區南久寶寺町二の二	森 本 商 店 大 阪 出 張 所 同 同	東區博愛町二の五一
山本 吉五 郎 化粧品・賣藥品	同 同 同 同 東區南久寶寺町二の三	村 岸 利 一 同 同	東區南久寶寺町一の一四
山本 吉五 郎 化粧品・賣藥品	同 同 同 同 東區南久寶寺町二の三一	山 下 芳 治 郎 同 同	南區順慶町通一の四二
山本 吉五 郎 化粧品・賣藥品	同 同 同 同 東區南久寶寺町二の五二	山 中 平 兵 衛 同 同	南區順慶町通二の一四

山下庄藏同 北區太融寺町四一

小間物問屋〔名古屋市〕

合資會社味國屋商店	小間物・雜貨	中區末廣町二の一七
合資會社淺野商店	同	中區鐵砲町三の二八
伊藤長三郎	同	中區門前町二の四
伊藤誠彦商店	同	中區末廣町二の一八
伊藤良助商店	同	中區南武平町三の六
合資會社大橋大吉會社	同	中區末廣町一の八
大野喜助	同	中區鐵砲町三の一五
合資會社尾關屋商店	同	中區末廣町二の二七
桑山喜重郎商店	同	中區南桑名町二の五
佐竹銚三郎	同	中區末廣町三の二九
合資會社竹市商店	同	中區住吉町三の二
花木德三郎	同	中區末廣町二の一八
中島敬祐商店	同	中區矢場町一の六三
野原文吾	同	中區末廣町二の一七の二
松永平吉	同	中區萬町三の七
森本善七商店	同	中區鐵砲町三の九
渡邊儀一	同	中區末廣町二の一七

小間物問屋〔京都市〕

青木修三	リユースロール	下京區楠筒通五條西入ル
株式會社今與商店	小間物・雜貨	下京區五條通堺町西入ル
宇野原常郎商店	同	下京區高倉通五條下ル

上田善一郎商店	鹿の子製製造	下京區松原通室町角
上野鼈甲店	鹿甲頭飾品	下京區鼓屋町通佛光寺
大江商店	手藝材料	上京區西洞院通一條上ル
川越彦次郎	小間物・雜貨	下京區五條通河原町西入
近藤彌商	鹿の子製製造	上京區五條通西洞院東入ル
合名會社近藤興商店	網物	中京區丸通五條
住宅儀之助商店	縫製用品	下京區松原通寺町西入
種田茂兵衛商店	鹿の子製製造	下京區高倉通北入
玉谷信太郎	縫製用品	下京區室町通五條南入ル
高橋信太郎	縫製用品	下京區寺町松原上ル
寺澤豐兵衛	小間物・雜貨	上京區小川通今出川下三四
中井龍商	半衿・帶	下京區島原出口思案橋北入
中川袋物商店	袋物	下京區高辻通島丸西入
中野直商	袋物・小間物	下京區御幸町通松原上ル
中野兵衛商店	小間物・雜貨	下京區五條通馬場西入
福井嘉勝	小間物・雜貨	下京區三條通寺町東入
古谷正商	小間物・雜貨	下京區五條通數屋町西入
藤井東盛	縫製用品	下京區五條通東洞院東入
藤井正商	縫製用品	下京區五條通馬場西入
松尾芳太	縫製用品	下京區五條通富小路西入
宮浦芳太	縫製用品	下京區高辻通東洞院東入
三浦久商	縫製用品	下京區富小路通松原下ル
三浦久商	縫製用品	下京區富小路通松原下ル
山口忠兵衛商店	縫製用品	東山區建仁寺四條下ル
山口忠兵衛商店	縫製用品	下京區河原町通五條上ル
山口忠兵衛商店	縫製用品	下京區松原通馬場東

化粧品本舗〔全國の部〕

長谷川四郎	二二化粧品	札幌市南二條西四の一
石田一雄	ハコ化粧品・ハナカサ化粧品	同 南二條西一の一
内山哲雄	ナカ化粧品	同 南二條西一の一
水谷喜右衛門	カイチ化粧品	同 若松町二
市岡油脂化學工業所	アサヒ化粧品	同 稻穂町東七の二五
旭精油株式會社	アサヒ化粧品	同 小樽市色内町三の一
鈴木吉助	山形市宮町二、〇〇二	同 鶴岡市上看町五八
中銳喜市	同 八日町八六〇	同 酒田市米屋町三七
五十嵐善五郎	同 鶴岡市上看町五八	同 東村山郡金井村大字吉野宿
前田三治郎	同 最上郡新庄町十日町三一	
鈴木新三郎		
大泉恒吉		

福島縣

ウロコ屋橋本重信	福島市上町四十八
富屋齋藤佐兵衛	郡山市字中町二〇

茨城縣

磯友製油店	製油・香油	眞壁郡下妻町新地上町
磯友製油店	製油・香油	行方郡津知村
近幸堂香油店	香油・香油	下館町大町二丁目
大見堂香油店	香油・香油	鹿島郡鉾田町四八の一
吉見堂香油店	香油・香油	土浦市小櫻町三一八八
金澤勸藏	香油・香油	久慈郡大子町大子六九二
竹内武治	香油・香油	久慈郡太田町二二三三
竹内康二	香油・香油	水戸市榮町一八四六
山中金四郎	香油・香油	猿島郡飯島村大字幸田

埼玉縣

銀座堂本舖	銀座堂化粧品	大宮市大宮三七七一
矢代歌貞男	志らが香油	川越市大字松郷四二五
歌代歌貞男	志らが香油	熊谷市大字熊谷三三六七
中田八十右衛門	志らが香油	北埼玉郡羽生町大字羽生四
金田香造商店	志らが香油	二四二
藤井經平	志らが香油	兒玉郡本庄町二、七八六
藤井經平	志らが香油	本庄町三、九五七

業界一覽

武蔵野製油所 武蔵野純樟油 本市七軒町朝日通

新潟縣

小黒喜三郎 新潟市本町通六番町
村山油商店 上大川前通七番町
堀田金五兵衛商店 岩船郡村上町
和田政吉 高田市東本町五丁目
松永嘉平 三條市二ノ町
田中彦四郎 同三ノ町
峯村政吾 同古城町

山梨縣

秋山虎藏 甲府市橋町一
秋本乙次郎 同泉町六三
原田香油店 同太田町五四
深澤源之市 同伊勢町二、七、一〇
ミドリヤ本店 同伊勢町三七
鹿島屋商店 同西二條通二

神奈川縣

加藤安太郎 横濱市磯子區丸山町四八五
加藤紡績株式會社 横濱市磯子區西根岸馬場町
株式會社成和商會 同磯子區磯子町二二三
寶製藥株式會社 同貝塚四
鶴見英雄 横濱市中區本牧町二の三六三

東京市

安藤井筒堂 日本橋區本町一の二
安藤商店東京支店 京橋區木挽町一の二三
朝井清輔 下谷區竹町十七
安達香粧品研究所 目黒區上目黒八の二四九
東興興業株式會社 荏原區西戸越一の九二八
厚美商事株式會社 王子區王子町四の一四
井上太兵衛 日本橋區室町四の二の一
井筒屋商店 同人形町三の一
井筒化學工業所 芝區西芝浦四の一
伊京胡蝶園 麻布區本村町一四五
井田京榮堂 本所區新井町二の六
井友美粧園 下谷區二長町一八〇
三友商會 同金杉二の一八の一
石井石嶮工場 深川區新大橋三の七の四
牛山清人 城東區大島町八の二〇八
卯野廣商店 同東區大島町八の九四三
永座理容館 同日本橋區本町二の二の一
銀座理容館 同芝區高輪南町三〇
エフイム、ホイボジン 同芝區高輪南町三〇

Table with multiple columns listing companies and their products. Columns include company names (e.g., 三ツ木商會, 小川潮華園), products (e.g., 洗髮用香料, 化粧品), and addresses (e.g., 荒川區尾久町八の二, 九). The table is organized by region, starting with 神奈川縣 and moving to 東京市.

業界一覽

新 昭 和 興 業 社
新 昭 和 興 業 社
新 昭 和 興 業 社
新 昭 和 興 業 社
新 昭 和 興 業 社

商 磨 製 造
商 磨 製 造
商 磨 製 造
商 磨 製 造
商 磨 製 造

蒲 田 區 古 市 町 二 七 番 地 一
蒲 田 區 本 田 原 町 十 八
蒲 田 區 龜 戶 町 一 〇 八 八

宅 間 末 廣 堂
宅 間 末 廣 堂
宅 間 末 廣 堂
宅 間 末 廣 堂
宅 間 末 廣 堂

白 毛 髮 膠 糊 蠟
白 毛 髮 膠 糊 蠟
白 毛 髮 膠 糊 蠟
白 毛 髮 膠 糊 蠟
白 毛 髮 膠 糊 蠟

同 雜 司 ヶ 谷 町 四 〇 五 八 三
同 雜 司 ヶ 谷 町 二 〇 五 五 七
同 雜 司 ヶ 谷 町 七 〇 一 四 七

新 昭 和 興 業 社
新 昭 和 興 業 社
新 昭 和 興 業 社
新 昭 和 興 業 社
新 昭 和 興 業 社

化 粧 品
化 粧 品
化 粧 品
化 粧 品
化 粧 品

深 川 區 富 岡 町 一 〇 四 〇 四
深 川 區 高 岡 寺 町 四 〇 五 八 一
深 川 區 仲 六 郷 三 〇 八 〇 三

丸 善 商 事 株 式 會 社
丸 善 商 事 株 式 會 社
丸 善 商 事 株 式 會 社
丸 善 商 事 株 式 會 社
丸 善 商 事 株 式 會 社

丸 善 べ ー ー ー ー ー
丸 善 べ ー ー ー ー ー
丸 善 べ ー ー ー ー ー
丸 善 べ ー ー ー ー ー
丸 善 べ ー ー ー ー ー

同 江 戶 橋 二 〇 八
同 江 戶 橋 二 〇 八
同 江 戶 橋 二 〇 八
同 江 戶 橋 二 〇 八
同 江 戶 橋 二 〇 八

業界一覽

小川商店 香料製造
吉田俊藏 香料製造
理研化粧品株式會社 化粧品製造

静岡縣

西本油店 香油・ボマード・クリム
ヤギセン油店 香油・ボマード・クリム

愛知縣

合資會社美加藤化粧品 化粧品製造
月の友化粧品加藤化粧品 化粧品製造

業界一覽

合名會社藤金製油所 製油
株式會社マカレット 化粧品

岐阜縣

白木製油所 香油
合名會社コスモス商會 化粧品

京都府

井上治三郎 化粧品
日本化學香料營業所 化粧品

大阪府

赤松卯藏商店 化粧品製造
磯崎徳次郎 化粧品製造
朝日化粧品製造所 化粧品製造

業界一覽

香住屋石鹼有限公司 鹼
金鷄香水株式會社 化粧品

業界一覽

株式會社 谷回春堂
株式會社 丹平商會
寶製藥株式會社 大阪支店
太陽堂製藥株式會社
大東化學工業會社
田中善株株式會社
高木美容化學研究所
有限會社 月の友化粧園
株式會社 巴屋化粧品製造
東西電球株式會社 大阪支店
株式會社 中山太陽堂
帝國化粧品俱樂部
ヒオネ特殊化粧品本舗
萬兩毛染研究所
日本化粧品輸出統制株式會社
大保商會
日本油脂株式會社 大阪支店
ボンカ齒磨研究所
西村十字堂
株式會社 野村商店
ハリキン興業株式會社 大阪支店
合資會社 聖林美容室 大阪支店
株式會社 福源商店
株式會社 平尾贊平商店 大阪支店
株式會社 平山化粧品部

東區伏見町二の一
南區順慶町三の三一
北區樋上町十
浪速區水崎町四〇
東區深江町三の三二
東區南中道町二の六六
住吉區橋本町一
天王寺區勝山通一の一七四
北區信保町二の二〇
東區十二軒町二四
東區川區中津本通一の九
浪速區水崎町四〇
東區區猪飼野四の五五
堺市二條通一の一
東區船場一の四
南區安堂寺橋通一の二六
北區堂島渡通一の一
浪速區東神田町八七二
東區區林寺新町一五七
西區阿波座中通一の七
東區博勞町二の一
南區心齋橋筋一の一
西區新町南通三の四一
東區南久寶寺町四の六
東區淡路町四の二三

眞鍋美王堂
平尾喜三郎商店
合資會社 美香園 大阪出張所
美興堂株式會社
ヒカワ美化學研究所
株式會社 松浦商店
丸見屋商店 大阪事務所
合資會社 松本竹商店
萬伸社 商事合資會社
株式會社 マリガレット 商店
合資會社 松本商店
三好梅壽堂本店
三好化學製品製造所
三朝化學興業株式會社
大阪營業所
合資會社 三宅會堂
三葉商會
メルシー化粧品株式會社
森下仁丹株式會社
株式會社 桃谷順天館
安田正化粧品株式會社
ベルボン商會
山崎昌平商店
山發貿易株式會社
株式會社 吉田久四郎商店
山縣石鹼株式會社
吉田實石鹼株式會社

天王寺區南河堀町一二一
東區川區中津本通一の八
東區農人町一の〇
西區西道頓堀通六の五
西區川區個町一の二一五
東區北久寶寺町二
東區備後町二野村ビル四階
西區南堀江下通一の四七
南區安堂寺橋通一の四三
南區鍛冶屋町五六
天王寺區大道一の一五五
東區眞差町三五
東區寺山町五〇三
西區榎上通三の三
北區相堂町九大江ビル
東區區東小橋北之町三
東區粉河町二二
港區磯路町一の一
東區玉堀町五四三
港區市岡元町五
西區京町堀通一の二八
南區高津四番丁六五
南區長堀橋筋二の三七
北區中之島二の一三
東區區中濱町二三七の二
西區川區大和田町二五九の一
東區川區國次町一一九一

兵庫縣

ウテナ石鹼本舗
岡田文美堂
カガシ化粧品本舗
共和商事株式會社
久保擴造商店
株式會社 神戶紅屋商店
株式會社 三星堂
有限會社 榮仁商店
株式會社 杉商會
西村化粧品部
西川香粧品部
杉商會
キンガ大和商會
美の素化學研究所
山本滿作商店
中亞化學研究所

神戸市兵庫區北仲町一一
兵庫區西出町一二八
同 葦合區脇濱町二
同 神戶區明石町三〇
同 林田區名倉町一の一
同 兵庫區水通三の五八
同 葦合區北本町三の六
同 湊東區多開通六の六
同 兵庫區大國通六の八
同 葦合區御幸通五丁目
同 兵庫區江川町三四
同 兵庫區大開通六
同 葦合區琴依町二の二六
同 兵庫區水木通五四四
同 兵庫區水木通五の二九
同 灘區味混町三の一

相部寶生堂
五島椿本舗五島有限會社
ニシキ椿本舗
吾平椿本舗
御所椿本舗
かさばら橋本舗
山口油舗
正木油舗
日本藥理化學研究所
ビュテイ研究所
山崎忠兵衛
精華化學工業所
花王石鹼株式會社長瀬商會
高砂化學工業株式會社
新竹化粧工業合資會社

福岡市壽通中央部
同 川端町
同 天神町
同 東壽通
同 馬場所町
同 箱崎町
同 新瓦町
同 竹若町
同 西新町沙入一〇四
同 藥院座
同 昭和通り
同 住吉上横田八八八

和歌山縣

秋澤徳松
井關榮次郎
廣田龍吉商店

和歌山市北新戎之町
同 橋屋町一五中橋筋
同 橋向町一

東邦化學工業所
朝鮮製藥化學研究所
ヒカモンド化學工業所
會陽化學工業所

京城府敦岩町四八の四四
同 永登浦町二二七の七七
同 笠井町二七一
同 元町二の八八
三四九

福岡縣

島村富次郎
鈴鹿香油・鈴鹿炭
毛ボマード

同 字須三七四

臺灣

花王石鹼株式會社長瀬商會
高砂化學工業株式會社
新竹化粧工業合資會社

臺北市末廣町一の一三
同 大安字龍安坡十
同 新竹市東門町三の一七五

業界一覽

業 界 一 覽

大陸化學研究所	リヤバ化粧品、 銀河化粧品、 有限会社ソウル製薬所	同 仁寺町二二〇の二 釜山府幸町一の二九 平壤府岩町一 仁川府松坂町二の四 三元理化學研究所	ミモリケン化粧品
---------	---------------------------------	--	----------

小間物問屋

東 京 市

近利商社	縫針・卸・裁縫具、 手藝材料、小間物、 縫製雑貨、小間物	日本橋區横山町五番地九 同 馬喰町三の二の一 同 馬喰町三の二の五 同 人形町三の三 同 神田區東神田一〇番地四 同 駿河臺二の一 同 淺草區藏前二の五の一 同 淺草區向柳原町一の二七 同 日本橋區横山町九番地六 同 麹町區九段四の二の八 同 淺草區左衛門町一 同 左衛門町一 同 淺草橋一の十 同 淺草橋一の八の三
------	------------------------------------	---

井田秀三	小間物・雑貨	淺草區淺草橋三の三一の一 同 向柳原町一の二 同 新福井町三 同 三筋町一の二の二 同 千束町一の三八 同 本所區東兩國三の一〇 同 堅川二の一の五 同 城東區龜戸町五の五一 同 日本橋區馬喰町三の二の六 同 横山町七番地七 同 神田區東神田一〇番地五 同 本所區平川橋三の六 同 京橋區入舟町二の五 同 淺草區柳橋二の二の二 同 淺草區淺草橋二の二三の三 同 向柳原町二の一 同 三筋町一の三五の一 同 千束町一の三〇 同 駒形一の九 同 本所區東兩國一の一四 同 東兩國四の五〇 同 向島區寺島町六の八六 同 下谷區坂本二の七の六 同 葛飾區堀切町七八九 同 日本橋區馬喰町三の一の六 同 横山町七番地九 同 兩國二番地四
------	--------	---

金森克次	小間物・雑貨製造	同 兩國三四番地一六 同 兩國三八番地五 同 室町四の二の五 同 淺草區桂町一一番地二 同 三筋町一の三一の九 同 三筋町一の三一の九 同 象湯町二の八の二 同 駒形二の一の五 同 下谷區上根岸町一〇 同 板橋區板橋町二の五三八 同 淺草區淺草橋二の六の二 同 日本橋區堀留町一の四 同 濱町二の二八 同 下谷區西町三四 同 日本橋區馬喰町三の一の六 同 區馬喰町三の四の一 同 本所區東駒形二の十八 同 日本橋區馬喰町二の二の五 同 横山町七番地一 同 横山町七番地十二 同 横山町八番地六 同 兩國十六番地 同 淺草區淺草橋二の八 同 神田區東神田十八番地五 同 下谷區金杉下町四三 同 城東區大島町二の三二二 同 日本橋區馬喰町二の二の七
------	----------	--

坂卷小次郎	小間物・雑貨	同 馬喰町三の二の二 同 京橋區銀座三の二の七 同 日本橋區堀留町一の七の一 同 馬喰町四の九の三 同 横山町六番地三 同 淺草區柳橋二の一 同 左衛門町一 同 島越二の一の一の五 同 神田區和泉町一番地四 同 下谷區元黒門町十六 同 入谷町二四二 同 淺草區上落合二の七九〇 同 日本橋區馬喰町三の三の三 同 大傳馬町一の三 同 淺草區淺草橋三の二七 同 駒形一の三の一 同 日本橋區横山町七番地十七 同 淺草區新福井町五 同 神田區東神田八番地四 同 西福田町二 同 荒川區尾久町三の二、四、六、七 同 日本橋區馬喰町二の一の一 同 横山町五番地三 同 日本橋區横山町一〇番地一 同 村松町十八 同 矢ノ倉町四
-------	--------	--

Table listing various companies and their products, including 立幅文蔵, 田中榮太郎, 紫屋東京出張所, etc.

Small text descriptions for the products listed in the table above, such as 'セロイド・小間物' and 'セロイド・生地'.

Table listing addresses and locations for various companies, such as '浅草区向柳原町二の一' and '本所区東兩國三の十八'.

Table listing names of companies and their roles, such as '長谷川製作所', '濱守利商店', '半澤國治商店'.

Small text descriptions for the companies listed in the table above, such as '小間物' and 'セロイド'.

Table listing addresses and locations for various companies, such as '同 左衛門町一' and '同 壽町二の一の二'.

Table listing various companies and their products, including 三浦東商店, 三浦野才一, 水野善治商店, etc.

Small text descriptions for the products listed in the table above, such as 'セロイド・生地' and 'セロイド・小間物'.

Table listing addresses and locations for various companies, such as '同 兩國十二番地二' and '浅草区浅草橋一の四の四'.

Table listing names of companies and their roles, such as '米田正輝一', '依田三之助', '山本三之助'.

Small text descriptions for the companies listed in the table above, such as '小間物' and 'セロイド'.

Table listing addresses and locations for various companies, such as '同 浅草橋三の一' and '同 浅草橋三の二七'.

化粧品本舗〔大阪市〕

Table listing various cosmetic products and their manufacturers, including '朝日堂株式会社', '大阪クラフト特定品販賣株'.

ウテナ商事株式会社	ウテナ化粧品 ポンジ化粧品代	西區新通一の四の三	新榮商事株式会社	オリヂナル化粧品	南區周防町二一
大浦彌三商店	化粧品・雜貨	東區博勞町三の二三	誠美洋行	化粧品	浪速區稻荷町三の八九八
大宮金三商店	化粧品	東區北久太郎町一の四七	合資會社祥和商事	同	住吉區旭町二の二
日星商會	化粧品	東區內久寶寺町三の七	泉勤商	同	南區心齋橋筋二の三八
岡田宜次商店	同	南區順慶町三の六九	株式會社角倉商店	同	東區南久寶寺町一の四三
大塚藤三郎商店	同	北區中野町三の九三	高木善祐商店	同	東區南久寶寺町一の三七
奥畑商店營業部	同	浪速區西岡谷町一の〇	株式會社田中清商店	化粧品	東區博勞町四の一二
川村勤商店	同	東區南久寶寺町一の四六	株式會社丹平商店分店	同	東區和泉町二の二三
カガシ大阪商事株式会社	カワシ化粧品	東區淡路町三の二四	株式會社丹平商店分店	同	東區平野町二の三八
神島富保	化粧品・雜貨	東區高麗橋・野村ビル	高橋東作商店	化粧品	南區順慶町一の二七
花生堂販賣株式会社	同	東區農人橋一の二五	合資會社高田商店	同	南區末吉橋通一の〇
關西香粧品株式会社	同	東區兩替町二の三三	有限會社高松大正堂	同	南區御藏跡町三
上江津寛助	化粧品・理容器具	北區堂島濱通一の四	大朝商事合資會社	同	北區都島南通四の二
桂喜代治	化粧品	浪速區敷津町一の七	株式會社瀧川商店	同	天王寺區南河堀町一一五
國枝廣守	化粧品	西區京町通二の三二	津田新治商店	同	東區清水谷西之町三二八
株式會社小林大藥房	化粧品	天王寺區石ヶ辻三九	中井商店大阪出張所	同	東區博勞町一の八
胡麻鶴處平	化粧品	東區南久寶寺町三の三八	西脇	同	東區南久寶寺町二
澤田堂商店	同	東區和泉町二の一、坂本方	日本石鹼販賣株式会社	同	西區立賣堀南通二の一二
三寶堂大阪出張所	同	東區南久寶寺町二の三一、	株式會社二六商會	同	旭區鳴野町五三二
柴仁商事有限會社大阪出張所	同	水上商店内	日理株式會社	化粧品・理容器具	南區順慶町三の二七
松榮商事株式会社	同	東區北久寶寺町二の五九	實業卸賣株式會社	化粧品・雜貨	西區土佐堀町五
資生堂大阪西七ルズ株	資生堂化粧品	東區北濱三の一三	合名會社蛭子商店	化粧品	北區天神橋筋一の二九
資生堂大阪東七ルズ株	同	同	平井號商店	同	東區南久寶寺町一の三三
資生堂大阪南七ルズ株	同	同	廣田龍吉商店大阪支店	同	住吉區阿倍野筋七の一
資生堂大阪北七ルズ株	同	同	浪華商店	カネボウ化粧品	西淀川區大仁本町一の八八
株式會社	同	東淀川區十三西之町二の〇	株式會社藤森源之助商店	井筒香油	東區南久寶寺町四の五三

化粧品問屋〔名古屋市〕

合名會社保利新商店	化粧品	東區南久寶寺町一の五四	村瀬谷三郎商店	化粧品	中區末廣町二の六
株式會社奉仕堂	同	東區清水谷西之町三六五	合資會社味岡屋商店	小間物・雜貨	中區末廣町二の一七の二
前田洋行	同	東區南久太郎町一の七	中彦商店	同	中區末廣町二の八
株式會社松下商店	同	東區高麗橋筋二の一六	合資會社大橋大吉商店	小間物・化粧品・雜貨	中區末廣町二の二七
水上政勝商店	同	東區南久寶寺町二の三一	合資會社尾關屋商店	同	中區末廣町三の二九
ミステック商會大阪營業所	同	港區入舟町四の二〇	佐竹銚三郎商店	同	中區末廣町二の二八
利生洋行本店	同	西區京町堀通五の四一	花木徳三郎商店	同	中區末廣町二の二八
株式會社森下商店	仁丹齒刷子・齒粉	東區玉堀町五四三	野原文吾商店	同	中區末廣町二の二七
森永配給株式會社大阪支店	化粧品・寶藥	北區西堀川町一二	渡邊儀一商店	同	中區末廣町二の一七
森岡商店	化粧品	東區南久寶寺町一の一三	合名會社伊藤伊三郎商店	化粧品・蠟燭・線香・維他命・化妝品・東洋寶物	中區花園町五
山本説次郎商店	同	南區順慶町通二の一	ウテナ東海販賣株式會社	化粧品・雜貨	中區門前町一丁目
由利商	同	東區兩替町一の二九	加藤博商店	化粧品・雜貨	中區東陽町五の一八
米井商店	同	東區粉河町一六	駒田福男商店	小間物・日用雜貨	中區廣小路通七の三
株式會社吉川商店	同	南區高津町四番町五九の一	株式會社小林大藥房	藥品・寶藥・化粧品	中區廣小路通二の二六
若林商店	同	東區瓦町二の三	館野榮吉商店	同	中區廣小路通一の一
和田齋次商店	同	東區猪飼野東一の二七	合名會社山文	洗劑	中區橫三ツ藏町一の八
			伊藤誠彦商店	小間物・雜貨・頭飾品	中區大町一の四一
			同配給所	化粧品・雜貨	中區古澤町五の二九
			三河屋商店	化粧品	中區新榮町五の三八
			水谷藤助商店	化粧品・雜貨	中區菊里町六〇
			萬長商店	小間物・雜貨	中區門前町二の四
			伊藤良助商店	小間物・化粧品・雜貨	中區南武平町三の六
			桑山喜重郎商店	小間物・雜貨・刷子	中區南桑名町二の五
			合資會社竹市商店	小間物・雜貨	中區住吉町三の二
			中島敬祐商店	同	中區矢場町一の六三
			松永平吉商店	同	中區葛町三の七

白松商會社	紙・雜貨	東區久屋町二の二
ライオン商會社	ライオン齒磨・齒	東區大津町四の二三
中東支店	化妝品・齒磨	西區御幸本町通五の八
加藤化粧品	化妝品	西區傳馬町五
株式會社	クラブ化粧品	西區菅原町三の一
資生堂名古屋販賣會社	化妝品・小間物	西區米屋町二
資生堂名古屋セールズ株	齒磨・藥品・雜貨	西區西枇杷島町十四
谷田太兵衛商店	化妝品・雜貨	西區島田町二の九
雙葉屋商店	化妝品・雜貨	西區西葛町二〇七
森下仁丹名古屋出張所	仁丹齒磨・齒磨子	東區聖代官町六
大阪屋本店	化妝品・小間物	東區相生町一の一五
原錦粧會社	サカエ化粧品	千種區神田町一の四
藤金商事株式會社	化妝品	熱田區傳馬町三の四六
村瀨鐵雄商店	化妝品	中村區西日置町五の四
龜屋商店	化妝品・雜貨	

化粧品問屋〔京都市〕

愛須伊之助商店	化粧品	下京區東洞院通六條角
三信堂商店	同	下京區西七條八反町三一
東兼商店	同	下京區萬壽寺通柳馬場
池田正進堂	同	上京區立巖大宮西入
合名會社植村商店	同	上京區西堀川出の水斐
奥田利助商店	同	下京區五條通高倉東入
小野未商店	同	中京區竹屋町堀町西入
片野省一商店	同	上京區新町通丸太町
木村玄三郎	同	下京區松原通高倉東入

京都クラブ特定品販賣株	クラブ化粧品	下京區寺町通佛光寺上ル
國松周造商店	化妝品・雜貨	中京區西洞院通小路上ル
合資會社倉橋商店	化妝品・小間物	下京區松原通新町西入ル
株式會社第一商店	化妝品	下京區松原通柳馬場西入ル
城內彌太郎	同	伏見區北尾崎町四八六
鈴木米商店	同	中京區二條通堀角八四
鈴木米商店	同	中京區第二高女前通三條
資生堂京都第一セールズ	資生堂化粧品	下京區數屋町通五條鱗形町
高口岩次郎	同	同
橋金治商店	同	下京區七條通西洞院西入
千藤貞太郎	同	下京區油小路通六條上ル
西川龜屋號	同	上京區西堀川通下立賣上ル
中川勝美堂	同	上京區河原町丸太町上ル
福井藤太郎	同	上京區大宮通寺の内上ル
三美堂コロンナ京都配給所	同	上京區五條通富小路東鹽釜
三上竹藏	同	中京區樂通西町一六五
望月榮一郎	同	下京區諏訪町通松原上ル
松屋喜富	同	下京區寺町通竹屋町
	同	下京區大宮通八條下二丁目

小間物化粧品問屋〔全國の部〕

北海道

土佐屋小笠原商店	化粧品・小間物・雜貨・文具	同 北三條西二丁目
金田正清商店	化粧品・雜貨	同 北條東一の四
クラブ化粧品札幌販賣株	クラブ化粧品	同 大通西十丁目
資生堂北海道販賣株式會	資生堂・化粧品・雜貨	同 南三條西八の一〇
福生商事株式會社	化粧品	同 南一條西十丁目
中山藤藏	化粧品	同 南二條西二の一〇
丸日聯合販賣株式會社	化粧品	同 南二條西二の一〇
大澤公志郎商店	小間物・洋物	同 札幌市南二條西一の二
小六百貨卸問屋	小間物・雜貨	同 南一條西二の四
東京關根札帳店	小間物・雜貨	同 南二條西二の七
阿澤東洋堂	小間物・洋品	同 旭川市一條通九の右十號
合資會社川合商店	洋物・化粧品・雜貨	同 一條通八丁目
小林信男商店	小間物・化粧品・雜貨	同 五條通七丁目田通リ
辻進榮堂	小間物・ゴム製品	同 一條通五丁目左七號
角正三木作藏商店	小間物	同 二條通三丁目右七號
旭川クラブ特定品販賣株	クラブ化粧品	同 二條通九丁目
石倉岩祐商店	化粧品・雜貨	同 四條通十三の左三號
丸石石橋純商店	化粧品・小間物	同 一條通一〇ノ右六號
東義雄商店	化粧品	同 室蘭市大町二九
鈴木勝一朗商店	化粧品・小間物	同 濱町六八
山口直次商店	化粧品・雜貨	同 原町五三
山田幸次郎商店	小間物・化粧品	同 大町十一
壽原商事株式會社函館支	化粧品	同 函館市末廣町九一
クラブ化粧品函館販賣株	同	同 地蔵町八
大丸岡島文吉	小間物・雜貨	同 榮町一
株式會社小林甚吉商店	小間物・雜貨	同 地蔵町三の二

近八商商店	佐忠商商店	アイデアル商事株式会社	仙臺出張所イ商商店	日本キヤンドル株式会社	菅野銀助商商店	辻本割箸店	桐屋小間物店	村上くら商商店	大泉幸治商商店	太田藏治商商店	吉村直治郎商商店	菊田貞吉商商店	野地善治商商店	狩野源助商商店	狩野貞作商商店	上武川商商店	佐々木正輔商商店	佐近商商店	菅徳商商店	アヲバヤ小間物店	菊地富治郎	平山平右衛門商商店	今彌商商店	富田本商商店	合資會社高山商商店	高平商商店	
化粧品・小間物	化粧品・雜貨	アイデアル・化粧品・雜貨	化粧品・雜貨	化粧品・雜貨・蠟燭	化粧品・雜貨	化粧品・雜貨	小間物・化粧品	小間物・化粧品	小間物・化粧品	小間物・化粧品	雜貨	化粧品・雜貨・小間物	化粧品・雜貨	化粧品・雜貨	化粧品・雜貨	化粧品・雜貨	化粧品・雜貨	化粧品・雜貨	化粧品・雜貨	化粧品・雜貨	化粧品・雜貨	小間物・雜貨・化粧品	小間物・雜貨・化粧品	小間物・雜貨・化粧品	小間物・雜貨・化粧品	小間物・雜貨・化粧品	小間物・雜貨・化粧品
同 大町四の一八五	同 東七番丁一六〇	同 花京院通り六三	同 本荒町三九	同 北目町	同 長町南五一八	同 元寺小路	同 元寺小路六〇	同 國分町四七	同 柳町七一	同 新河原町一〇七	同 石巻市大町一の八三の一	同 大町三丁目	同 横町十三	同 登米郡佐沼町一〇五	同 佐沼町字西佐沼一一〇	同 本吉郡氣仙沼町字三日町三九	同 志田郡吉川町三日町三九	同 刈田郡白石町字長町	同 刈田郡白石町互理町吳の一	同 鹽釜市字町三二	同 字町一九一	同 釜の前一五六	同 桃生郡飯野川町三五	同 本吉郡氣仙沼町	同 柴田郡大河原町五一	同 栗原郡若柳町	

福島縣

合資會社西形商商店	井上忠吉商商店	籾内喜平商商店	一條三四男商商店	近長商商店	長谷川兵吉商商店	五十嵐廣記商商店	福島縣クラブ特定品販賣株式會社	木村清吉商商店	山本化粧品專門店	合名會社近江屋商商店	合名會社根本商商店	資生堂福島販賣株式會社	鱗屋與本商商店	三河支店	大野商商店	中野商商店	鶴屋商商店	大黒屋勝次商商店	柏屋商商店	樹田屋商商店		
雜貨・化粧品・小間物・雜貨・化粧品	雜貨・化粧品・小間物・雜貨・化粧品	雜貨・化粧品・小間物・雜貨・化粧品	雜貨・化粧品・小間物・雜貨・化粧品	雜貨・化粧品・小間物・雜貨・化粧品	雜貨・化粧品・小間物・雜貨・化粧品	雜貨・化粧品・小間物・雜貨・化粧品	化粧品・雜貨・小間物・雜貨・化粧品	化粧品・雜貨・小間物・雜貨・化粧品	化粧品・雜貨・小間物・雜貨・化粧品	化粧品・雜貨・小間物・雜貨・化粧品	化粧品・雜貨・小間物・雜貨・化粧品	化粧品・雜貨・小間物・雜貨・化粧品	化粧品・雜貨・小間物・雜貨・化粧品	化粧品・雜貨・小間物・雜貨・化粧品	化粧品・雜貨・小間物・雜貨・化粧品	化粧品・雜貨・小間物・雜貨・化粧品	化粧品・雜貨・小間物・雜貨・化粧品	化粧品・雜貨・小間物・雜貨・化粧品	化粧品・雜貨・小間物・雜貨・化粧品	化粧品・雜貨・小間物・雜貨・化粧品	化粧品・雜貨・小間物・雜貨・化粧品	
同 福島市本町三	同 本町七	同 本町四二	同 上町	同 豊田町一四	同 太田町一九	同 濱田町三	同 北町六三	同 會津若松市中六日町五六	同 七日町一三五	同 七日町一三七	同 七日町一三七	同 七日町一三七	同 郡山市中町二	同 中町四七	同 本町一の三四	同 本町一の四五	同 本町一の四五	同 本町一の四五	同 本町一の四五	同 本町一の四五	同 須賀川町字西五の六	同 須賀川町字西五の二

茨城縣

川又龜次郎商商店	釘彦商商店	茨城縣クラブ特定品販賣株式會社	吉田	松井光本屋	資生堂茨城販賣株式會社	柴沼繁之助商商店	登利文商商店	武石清五郎商商店	上野源吉商商店	サノヤ分店
小間物・雜貨・化粧品	小間物・雜貨・化粧品	クラブ化粧品	化粧品	小間物・化粧品・雜貨	資生堂化粧品・雜貨	小間物・化粧品	小間物・化粧品	小間物・化粧品	小間物・化粧品	小間物・化粧品
水戸市馬口勢町二、二〇九	同 馬口勢町二、二三七	同 馬口勢町二、三二四	同 馬口勢町二、一九二	同 本町五の八六五	同 幸町七四七	同 土浦市土浦町大町一、二九	同 土浦町九七七	同 土浦町中城町九四〇	同 土浦本町八三八	同 眞壁郡下館町大町一丁目

栃木縣

藤上田屋小間物店	阿部清四郎商商店	栃木縣クラブ特定品販賣株式會社	常陸屋商商店	松村幸治商商店	伏見	合資會社針喜本店	資生堂宇都宮販賣株式會社	宇塚至誠堂	岩井吉人商商店	漆原岩吉商商店	中屋商商店
小間物・化粧品	雜貨・化粧品	クラブ化粧品	小間物・化粧品	化粧品・雜貨	小間物	小間物・化粧品	資生堂・化粧品・雜貨	化粧品	小間物・化粧品	雜貨・石油	小間物・化粧品
同 宇都宮市大町一六六	同 材木町一、五一九	同 大工町二の四四二	同 大工町四七四	同 日野町二七	同 日野町二八	同 日野町三四	同 上河原町五六四	同 相生町十一	同 足利市伊勢町一八四	同 伊勢町一九二	同 井草町二四〇九

業界一覽

Table listing various businesses and their locations in the top right section, including entries like '大澤眞一商店' and '小出屋本商店'.

群馬縣

Table listing businesses and locations in Gunma Prefecture, including '合資會社若松屋本店' and '清塚佐太郎商店'.

三六二

Table listing businesses and locations in the middle right section, including '田邊仙太郎商店' and '藤江小間物店'.

埼玉縣

Table listing businesses and locations in Saitama Prefecture, including '足立立本商店' and '浦和市二、一六六'.

千葉縣

Table listing businesses and locations in Chiba Prefecture, including 'さどや商店' and '水野屋小間物店'.

Table listing businesses and locations in Chiba Prefecture, including '伊藤省一郎商店' and '池田清美堂'.

Table listing businesses and locations in Chiba Prefecture, including '田中富藏屋' and '富山本商店'.

業界一覽

大屋支店 小問物・化粧品
澁谷八郎商店 化粧品

東京府

海上郡旭町仲通通
東葛飾郡行徳町關ヶ島
松本丸屋 化粧品・雑貨
大橋本邦雄商店 化粧品・化粧品
合資會社大文字屋石川商號 化粧品・化粧品
加生堂八王子販賣株式會社 化粧品・化粧品
二見勘藏商店 化粧品・化粧品
中村定七商店 化粧品・化粧品
合名會社富樫秀次郎商店 化粧品・化粧品
大即屋錦吾商店 化粧品・化粧品

神奈川縣

三浦會 小問物・雜貨
三共商會 小問物・雜貨
會社 同
喜屋 化粧品・雜貨
金子屋本商店 化粧品・雜貨
合資會社霜田商店 化粧品
資生堂橫濱販賣株式會社 化粧品・藥品
清水世界堂 化粧品・雜貨
菊水堂 化粧品・雜貨

新潟縣

後藤幸治商店 同
野深寅治郎商店 雜貨・化粧品
石川カミソリ店 化粧品
株式會社川崎商會 雜貨・化粧品
合資會社大山商會 小問物
資生堂新潟販賣株式會社 化粧品・雜貨
飯田屋本商店 化粧品
安井活五郎商店 小問物・雜貨
網千嘉吉商店 化粧品・雜貨
眞柄太郎吉商店 雜貨
かた屋山田藤一郎 小問物
石橋萬支店 化粧品・小問物
入萬橋本商店 小問物・化粧品
石橋萬本商店 小問物・雜貨
藤喜代治商店 化粧品・小問物
大原喜代治商店 化粧品・雜貨
品部西商會 化粧品・雜貨
新潟縣西部クラブ特定品 化粧品
西澤平吉商店 小問物・化粧品
森平次郎商店 小問物・化粧品
河内屋文吉商店 和洋雜貨・雜貨

業界一覽

業界一覽

桐生商店 荒物・雜貨
鎌倉屋並木商店 化粧品
服部藤三郎商店 雜貨・化粧品
株式會社細田利三郎商店 同
古牧與平商店 化粧品・雜貨
大八木政雄商店 小問物・雜貨
合名會社高木福太郎商店 化粧品
佐藤勉強堂 小問物・雜貨
成和商事株式會社 化粧品・雜貨
キネマ商事株式會社 同
大房雄雄商店 同
齋藤龍雄商店 荒物・雜貨
江畑榮太郎商店 小問物・雜貨
小山彰三商店 同
清田林藏商店 同
本莊林平商店 荒物・雜貨
新堀廣吉商店 化粧品・雜貨
井上善太郎商店 荒物・雜貨
寶子山卯之助商店 同
山倉商商店 化粧品・雜貨
飯島兼次郎商店 荒物・雜貨
伊藤辰次郎商店 荒物・雜貨
岡部熊太郎商店 同
岸三吉商店 同
山田義夫商店 同
片野龜吉商店 化粧品・小問物
小泉喜助商店 化粧品・小問物

石澤長太郎商店 小問物・化粧品
小妻屋分商店 化粧品・油・醬油
丸山喜太郎商店 小問物・雜貨
園部榮吉商店 婦人小問物・化粧品
山一商商店 化粧品・雜貨
ホテイヤ商店 化粧品
一文字屋 雜貨
本田甚本商店 荒物・雜貨
本間高次商店 化粧品
野澤末吉商店 小問物・化粧品
マツヤ小問物店 同
都屋本商店 同
谷清本商店 雜貨・化粧品
大島長平商店 小問物・化粧品
矢島京本商店 化粧品
字賀山本商店 小問物・化粧品
小山小市郎商店 小問物・雜貨
市川茂平治商店 小問物・雜貨・化粧品

富山縣

資生堂富山販賣株式會社 資生堂化粧品・雜貨
富山縣クラブ特定品販賣株式會社 化粧品
株式會社成田商店 化粧品
田島堂商店 小問物・雜貨
永見恒次郎商店 小問物・雜貨
長越仙太郎商店 化粧品・雜貨

業界一覽

同 中區石川町五の一七八
同 中區不老町二の一四五
同 中區戸部町四の一四五
同 中區不老町一の一五八
同 神奈川區子安通一八
同 神奈川區子安通二の七
同 神奈川區鶴見町八三五
同 磯子區西根岸馬場町六
同 磯子區丸山町四八五
同 横須賀市若松町二三
同 公郷町二、二二九
同 不入斗町九三
同 日山町二の一
同 藤澤市藤澤七一〇
同 藤澤一、四四七
同 本町一の七一九
同 小田原市幸町一の二四二
同 緑町一の一〇一
同 小田原町井細田
同 大鍋三二四
同 愛甲郡厚木町二、五二二
同 厚木町二六〇四
同 川崎市旭町一の四一
同 堀の内六五
同 平塚市平塚新街一、一四五
同 平塚新街一、〇七八

業界

Table listing various businesses in the '業界' section, including names like 桃井良造商店, 中倉治平商店, and 板倉正藏商店, along with their locations and product types.

石川縣

Table listing businesses in Ishikawa Prefecture, including 石川縣クア特定品販賣株式會社, 大森 蕪 商店, and 佐賀村 善親 商店.

福井縣

Table listing businesses in Fukui Prefecture, including 狩野彌吉商店, 伊藤本一商店, and 津田 德 星 商店.

長野縣

Table listing businesses in Nagano Prefecture, including 合名會社青木商店, 資生堂長野販賣株式會社, and 美濃 久 商店.

業界

Table listing businesses in the '業界' section, including 中 德 治 商店, 永 田 治 商店, and 若 口 正 一 商店.

業界一覽

原田平作商店	小間物・化粧品	下水内郡飯山町三、〇〇四
本穀商店	小間物・化粧品	南安曇郡穂高町六、〇一二

山梨縣

小林歌吉商店	小間物・化粧品	甲府市柳町
和泉德商店	化粧品・雜貨	同 柳町四丁目
山梨縣クラブ化粧品販賣株式會社	化粧品・雜貨	同 下連雀町六一
藤式會社	小間物・化粧品	同 上連雀町三七
マール金商店	化粧品・藥種	同 相生町三二一
クシヤ商店	小間物・化粧品	同 伊勢町二、七一〇
二文字屋商店	同	同 銀座通り

静岡縣

静岡縣クラブ特定品販賣株式會社	クラブ化粧品	静岡市本通三の二六
資生堂静岡販賣株式會社	資生堂化粧品	同 中町一〇
近江	化粧品	同 寺町一の四
小川商店化粧品部	化粧品	同 研屋六三
阿部服太郎商店	小間物・化粧品	同 金座町
なす	小間物・化粧品	同 人宿町三丁目
中村旭商店	同	同 大岩町一丁目
市川文平商店	化粧品	同 濱松市東田町一〇三
のい屋坪田勇次郎商店	小間物・化粧品	同 田町六八
中村藤吉商店	同	同 田町一五六
中津川志賀一商店	蠟油・化粧品	同 元濱町
勇屋號山下由松商店	小間物・化粧品	同 傳馬町八三
小松屋號吉田康雄商店	化粧品	同 成子町一三二

三六八

西島屋本店	化粧品・小間物	沼津市本字通横町二七
伊勢常商店	小間物・化粧品	三島市一二五
佐忠商店	化粧品	同 三島町一、二八七
和泉郷商店	小間物・雜貨	同 市ヶ原
千歳	小間物	同 小中島
和泉屋雜貨店	化粧品・雜貨	駿東郡小山町小山七〇六一
小野健商店	小間物・化粧品	同 小山町茅沼
鈴木角次商店	化粧品・雜貨	同 濱名郡笠井町三〇四
鈴木重吉商店	小間物・化粧品	同 北濱村寺島一九
助三商店	同	同 富士郡大淀町大山町
渡邊勇吉商店	同	同 吉原町二七一
露木分商店	雜貨・小間物	同 田方郡伊東町
大沼平次郎商店	化粧品・百貨	加茂郡南中村下加茂二九七
鈴木百花香堂	小間物・化粧品	小笠郡掛川町掛川六四の二
井田彌作商店	同	志太郡島田町三丁目
井筒	同	川崎市静波一丁目

愛知縣

美濃屋	化粧品	岡崎市能見町七〇
美濃	同	同 康生町一九
美濃	化粧品・小間物	同 豐橋市材木町一三
美濃	化粧品・小間物	同 本町三三
美濃	化粧品・雜貨・雜物	同 魚町七七
美濃	化粧品・小間物	同 花田町西宿
美濃	雜貨・紙・雜貨	一宮市本町通三の十二
美濃	化粧品	同 本町通三の二七

岐阜縣

石金商店	化粧品	同 東町九番地
石金	化粧品・雜貨	同 瀬戸市新道町
石金	化粧品・日用雜貨	同 祖母町二、六〇九
石金	化粧品	同 半田市末廣町
石金	雜貨	同 半田市北大服町
石金	化粧品・小間物	同 海部郡津島町浦方
石金	化粧品・雜貨・雜貨	同 西春日井郡西枇杷島町南柏
石金	紙・雜貨	同 同 右
石金	化粧品・日用雜貨	同 幡豆郡西尾町看町八
石金	化粧品・雜貨	同 碧海郡折川町字沖見
石金	日用雜貨	同 刈谷町大字刈谷
石金	化粧品・雜貨	同 南設樂郡新城町東沖野
石金	化粧品・雜貨	同 南設樂郡新城町字町並
石金	化粧品・雜貨	同 寶飯郡蒲野町字町一五三
石金	化粧品・雜貨	同 同 大字蒲郡
石金	日用品・雜貨	同 丹羽郡古知町朝日
石金	日用品・雜貨	同 葉栗郡淺井町大日比野
石金	日用品・雜貨	同 知多郡旭村大草
石金	日用品・雜貨	同 西加茂郡譽田町長生田

業界一覽

宇野勸助商店	化粧品	岐阜市玉宮町二の一六
合資會社後藤久次郎商店	化粧品・雜貨	同 美園町二の十九
合資會社後藤久次郎商店	化粧品・雜貨	同 美園町三の一
合資會社後藤久次郎商店	化粧品・雜貨	同 美園町三の三四

滋賀縣

島津屋	化粧品	同 元町一の二四
美濃	同	同 元町五の一七
美濃	資生堂化粧品雜貨	同 金町七の七
美濃	化粧品・小間物	同 日本町五七
美濃	小間物・化粧品	同 小熊町五五
美濃	雜貨・化粧品	同 元濱町三九七
美濃	同	同 笠土居町二
美濃	同	同 柳ヶ瀬町四の一〇
美濃	同	同 大垣市岐阜町九四七
美濃	同	同 郭町二四
美濃	同	同 高屋町一、五六六
美濃	同	同 魚屋町二三
美濃	同	同 中町六一二
美濃	同	同 東船町一四
美濃	同	同 東船町一八一
美濃	同	同 高山市安川通
美濃	同	同 一の三四
美濃	同	同 太字三町一、四六の二
美濃	同	同 多治見市一五一
美濃	同	同 一五四一
美濃	同	同 新町一丁目
美濃	同	同 惠那郡長島町字中野
美濃	同	同 揖斐郡掛斐町大字三輪
美濃	同	同 武儀郡同町上利町甲七
美濃	同	同 關町本町二丁目

業界一覽

滋賀縣クラブ特定品販賣株式會社 資生堂滋賀販賣株式會社 橋本大津支店 合名會社 西川商店 松村留次郎商店 寺居豐次郎商店 ぶつころや 山中東造商店 ニコ 寺居號支店 林屋本東 林屋東 中島昇商店 大野里商店 大野屋商店

三重縣

梅屋三重販賣株式會社 資生堂三重販賣株式會社 合資會社水谷屋商店 青木榮二商店 西井政三商店 伊藤香華堂 岡田吉商店 田中利吉商店

京都府

合資會社 近藤商店 出羽新太郎 松野駒藏商店 淺場留三商店 苴田銀太郎商店 牧庄彌三商店 谷村太兵衛商店 資生堂福知山販賣株式會社 宮川佐兵衛

大阪府

合名會社 鹽喜商店 三丹クラブ特定品販賣株式會社 小田一分商店 田中仙一商店 山田兄弟商會

兵庫縣

アイデアル商事株式會社 神戶出製所 有田商店卸部 伊藤安商店 稻垣泰商店 伊藤泰商店 伊藤泰商店 伊藤泰商店 伊藤泰商店

三七〇

佐倉屋商店 加賀屋商店 丸利本商店 角五兵衛商店 橋爪五兵衛商店 奧川本商店 小濱健三商店 高橋又三商店 津清商店 小登甚美山商店 以居國產商店 中居國產商店 糸屋商會本店

合名會社神戶中島商店 小村屋商事有限會社 竹本梅吉商店 寶田長市商店 合名會社サ、ヤ商店 阪下清 資生堂神戶販賣株式會社 榮仁商事有限會社 株式會社 播摩本店 人見忠商店 平田金一郎商店 廣野保 合名會社ホラン堂 松見商事株式會社 水野德次商店 水野萬商店 合資會社美馬商店 池森號商店 前田竹松商店 八尾與三郎 尼子商事株式會社 川淵重藏商店 鹿彌鐵次商店 合資會社額田ニコノ堂 播淡クラブ特定品販賣株式會社 兵庫縣クラブ化粧品販賣株式會社

三七二

神戶區山本通三の二八 兵庫區下澤通二の三 同 兵庫區南邊瀬川町三の七 同 兵庫區元町通五の七八 同 神戶區北長狭通二の一 同 神戶區加納町四の二四 同 兵庫區大開通六の八 同 兵庫區東川崎町五の九 同 林田區北町二の一〇 同 神戶區下山手通一の四三 同 須磨區大平町六の三四 同 須磨區御屋敷通二の九 同 兵庫區淡町三の七七 同 合資會社旭通二の二二 同 神戶區中山手通一の一 同 淡東區橋通四の五 同 林田區二番町一の五 同 淡東區相生町四の八 同 林田區明和通一の六 同 姫路市平野町 同 福中内新町六六 同 元鹽町四九の二 同 惠美浦町一三 同 東本町六 同 光源寺前町九

資生堂姫路販賣株式會社	資生堂化粧品	同 本町六五
上田 藤太 商店	化粧品	同 明石市東本町三七
合資會社 秋田屋商店	小間物・化粧品	同 西本町四〇
合資會社 櫻井商店	化粧品・雜貨	同 尼崎市西本町六の二三五
淡路化粧品合名會社	同	同 州本市外通町乙二四五
資生堂神戸第一セールズ株式會社	資生堂化粧品	同 武倉郡住吉村畔倉一二五
合資會社 左屋商店	小間物・化粧品・雜貨	同 加古郡加古川町寺家町三四
松野 政吉	化粧品・小間物	同 加古川町四四二
橋本 米藏	化粧品	同 城崎郡豐岡町大開通一五〇
松田 定吉 商店	小間物	同 豐岡町京極通
田中 稔造 商店	同	同 加西郡北條町栗田八六
合名會社 正福寺屋商店	同	同 赤穂郡上郡町上郡七八六
坂戸 顯吉	同	同 赤穂郡山崎町二五〇
福永 商店	同	同 津名郡志築町一七〇六
矢原 屋商店	同	同 揖保郡龍野町龍野七二八
		同 宍粟郡山崎町山崎一〇二

奈良縣

森川 菊松 商店	小間物・化粧品	同 奈良市今小路町二四
資生堂奈良販賣株式會社	資生堂化粧品・雜貨	同 今小路町六四
小林 益大 堂	化粧品・藥品	同 元興町
合名會社 中谷玉水堂	化粧品・小間物	同 東寺林町二九
かどや 本店	化粧品	同 山邊郡丹波市町
松本 商店	同	同 高市郡神武御陵傍
福島 貞枝 商店	同	同 八木町本町一丁目
奈良縣クラブ化粧品販賣株式會社	同	同 高市郡八木町大字八木七七

島根縣

長岡 明進 堂	化粧品・小間物	同 松江市末次本町
誠 屋	化粧品・雜貨	同 末次本町
三成 藤市 商店	小間物・化粧品	同 末次本町十八
小町 屋本 商店	化粧品・理髮用具	同 天神町
神田 新一 商店	小間物・化粧品	同 天神町八
梶谷 種一 商店	同	同 白湯本町三九
湯島 彌一 商店	小間物	同 大橋詰
島根縣クラブ特定品販賣株式會社	クラブ化粧品	同 寺町一二
資生堂島根販賣株式會社	資生堂化粧品・雜貨	同 萬代町一九九
佐々木 林兵衛 商店	雜貨・乾物	同 濱田市大字新町
片岡 信助 商店	小間物・化粧品	同 簸川郡今市町六五二
松原 久一郎 商店	小間物・雜貨	同 能義郡安來町

鳥取縣

斧谷 百貨 商店	小間物・化粧品	同 鳥取市川端一の二〇
田中 屋小間物 商店	同	同 川端三の三
鳥取縣クラブ特定品販賣株式會社	クラブ化粧品	同 川端三の九
幾代 清二 商店	同	同 川端三丁目
あやめ や	同	同 立川町一の四〇
油屋 惣兵衛 商店	煉油・香油・化粧品	同 新町筋
杉田 恒藏 商店	化粧品・糸物・雜貨	同 智頭街道筋川端三五六
鶴屋 商店	化粧品・小間物	同 智頭街道筋

和歌山縣

和歌山縣クラブ特定品販賣株式會社	クラブ化粧品	同 和歌山市新通二の五
資生堂和歌山縣販賣株式會社	資生堂化粧品・雜貨	同 新通四の三
土井 英之助 商店	化粧品・雜貨	同 本町一の十一
廣田 百助 商店	同	同 萬町
廣田 伊本 商店	小間物・化粧品	同 橋向町二三
前田 荒物 商店	同	同 本仲間町一の三
桃太 郎 商店	化粧品・雜貨	同 新宮市丹鶴町
山本 淳二 商店	化粧品・小間物・化粧品	同 新宮一
島 善	化粧品・雜貨	同 新宮市馬町
ま かつ や	化粧品・雜貨	同 海南市日芳町宮前町
大 屋	小間物・化粧品	同 日方四一八の六
田中 安三郎 商店	化粧品	同 田邊市北新町
南 幸吉 商店	化粧品・小間物	同 今福町一六
山本 種吉 商店	同	同 榮町二一の二
川 廣支 商店	同	同 有田郡湯淺町

岡山縣

神庭 常吉 商店	化粧品・文具	同 米子市尾高町二〇
津田 重 商店	小間物・化粧品	同 四日市町
中田 常市 商店	同	同 四日市町
株式會社 天生堂	化粧品	同 岡山市新西大寺町五六
永井 重三郎 商店	小間物・雜貨	同 新西大寺町六三
アイデアール商事株式會社	アイデアール化粧品	同 大供一の七七
岡山出張所	雜貨	同 山崎町六
石川 萬吉 商店	化粧品	同 驛前本通三丁目
岡山クラブ化粧品販賣株式會社	クラブ化粧品	同 内山下三〇七
資生堂岡山販賣株式會社	資生堂化粧品・雜貨	同 伊福一七二
田賀 彦兵衛 商店	化粧品	同 倉敷市濱町
合名會社 三ツ井屋商店	同	同 阿部町
原 合名 會社	化粧品	同 阿部町
岡本 宗 商店	小間物・化粧品	同 阿部町三八五
富岡 兄弟 商店	同	同 津山市橋本町五
今 日 屋	化粧品	同 堺町通り
なぐらや化粧品店	化粧品・小間物	同 上道郡雄神村大字原三〇三の五
保都 庸太 商店	同	同 西大寺町一、一九六
アラキ 本 商店	同	同 吉備郡總社町四八九
米屋 小間物 商店	同	同 英田郡林野町一〇五
毛利 小間物 商店	同	同 小田郡笠岡町
マッパ 本 商店	化粧品	同 兒島郡味野町二
藤尾 正市 商店	同	同 淺田郡玉島町四八五

業界一覽

Table listing various businesses and their locations in the right-hand section. Includes entries like '田中善助商店', '岩本傳右衛門商店', '合名會社', etc.

三七四

Table listing various businesses and their locations in the bottom-right section. Includes entries like '木原福井商店', '石邊始商店', '新常島油屋', etc.

德島縣

Table listing various businesses and their locations in the top-left section. Includes entries like '株式會社 夏川本店', '山口縣總本店', '伊藤回生堂', etc.

香川縣

Table listing various businesses and their locations in the bottom-left section. Includes entries like '株式會社 綾田商店', '坂本卯一郎商店', '玉越マサ商店', etc.

三七五

愛媛縣

和泉儀商店	化粧品・小間物	松山市唐人町三の十三
愛媛縣クラブ特定品販賣株式會社	クラブ化粧品	同 三番町八
大塚繁惠商店	化粧品・小間物	同 大字古三津二、二八六
近藤忠次郎商店	同	同 木屋町三丁目
小松屋商店	化粧品・雜貨	同 西堀端町
見山百之商店	同	同 三津濱新町
玉井貞長商店	同	同 湊町三丁目
合名會社野本商店	小間物・化粧品・雜貨	同 湊町二の七四
セキ小間物店	小間物・化粧品・雜貨	同 湊町四の七一
資生堂松山販賣株式會社	資生堂化粧品・雜貨	同 湊町四七三
株式會社石崎商店	小間物・雜貨・化粧品	同 宇和島市本町七六
黒田利三郎商店	同	同 朝日町五四六
つゞら商店	同	同 惠美須町六二
森宗一商店	化粧品	同 今治市本町二
長部宇一商店	化粧品・蠟燭・小間物	同 本町五三
藤井公誠堂	小間物・化粧品・雜貨	同 常盤町五丁目
藤田秀雄商店	化粧品	同 西條市大町
山本商店	雜貨・小間物・化粧品	同 新町一丁目
菊池旭堂	藥品・化粧品	同 八幡濱市幸町二丁目
だるまや商店	小間物・雜貨・化粧品	同 新町三丁目
みどりや商店	同	同 仲之町三八九
鹽出勝二商店	同	同 新居濱市中町本通り
吉田兼造商店	小間物・化粧品	同 字摩郡三島本町
三宅克知商店	同	同 三島本町一、一六五
影浦重藏商店	化粧品	同 伊豫郡郡中町瀧町

岩城屋	同	喜多郡大州常盤町三丁目
丸善商店	化粧品・小間物	同 喜多郡大州常盤町三四
矢野泰商店	小間物・雜貨・化粧品	同 大州中村町一丁目
はる美屋	小間物・雜貨・化粧品	同 温泉郡湯之町
松本透商店	化粧品・小間物	同 南宇和郡城邊町中町
増田茂雄商店	小間物・袋物・化粧品	同 周桑郡壬生川町

高知縣

久保花王堂	小間物・雜貨・化粧品	高知市本町八二
小松虎次商店	化粧品・雜貨	同 新市町八幡通
高知縣クラブ化粧品販賣株式會社	クラブ化粧品	同 同 二一
資生堂高知販賣株式會社	資生堂化粧品・雜貨	同 新市町一四一
佐野敏雄商店	化粧品・小間物	同 本町筋四丁目
土佐商工株式會社	化粧品・雜貨・小間物	同 西紺屋町九
合名會社 島中藤吉商店	化粧品・雜貨・食料品	同 西播磨屋町二六
廣松重富商店	化粧品	同 江之口伏石
尾崎本商店	小間物・雜貨	同 幡多郡中村町

大分縣

大分縣クラブ特定品販賣株式會社	クラブ化粧品	大分市西新町五の二、六三
澤間儀三郎商店	化粧品・小間物	同 西新町五丁目
小林二八堂	化粧品	同 中上市町
資生堂大分販賣株式會社	資生堂化粧品・雜貨	同 大工町五七九
中山善助商店	同	同 竹町通六丁目
土谷久雄商店	同	同 別府市行合町
外村義一商店	同	同 不老町

福岡縣

マサマサ本店	小間物・化粧品	同 中濱通六丁目
みどりや小間物店	小間物・化粧品	同 中濱筋
野崎玉彦商店	同	同 濱脇町三九八六
花神善通堂	同	同 北濱通
小林龍三商店	化粧品・雜貨	同 中津市片端町
宮本丸天堂	化粧品	同 本町二丁目
山政號合資會社	小間物・化粧品	同 古魚町
岡田政喜商店	同	同 速見郡梓葉町三九三
元木眞一郎商店	同	同 佐伯市佐伯町
ヒゴヤ商店	小間物・雜貨・化粧品	同 直入郡竹田町
島津商店	化粧品・小間物	同 直入郡竹田町
小野權造商店	同	同 字佐郡安心院町
水田屋本店	小間物・雜貨・化粧品	同 日田市日田町
小野雄商店	同	同 大分郡鶴崎町

山本小間物店	同	同 大濱町四、〇三八
小林浴海舍	化粧品・雜貨	同 水屋町五〇
資生堂福岡販賣株式會社	資生堂化粧品・雜貨	同 下西町九
橋本元且堂	化粧品・雜貨	同 奥小路町八
福岡縣クラブ化粧品販賣株式會社	クラブ化粧品	同 上新川端町六二
三龜順次商店	化粧品	同 吉塚妙見町一
三宅慶一郎商店	同	同 櫛田前町一四
樋口薫商店	小間物・化粧品	同 久留米市通町二丁目
熊本守藏商店	同	同 本町二丁目
久留米化粧品販賣株式會社	化粧品・雜貨	同 本町五丁目
合名會社 島洋商店	化粧品	同 新町一丁目
福岡縣南部クラブ特定品販賣株式會社	クラブ化粧品	同 新町一の九〇
江頭新三郎商店	小間物・化粧品	同 大牟田市本町一丁目
マキノ化粧品店	化粧品・食料品	同 同上町三の三
吉井號株式會社	化粧品・小間物	同 同 新町二丁目
大内不尤人商店	化粧品・小間物	同 飯塚市東町四〇三
合資會社 大黒屋本店	化粧品・小間物	同 本町惠比須通り
筑豊クラブ特定品販賣株式會社	クラブ化粧品	同 同 室町
株式會社 矢野商店	同	同 同 室町
ヤマサ商事株式會社	クラブ化粧品	同 同 室町
北九州クラブ特定品販賣株式會社	クラブ化粧品	同 小倉市田町一の三六
和田號商店	化粧品・雜貨	同 同 砂澤二一
和有限會社清水商店	化粧品・小間物	同 同 米町三丁目
工藤化粧品部	同	同 同 馬借町一六二
夏川本商店	化粧品	同 同 堅町七九
資生堂北九州販賣株式會社	資生堂化粧品・雜貨	同 同 小倉市堅町八〇
高倉本商店	化粧品	同 同 八幡市大門町四丁目

東京屋商店	小間物・化粧品	同 本町四丁目
野村松三商店	化粧品	同 枝光寶町四丁目
鋤田安心堂	同	同 直方市古町二丁目
青柳本	化粧品・小間物	同 八女郡福島町本町
樋口謙吾商店	同	同 羽大塚町
玉光堂商店	同	同 築上郡築城六四二
菅野要二商店	同	同 田川郡後藤寺町本町
中尾屋商店	化粧品・小間物	同 朝倉郡甘木町
紅屋化粧品店	同	同 糸島郡前原町
倉田本	同	同 山内郡柳河町
紅屋本	同	同 鞍手郡木屋の瀬町
三ツ木本	同	同 京都郡行橋町

佐賀縣

友貞義助商店	化粧品・小間物	佐賀市松原町四七
藤山藤太夫商店	化粧品	同 松原町九二
川崎竹太郎商店	小間物・化粧品	同 片田江
釜屋小太郎商店	化粧品・雜貨	同 八丁馬場
佐賀縣クラブ特定品販賣株式會社	クラブ化粧品	同 水ヶ江町新道二六三
高口福太郎商店	小間物・化粧品	同 水ヶ江町一四八
油屋化粧品店	化粧品	同 藤津郡廣島町高津原三九三
マールマヤン	小間物・化粧品	同 廣島町逆川
坂本英一郎商店	小間物・化粧品	同 藤津郡廣島町新町
牛島安雄商店	同	同 唐津市京町
荒木小間物店	同	同 西松浦郡伊萬里町中下町
		同 神埼郡神埼町

長崎縣

資生堂長崎販賣株式會社	資生堂化粧品・雜貨	長崎市銅座町一九
長崎縣クラブ特定品販賣株式會社	クラブ化粧品	同 銅座町五四
成宮商店	化粧品	同 銅座町
合資會社 內田商店	化粧品・雜貨	同 材木町
富永政彦商店	化粧品・小間物	同 廣馬場町四
丸橋三五郎商店	化粧品・小間物	同 築町
江崎龍甲商店	同	同 今魚町五七
垣立寅藏商店	同	同 江戶町六八
宮原力藏商店	同	同 榎津町二〇
濱田屋竹內商店	同	同 西濱町六六
住吉屋	化粧品	同 佐世保市舊早岐町
資生堂佐世保販賣株式會社	資生堂化粧品・雜貨	同 島瀬町七九
新免支店	雜貨	同 常盤町七四
永瀨屋本店	化粧品・小間物	同 島原市堀町
谷口爲八商店	小間物・雜貨	同 中堀町
近藤合名會社	化粧品・小間物	同 廣馬場町
森竹雜貨店	日用品・雜貨	同 大村市大村郷

熊本縣

兒玉正陽堂株式會社	化粧品	熊本市吳服町三の二四
熊本縣クラブ特定品販賣株式會社	クラブ化粧品	同 吳服町三の五七
高田松美商店	化粧品・小間物	同 紺屋町一の〇
西田永樂商店	洋雜貨・小間物	同 紺屋町一丁目
資生堂熊本販賣株式會社	資生堂化粧品・雜貨	同 横紺屋町一四

宮崎縣

金澤本店	化粧品・小間物	同 河原町
合資會社 小島商店	雜貨・雜貨・化粧品	同 南新坪井町
マサヤ商事株式會社	雜貨・小間物	同 西外坪井町一の九
益田合名會社	化粧品・雜貨	同 明十枚橋通り一〇
合資會社 河本屋商店	小間物・雜貨・化粧品	同 八代市舊八代町
竹内スズメ堂	齒刷子・化粧品	同 二の町
前田徳次郎商店	和洋雜貨・小間物	同 人吉市人吉町

沖繩縣

金ズメ堂	化粧品	同 仲町二七
合名會社 二貝屋商店	小間物・化粧品	同 仲町一一四
大丸商店	化粧品・小間物	同 仲町一二四
資生堂鹿兒島販賣株式會社	資生堂化粧品・雜貨	同 山下町二四
合資會社 藤崎商店	化粧品・小間物	同 泉町二一
天島商店	小間物	同 山之口町一二
是枝美生堂	物ツグ權製造・小間物	同 山之口町九〇

鹿兒島縣

資生堂宮崎販賣株式會社	資生堂化粧品・雜貨	宮崎市東雲町一の二
ツルヤ	系・小間物・化粧品	同 江平町二丁目
内村秀輔商店	化粧品・小間物	同 旭通二丁目
富田與三郎商店	同	同 橋通一丁目
來代クニエ商店	化粧品	同 橋通一の三七
栗林藤本商店	化粧品・小間物	同 橋通一の五〇
宮崎化粧品小間物共販有限會社	化粧品・小間物	同 橋通一の五九
橋本銀三商店	化粧品・雜貨	同 橋通六の二八
宮崎縣クラブ特定品販賣株式會社	クラブ化粧品	同 橋通六の二八
マール武商店	化粧品・小間物	同 延岡市八幡町
小笠昌二商店	同	同 本町一
竹田良平商店	化粧品	同 都城市中町二丁目
鈴木松之助商店	化粧品	同 宮崎郡佐土原町四丁目
高原操商店	化粧品・小間物	同 西緒縣郡小林町

川崎洋行	小間物・和洋雜貨	同 臺北市京町一の二三
株式會社 神木洋行	化粧品・雜貨	同 京町二
臺灣クラブ特定品株式會社	クラブ化粧品	同 京町二〇の一
光起商行	化粧品・齒刷子	同 永樂町二の六
高進商行	化粧品・小間物	同 永樂町二の八
老文記	化粧品	同 永樂町三の三七
合名會社 許文記商行	化粧品・雜貨	同 永樂町四の六七
合名會社 德昌商行	和洋雜貨・化粧品	同 入船町一の一
合資會社 新恒德商行	化粧品・雜貨	同 入船町一の八
廣生堂藥舖	化粧品・藥品	同 榮町四の二九

阿波屋商行	同	築地町三の二
資生堂臺灣販賣株式會社	資生堂・化粧品・雜貨	同
合名會社 十一屋商店	化粧品	同
許泉昌商店	小間物・和洋雜貨	同
南和商工株式會社	和洋雜貨・化粧品	同
合名會社 宮内商店	和洋雜貨	同
福井屋商店	小間物・雜貨	同
李義興商店	小間物・雜貨	同
德利興商店	和洋雜貨・小間物	同
名裕魚會支店	小間物・化粧品	同
廣裕會支店	小間物・雜貨・化粧品	同
萬榮會支店	小間物・雜貨	同
萬發會支店	小間物・化粧品	同
丁水賴商店	雜貨	同
福智商店	和洋雜貨・化粧品	同
瑞興商店	化粧品・小間物	同
合資會社 太資洋行	同	同
永隆發本店	同	同
回生堂	藥種・化粧品	同
小野商店化粧品部	化粧品・雜貨	同
新協源商行	雜貨・雜物	同
黃妙火商行	洋品・雜貨・小間物	同
合發商行	和洋雜貨	同
聯發商行	小間物・雜貨・化粧品	同
和利商行	小間物・化粧品	同
山一商行	小間物・化粧品・雜貨	同

芳益商店	化粧品	同
成發商店	同	同
タンゴドラン臺灣合名會社	同	同
同	同	同
株式會社 新井藥房	化粧品・賣藥	同
廣興商店	化粧品	同
宋祥九商店	雜貨	同
京仁クラブ特定品販賣株式會社	クラブ化粧品	同
夏川富雄商店	化粧品・小間物	同
株式會社 梓屋	化粧品・齒磨	同
資生堂京城販賣株式會社	化粧品・雜貨	同
藤川邦三商店	化粧品・洋品雜貨	同
壽美屋	小間物・雜貨	同
株式會社 日ノ丸商事	同	同
三田村貢商店	化粧品・雜貨	同
株式會社 和信商事	化粧品	同
資生堂釜山販賣株式會社	同	同
南方新商店	同	同
玉植商店	化粧品・雜貨	同
合資會社 大黑南海堂	化粧品・賣藥	同
釜山化粧品合資會社	化粧品・雜貨	同
山大會社	化粧品・小間物	同
株式會社 明治屋	同	同
山大會社	同	同
株式會社 明治屋	同	同
森野源之助商店	同	同

大連

資生堂大連販賣株式會社	資生堂・化粧品・雜貨	大連市榮町二
華昌公司	化粧品	同
今中洋行	小間物・化粧品	同
夏川支店	同	同

森德商店	同	新義州眞砂町五
新興德商店	化粧品・雜貨	同
新北化粧品會社	化粧品	同
新興支店	小間物・雜貨	同
新安クラブ化粧品販賣株式會社	クラブ化粧品	同
清水小間物店	小間物	同
廣田本店	化粧品・雜貨	同
夏川分店	化粧品・小間物	同
夏川分店	同	同
小田村正忠商店	小間物・雜貨	同
南方支店	雜貨	同
大崎支店	小間物	同
須崎武一商店	小間物・化粧品	同
山大會社 青木甚四郎	同	同
村田商店	小間物・化粧品	同
村田商店	同	同
松岡商店	化粧品・雜貨	同
山大會社 乙次郎	化粧品・小間物	同
前田商店	同	同
南方利夫商店	小間物	同
山大會社 久保田藤次郎	化粧品・小間物	同

滿洲

大陽堂藥房	藥種・賣藥・化粧品	同
梅田婦人洋品店	小間物・婦人用品	同
大信藥房	化粧品・雜貨	同
東洋藥房	藥種・化粧品	同
滿泰洋行	化粧品・小間物	同
平泰洋行	化粧品・齒磨	同
資生堂新京販賣株式會社	資生堂化粧品・雜貨	同
丸美屋	小間物・化粧品	同
香丁藥房	小間物・雜貨	同
廣濟堂藥房	藥種・化粧品	同
合資會社 久保洋行	化粧品	同

關東

宮竹清介商店	藥種・賣藥・化粧品	同
萬代號	化粧品・雜貨	同

結井本店	同	同
合資會社 大連洋行	化粧品	同
有磯洋行	化粧品・洋品	同
昭盛號	化粧品・雜貨・洋品	同
アイヌ藥局	化粧品・賣藥	同
寺島治三郎商店	化粧品・雜貨	同
福香商店	藥種・賣藥・化粧品	同
大連クラブ特定品販賣株式會社	クラブ化粧品	同

業界一覽

西尾洋行	雜貨・化粧品	同 小西門裡
扇利洋行	藥種・化粧品	同 小西門裡大街
寺田洋行	化粧品・雜貨	同 城內小西川裡
井上商會	雜貨・化粧品・卸	同 城內北川裡大街
井上商會	小間物・雜貨	同 春日町
株式會社 服部本店	同	同 奉天市江の島町
星野商會	小間物・雜貨	同 柳町
水川榮一商店	同	同 春日町
夏川奉天支店	同	同 江の島町八
すみれ屋	小間物・化粧品・雜貨	同 淀町十七
松尾泰昌堂	藥種・賣藥・化粧品	同 浪速通二三
前田德商會	化粧品・文具	同 浪速通三二
株式會社 熊野商會	化粧品	同 浪速通三二
西尾洋行	雜貨・化粧品	同 千代田通十六
株式會社 滿洲資生堂	賣藥・化粧品	同 大和區淀町一五號
滿洲クラブ化粧品株式會社	クラブ化粧品	同 大和區住吉町三
資生堂奉天販賣株式會社	賣藥・化粧品・雜貨	同 大和區宇治町十五號
夏川商會	小間物・雜貨	同 哈爾濱市地段街
中村房一商店	同	同 石頭道街
安齋昭和尚	藥種・化粧品	同 道地段街五二
泰昌堂藥房	同	同 傳家同正陽八道街
和信洋行	婦人小間物・化粧品・雜貨	同 埠頭區一面街七四
三宅洋行	和洋・雜貨・小間物	同 哈爾濱埠頭區中關拾四道街
資生堂哈爾濱販賣株式會社	賣藥・化粧品・雜貨	同 埠頭區透籠街十一
盛倉洋行	化粧品	同 埠頭區中央大街一四八
株式會社 松浦洋行	雜貨	同 埠頭區中央大街一四八

三八二

川勝本藥店	小間物・雜貨	同 安東市市場通り
一木藥行	藥品・化粧品	同 安東市市場通り八
富盛洋行	雜貨・化粧品	同 安東市財神廟八二
昭盛號	化粧品・雜貨	同 撫順西九條通五七
小松屋	小間物・雜貨	同 鞍山市北三家通
大奉洋行	同	同
平野天平號	化粧品・雜貨	同 鞍山北三條町二
森泰號雜貨部	和洋・雜貨	同 吉林市新開門街五六
中島商店龜井支店	洋和雜貨・化粧品	同 間島省龜井街
合名會社 裕奉號	化粧品	同 吉林市大馬路
東山堂藥房	賣藥・化粧品	同 本溪湖桃月町一九
資生堂齊哈爾販賣株式會社	賣藥・化粧品・雜貨	同 齊哈爾賢良胡同四號
松浦洋行支店昭和祥	和洋雜貨・化粧品	同 雷宗胡同
太平號	化粧品・雜貨	同 四平街南二條通五
資生堂圖們販賣株式會社	賣藥・化粧品・雜貨	同 圖們中秋街二四號三
丸福洋行	雜貨・化粧品	同 上海吳淞路二三七號
月昇堂大藥房	賣藥・化粧品	同 吳淞路二八〇
天壽堂藥房	藥種・賣藥・化粧品	同 同 三一八
晚香堂大藥房	藥種・化粧品	同 同 四四九
東亞大藥房	藥品・化粧品	同 同 北四川路四七六
仁濟藥房	同	同 同 九八八
丸新洋行	食料品・化粧品・雜貨	同 同 施高塔路五號
佐々木藥房	雜貨	同 同 施高塔路七號
白木實業公司化粧品部	化粧品・小間物	同 同 高塔路滋雲別業三一

南京

資生堂上海販賣株式會社	賣藥・化粧品・雜貨	同 崑山路一六號
東壽號	紙・雜物・小間物	同 崑山路一七二
上村洋行	化粧品・雜貨	同 吳淞路四二八の四三〇
木村洋行	化粧品	同 北滿寧路八四
上海購買組合	化粧品・雜貨	同 狄思威路八一二
廣光堂大藥房	賣藥・藥種・化粧品	同 文路二八一
東寶化粧品店	化粧品	同 南京太平路五號
重松藥房	化粧品・雜貨	同 太平路三號
玉田洋行	化粧品	同 太平路二五五號
多田洋行	同	同 太平路二五三號
東亞公司	同	同 中山路九二號
中山太陽堂出張所	クラブ化粧品	同 中山路興業里二六號
丸甲洋行	化粧品	同 中山東路五號
上海購買組合支店	賣藥・化粧品・雜貨	同 下關大馬路二號
資生堂南京配給所	賣藥・化粧品・雜貨	同 南京洪武路七四號
小林洋行	化粧品・雜貨	同 天津日本租界旭街一八の三
中裕洋行	化粧品・雜貨	同 旭街四〇の一
川勝洋行	小間物・雜貨	同 曙街
滿泰洋行天津支店	化粧品・雜物・雜貨	同 花園街七
大信號支店	同	同 河北大經路國善里二二號
資生堂天津販賣株式會社	賣藥・化粧品・雜貨	同 須摩街一六の三

漢口

資生堂漢口販賣株式會社	賣藥・化粧品・雜貨	同 漢口至善路一〇二號
齋藤光商店	小間物・雜貨	同 至善路二七三
東華大藥房	藥種・化粧品	同 北京東單大街一九一
榮仁公司	化粧品・雜貨	同 六區北長街九一
資生堂販賣株式會社北京配給所	賣藥・化粧品・雜貨	同 東城船板胡同四四
北京太信號支店	化粧品・雜貨	同 西長安街一一〇號
今中北京支店	小間物・化粧品	同 東城米市大街二六一
佐野洋行	洋品・雜貨・化粧品	同 東城崇文門大街八四
日丸商會	小間物・雜貨	同 王府井大街師府園
青島	青島市場三路	同 青島市場三路
太川商行	同	同 山東路一六二
香石洋行	同	同 山東路一六四
白石洋行	同	同 山東路一八四
赤尾洋行	同	同 益都路二八
金森洋行	同	同 膠州路一三六
石家莊	河北省石家莊共榮街	同 河北省石家莊共榮街
昌平公司	洋品・雜貨・化粧品	同 親善街勸業市場
大滿公司	洋品・雜貨・化粧品	同 親善街勸業市場

業界一覽

張家口

Table with 4 columns: 天和公司, 濟南, 林洋行, 大同. Includes details for 北道石鹼株式會社, 東北石鹼株式會社, 旭電化工業株式會社, etc.

荒物雜貨本舖

Table listing various companies such as 協同石鹼株式會社, 金原石鹼製造所, 共立化學工業株式會社, etc., with their respective addresses and products.

Table listing companies like 山田石鹼株式會社, 株式會社 柳屋商會, 吉村又作石鹼工場, etc., with their products and locations.

Table listing companies such as 大同油脂工業株式會社, 第一合同油脂有限公司, 中央石鹼製造有限公司, etc., with their products and locations.

クレンサー

合名會社 神崎商店	イキシクレンザイ	東京市日本橋區兩國三二
株式會社 チカラヤ	ニツボン固形クレ	同 同 本町四の九
平野油脂化學工業株式會社	練クレンザイ	同 芝區濱松町一の十一
鐘淵實業株式會社	キングクレ、粉末ク	同 下谷區竹町十二
鈴木三陽堂	カネボウクレンザ	同 品川區大井權現町三九
有限會社西尾製作所	カネヨクレンザイ	同 豊島區西巢鴨三の二六
スミダ化學工業合名會社	カメクレンザイ	同 瀧野川區瀧野川町八四
大日本油脂株式會社	クレンザイ	同 荒川區尾久町九の三五
株式會社 養生堂	クレンザイ・ホーム	同 向島區吾嬬町東一の二
ライオン油脂株式會社	クレンザイ・固形	同 向島市寺島町四の七〇
日の丸商會	クレンザイ	同 江戸川區平井三の三九
上原化學工業會	クレンザイ	同 千葉縣館山市北條八一四
御幸商會	温泉クレンザイ	同 長野縣諏訪市辨天町
サボテン商會	ローヤル	同 大阪府住吉區天下茶屋三六
マサツ石鹼製造所		同 天王寺勝山通二の五六
旭油化學研究所		同 西區島津町一
		同 大正區小林町一二四
		同 旭區放出町外島二、二七

洋蠟燭

カプト屋蠟燭店	カプト印	東京市豊島區西巢鴨一の三七
東京洋蠟燭製造所	松竹梅印	同 荒川區日暮里町六の五三
株式會社 田安商店	カネコ・堅印	同 麴町區麴町二の三
米岡本店		同 本郷區駒込神明町一二
山與商店		同 下谷區坂本町二の五
栗橋蠟燭店	照世界	同 四谷區新宿参の二一

懷爐灰

三共商會	スキー・キング	東京市中野區桃園町一四
寺尾屋本店	空の梅	同 神田區鍛冶町二の二
桃屋助商	桃太郎灰	同 芝區新橋六の二
碓積之助商	菊手灰	同 本所區向島一の八
渡邊輝藏	カタサン印	同 栃木市泉町
寺内商店	マルサン印	同 嘉右衛門町

蚊取線香

阿部長次	蛇の目印	同 萬町
日向代助	春日印	同 嘉右衛門町
橋本朝日堂	カプト灰	大阪府大正區泉尾上通三三
田中懷春堂	君が代	大阪府中河內郡加賀村新家
株式會社 日野三三	君が代	同 町一、二
株式會社 大谷商店	金城モダン灰	大阪府西成區千本通五の三四
楠友株式會社	楠	同 東區博勞町
兒玉兄弟商會	菊之友	同 旭區蒲生町二四〇
南海製炭所	三徳灰	同 和歌山縣海草郡大崎村
		同 徳山市下助任町

薰香

株式會社東京孔官堂	菊月香	東京市京橋區橫町二の五
有限會社東京線香製造所	菊手線香	同 同
碓積之助商	仁壽香	同 本所區向島一の八
伊藤清右衛門	かきり・環翠	大阪府南區心齋橋二の八
中造玉初堂	萬上香	同 東成區森町角
北勝堂香肆	關月香	同 北區老松町
石田慶賀堂	みかげ大寶香	同 東區泉町
孔田官商店	關月香	同 西區川區海老江町
大阪屋商店	みかげ大寶香	同 名古屋市西區傳馬町三丁目
津川安正堂	數島香	同 堺市熊野町本通
中田海榮堂	開運香	同 堺市車之町大通
花の商會	毎日香	同 車之町大通
北村主會	美島香	同 北半町西二
金登天昇堂	乃木のかほり	同 材木町西二
大塚蕙明堂	日露香	同 同
小山松榮堂	露帶香	同 北半町



大東亞に 雄飛する

資生堂製品

- 資生堂化粧品 香水
- ローション 頭髮香水
- 化粧水 クリー
- ム 白粉 頬紅
- 口 紅 眉墨 美爪料
- 香油 煉香油 洗顏料 洗髮料 其他
- 資生堂中煉齒磨
- 資生堂齒刷牙
- 資生堂銀座石鹼
- 資生堂せんたく石鹼
- 資生堂セントツクス
- 資生堂クリーナ
- 資生堂クレンザー
- 資生堂せんたく糊
- ベビーパウダー
- ス フ リ

東京小間物化粧品商報要覽

商報の歴史

明治二十八年六月二十一日、現東京小間物化粧品卸商同業組合の前身東京小間物卸商組合の機關新聞として、わが國最初の業界新聞たる「東京小間物商報」が創刊されました。それが現在の商報であります。明治三十六年「東京小間物化粧品商報」と改題、その發展は業界長足の進歩とともに驚く可き力強さを以て伸び、今や五十年の光輝ある歴史とともに業界機關新聞中の最高峰に立ち絶大な業界の信頼を把握して居ります。

商報の使命

わが商報は創刊以來號を重ねること既に二千を超え、草創時代には月二回の発行でありましたが、その翌年月三回に改め、更に大正三年には月四回に大正八年十一月から週刊に改め、毎週土曜日発行となつてをりました。用紙割當の削減により昭和十七年十二月から旬刊に改め、五日、十五日、二十五日の三回發行に改めると同時に純業界紙としての體形を整へ、常に業界の公器たるの使命及び職分を完ふすることに精進努力致して居ります。

商報の現勢

商報の頒布區域は、全日本、南洋、印度、事變前までは歐米等の海

外諸國に及び、その讀者層は内外の同業者を主として商工關係官公署、圖書館、會議所、實業團體、同業組合等々殆ど剩す處なく網羅して居ります。就中業界に於ける讀者層は、各地に於ける著名の化粧品、小間物店、荒物雜貨店、薬局、百貨店に及び、これ等の店頭には、わが商報の影を見ざる處なきまでに行き互つて居ります。現在の商報は八頁建を以てその體型として居ります。

商報の組織

わが商報は組合定款の定むる處に隨ひ、その機關新聞としての使命を行ふ爲めに設立せられたものでありまして、昭和十五年その組織を改めて組合商報部に事業の一切を移譲の上組合役員中から發行委員を選び、商報經營の首脳部として大小の職務に參與して居ります。現在役員及職員如左

發行委員長	板倉安兵衛	平尾 賢平	鈴木 新吉
委員	三輪善兵衛	宮本 庄七	中山 豊三
	森原 啓造	田中吉兵衛	安藤福太郎
	小林富次郎	天野 源七	長瀬 富郎
理事	日南田慶富	水井 力造	田作 愛子
	平林 實	藤本 基義	井澤 久子
	藤田健之助	宮 信一	品田 久子
	加藤喜三郎	廣川 愛子	高梨 エイ
	大塚 保		
	小松 久二		
編輯部	加藤 清二	川崎 啓三	水原 啓造

商報部	内田武次郎	伊藤 重男	小川 澄明
	川崎三郎	青山 繁雄	
	鶴見 榮治	山室 修正	
會計部	藤崎 滿治	小川 清	上田 亨吉
	石合由太郎	内藤 雅	植田 香江
	吉田廣一郎	山田 秀雄	後藤 宥
化粧工組部	小川台之助	足立六三郎	黒沼 喜吉
	荒井 京市	加藤 亮	野崎厚之助
應召中	高橋 龍松		

東京小間物化粧品商報案内	東京小間物化粧品卸商同業組合機關	組合發行、年鑑の出版及び一切の附帶事業
使命	商報發行、年鑑の出版及び一切の附帶事業	
事業	商報發行、年鑑の出版及び一切の附帶事業	
創刊	明治二十八年六月二十一日	
所在地	東京市日本橋區馬喰町三ノ三	
電話	浪花 (67) 二七五番・二七三番	
振替口座	東京一八五一七番	
發行委員	發行委員長板倉安兵衛 (以下十七名)	
主幹	日南田慶富	
社員	現在社員四十餘名	
發行日	毎月三回五日	
購讀料	一年分前金郵税とも二回二十五錢、送金は報寄りの郵便局で振替口座東京一八五一七番へお拂ひ込みになるのが一番便利であります。	
業界年鑑	毎年一回春季發行	
廣告	料金表はお申越次第進呈致します。	

御仕入は
共同責任を

以て

御用命に

應ずる

弊店等へ……



東京市日本橋區横山町六番地角
森本大
電話 浪花(67) 〇二九〇番
振替東京 六六六七番

東京市日本橋區横山町六番地角
森本大
電話 浪花(67) 〇二九〇番
振替東京 六六六七番

大阪市東區玉造町
森本大阪出張所

東京市日本橋區横山町七番地
森本大
電話 浪花(67) 三二〇〇番(呼)
振替東京 四七五九九番

小問物
服飾物
雜品
貨物

東京市日本橋區横山町七番地
森本大
電話 浪花(67) 三二〇〇番(呼)
振替東京 四七五九九番

東京市日本橋區横山町七番地
問屋 一堤 商店
電話 浪花(67) 五〇八三番
振替東京 一〇七九八番

東京市日本橋區横山町六番地
各種帽子問屋 合池田商店
龍虎印帽子發賣元
電話 浪花(67) 三六二二番
振替東京 六四六二八番

東京市淺草區藏前二丁目十三番地
伊藤齊商店
電話 浪花(67) 四一三九番
振替東京 一四八九九九番

東京市日本橋區横山町七番地
川口義朗商店
電話 浪花(67) 三二〇〇番(呼)
振替東京 四七五九九番

海王印
ズボン、作業服
運動服其他品
綿布加工品

東京市日本橋區横山町七番地
川口義朗商店
電話 浪花(67) 三二〇〇番(呼)
振替東京 四七五九九番

國產化粧品の
麗朗の源泉
香料

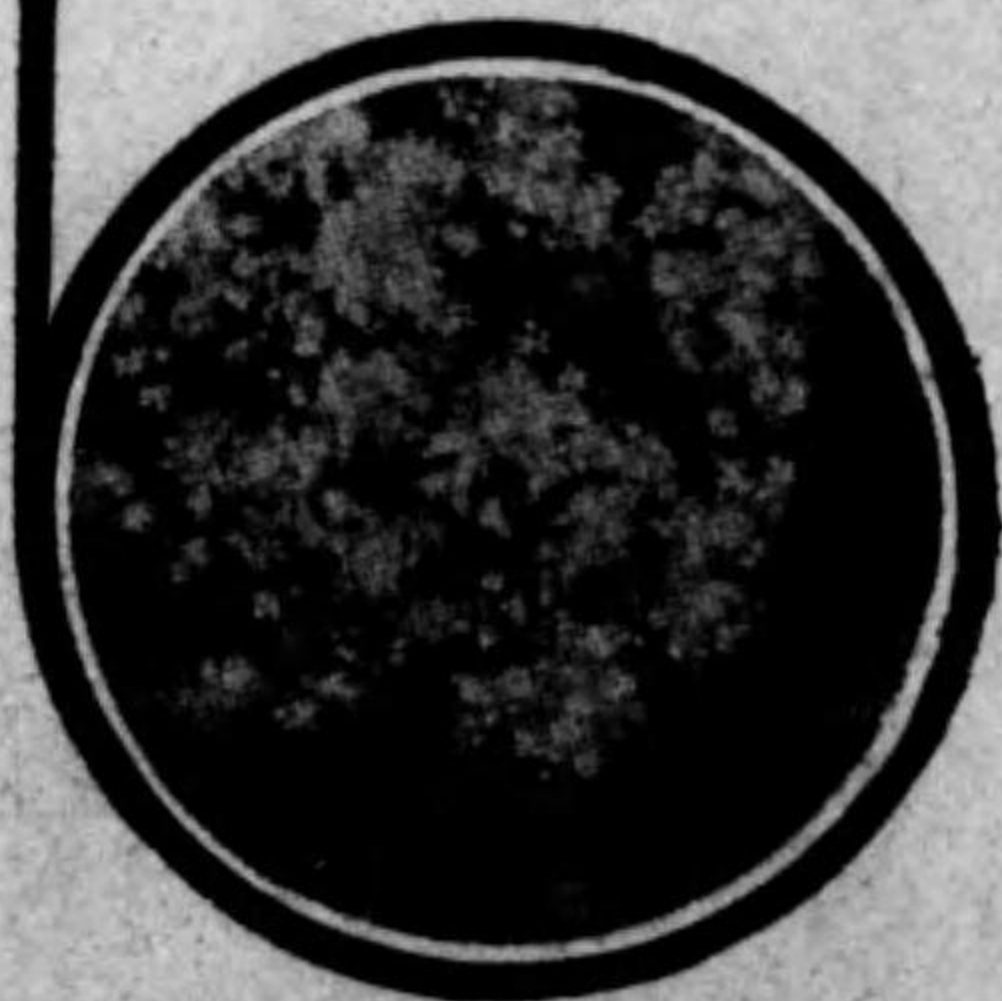


RY



塩野化工株式會社

大阪市東區道修町三丁目
電話 北濱 (23) 3031・3032・1683
東京市芝區田村町鳥羽ビル
工場 大阪市東淀川區新高北通三丁目
電話 北 (30) 2395
臺灣工場 臺灣新竹州竹東街上公館
四國工場 愛媛縣西宇和郡川之石町



標商 MS 錄登

香 料

曾田香料株式會社

本 社
出 張 所
工 場
傍 系

東京市日本橋區本町四丁目
電話茅場町(66)六四二四・六四二五番
振替東京二九九六五番
大阪市南區安堂寺橋通一丁目
電話船場(88)三六八五番
振替大阪六三七六一番
臺北市兒玉町四ノ五

札幌市外琴似村一三二番地
電話札幌五三三六番地
青森市沖館字篠田二六六番地
電話青森三三六二五番地
臺灣會田香料有限公司
東京市日本橋區本町四丁目
電話臺北新莊郡鶯州庄三丁目
電話臺北二六六八八番地
富士果糖工業有限公司
東京市日本橋區本町四丁目
電話靜岡縣由比一〇六番地

名香

姉妹品

敷島香

松葉香

東京 敷島會
本舖 津川安正堂

タマゴシャンプー

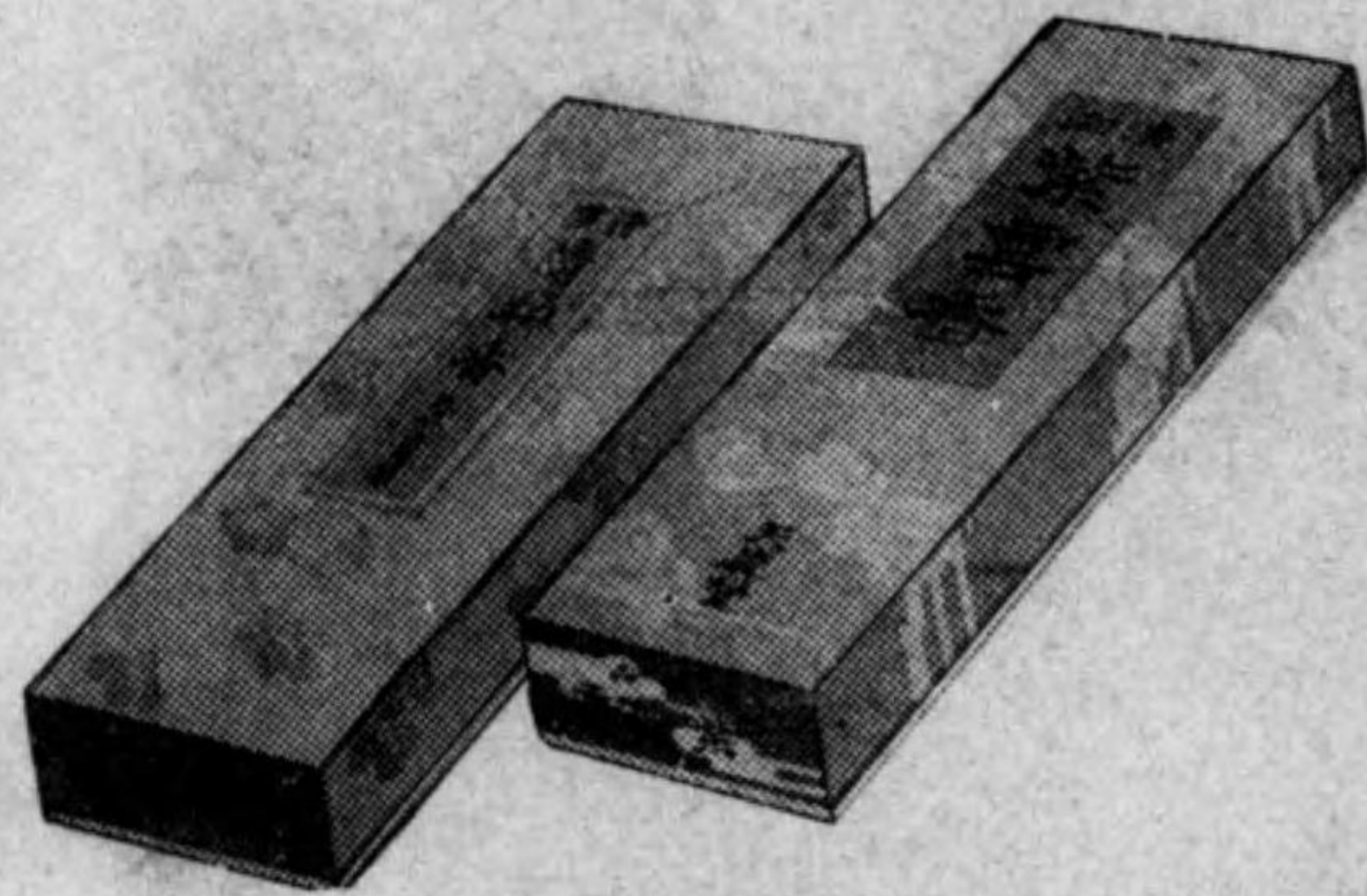


葉効 タマゴ洗粉

園香美社 東京・名古屋・大阪

清和

香雲紫



香和清

東京市日本橋區小網町

駒木銀三郎商店

電話茅場町一六〇四・一六〇五番
振替口座東京一〇七二九番

香品高く匂ふ 孔官堂の名品



本 舗

大阪
東京

孔 官 堂

大阪

大阪市西淀川区海老江上二丁目七〇
電話福島(45) 133・2572
7463・7464

東京

東京市京橋區横町二丁目五番地
電話京橋(56) 0062

純國産

お髪の馬に番よん！
ほたん園
髪あらいい粉



盛澤 旺潤 産給 主配

本舗 藤井ばたん園
東京 深川 四ツ目
電話 本所 三三六五二
支店 東京 五三七一八

特製銘香

銘香

日陽香

中寸線香

勤皇香

短寸線香

六大洲



勤皇香「日待ち雲」

東京 明堂
堺市材木町西二丁目
電話 堺 五二五番

水毛養オン

これこそ日本人の體質に最も合致せる、東洋三千年の昔から傳はる皇漢秘薬の養毛水。断然、群を抜くその薬効。



多量に含まれた、皇漢薬が整髪とともに毛根に滲透して、若禿、抜毛を防ぎ、フケ、カユミを去る特殊整髪料。



水毛養オン本舗

東京市本所区千歳町三ノ二
電話本所(73)二四七六
振替東京三〇五九六

トーホー

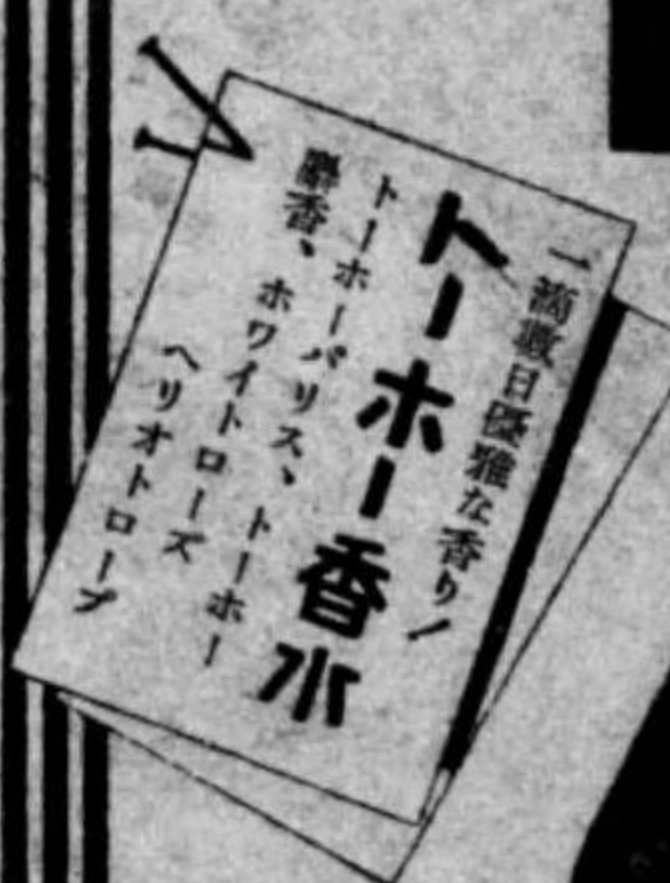
美白力と薬効作用の素晴らしい

東寶洗顔クリーム

美容に皮膚衛生に威力を発揮するトーホー洗顔クリームを殿方のヒゲ剃にも高級石鹸の代りにも御試し下さい。色を白くし、ニキビ、吹出ものシミ、小ジワ、油顔を解消して真珠の様なお肌を保ち、明朗健康な若肌を創ります。

賣薬部分品

全国有名化粧品店・薬店
デパートに有り



トーホー香水本舗

東寶薬学研究所
東京市麻布区八丁二
振替東京四九五〇番

トーホー

會

<p>金属製輸出向石輪容器 化粧品容器 シェットケース セルロイド製石輪容器 化粧品容器 湯桶洗面器</p> <p>井上小四郎商店 東京市浅草區淺草橋一ノ八 電話浅草(84)四〇七七 振替東京一七九七二</p>	<p>金属製輸出向 化粧品容器輸出向 雜貨製造</p> <p>井上商店製作所 東京市本所區千歳町三ノ二 電話本所(73)〇七二九</p>	<p>井上小四郎商店 ノート部支配人</p> <p>櫻本米吉 東京市浅草區 淺草橋一ノ五</p>	<p>井上小四郎商店 販賣課長</p> <p>井上捨吉 東京市 間川 祇市</p>	<p>見陽商會 高級化粧品 化粧用銀貨 製造卸</p> <p>村上幾太郎商店 東京市神田區東神田一八 電話浪花(67)二五一九</p>	<p>一般文具卸商 お子株商會</p> <p>岡田福二郎商店 東京市浅草區淺草橋二ノ二九 電話浅草(84)五三八四 振替東京一五六八三</p>	<p>文具事務用品 紙製品一般製造卸</p> <p>山崎弘商店 東京市浅草區淺草橋三ノ二 電話浅草(84)六六一二 振替東京三〇五六二</p>
<p>ト、學習帳・便箋 封筒・洋手帳・紙工品 小學・風船・當選印紙工品發賣元</p> <p>井上小四郎商店 東京市浅草區淺草橋一ノ八 電話浅草(84)四五四六</p>	<p>文房具事務用品 字消ゴム クレヨン鉛筆 一般文具卸商</p> <p>堀江藤一商店 東京市日本橋區馬喰町 電話浪花(67)四ノ一三 振替東京二七〇三</p>	<p>日紅 緞緞 引帶製造 ミックス紅本舗 クワイア本舗</p> <p>米山清七商店 東京市本所區千歳町三ノ二 電話本所(73)三三〇七 振替東京八二二五四</p>	<p>向鬚子頭髪鬚子 製鬚子 化粧品雜貨卸商 キンロー商鬚子本舗</p> <p>桑畑直吉商店 大阪市東區北久寶寺町一ノ四 電話船場二五八三(呼)</p>	<p>井上小四郎商店 セルロイド製品製作部</p> <p>宮畑力松 東京市本所區千歳町三ノ二 電話本所(73)二四七六</p>	<p>井上小四郎商店 販賣課長</p> <p>井上商店製作所 工場長 鹽崎又治郎 東京市本所區千歳町三ノ二 電話本所(73)〇七二九</p>	<p>セルロイド文具 製品各種製造</p> <p>竹中得四郎商店 東京市浅草區 菊屋橋二ノ一ノ三</p>

サビナイ双

ニタニ。安全剃刀替刃

獨特の技術を誇る

切味保証付

日産安全剃刀替刃製作所

営業部 東京市本所區千歳町一ノ十二

米山清七商店

電話本所(73)三三〇七番

振替口座東京八二二五四番

工場 千葉縣野田町清水二七

ローヤル化粧料

知性に輝く、簡素美には

佐々木の良心と技術の

製品を御愛用下さい。



目下一席銀・橋本・京東
社會式株品粧化ルヤ一ロ
店商木々佐んきふやつ
二七四〇九 橋本・電話

巴里院眉すみ

赤毛染
赤毛染

君の代

コ
ミ
ニ
ス
ニ
ア
ン
ト

銃後女性の
若々しい明眸を創る

東京本舖
巴里院

東京市浅草區藏前一丁目三番地

本舖 山吉商店

電話 浅草(84) 二八八二番

振替口座東京一九三七二番

競馬千の

國產隨一の經濟的整髮料

携帶至便
洗髮容易
粘度快適
芳香優雅

東京・大阪 小倉商店



各種化粧品問屋
越前屋

松浦嘉七商店
東京市淺草區山谷二ノ五
電話淺草(84)一三二八番
振替東京一〇三三六一番

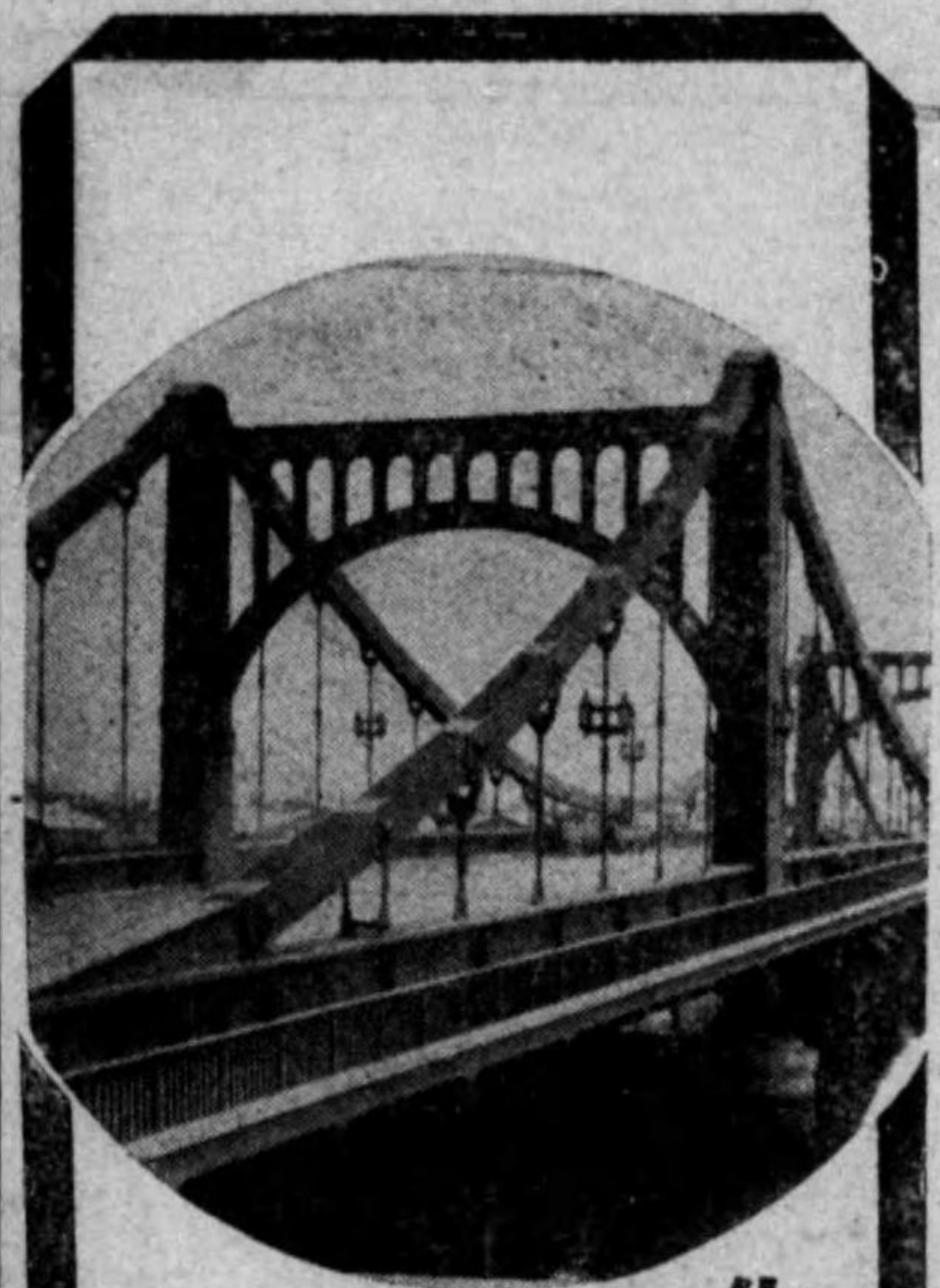
各種化粧品問屋
尾張屋

石川善三郎商店
東京市淺草區雷門一ノ六
電話淺草(84)一五六四番
振替東京一〇三二八番

化粧品石鹼齒磨雜貨問屋

合資 勝田盛眞堂

東京市日本橋區橫山町七番地一
電話浪花(7)〇〇四二番



化粧品 雜貨問屋

冬の女王
キヨス
薬草入 懷爐灰
發賣元



陸軍御用達
有限會社
川野立志堂

東京市深川區清澄町一丁目
電話本所(73)一四六七番

請 登 録 商 標 合

本つけ櫛・すき櫛
セルロイド櫛
セルロイド容器
櫛
刷子

ひしや櫛製造發賣元
大阪市東區南久宝寺町貳丁目
ひしや要 弥三郎本店
電話船場二一三番
振替大阪千百十二番

化粧品・齒刷子
化粧用雜貨 卸商
大洋堂

大内重雄商店
東京市本所區東兩國一ノ一四
電話本所(73)三二九三番

意匠新
最廉價引受
既ペーパー・紙器
ポスター・封紙紙等
何業用も常に
三萬余種有御利用を乞ふ

浮出ミール印刷は概代無料

レベール印刷
山田進
東京浅草區
一丁目八番地
電話淺草〇六六〇番

純粋粉ふのり
エレガン
ふのり入植物性
エレガン高級髮洗粉
◎本品は植物質を主原料とし
て絕對に土や石鹼分を含有
せず、ニキビ・日やけ・
剃刀まげ、ハタケ等
の豫防となりお
肌が一番よい
洗粉。

製造發賣元
西澤商會
東京市城東區北砂町三ノ一五五
振替口座東京三九九七九番

小間物頭飾品製造卸

若松屋東京支店
東京市日本橋區横山町七ノ一
電話浪花(67)二八三五番
振替東京八五九九番

切れ味で買れる

又替安

齒刷子雜貨 卸
各種安全替又

見陽商事株式會社
東京市神田區東神田十八
電話浪花(7)二五一九番

總代理店
東京市青山南町五丁目

三勇商店
株式會社
電話青山(3)一九七番
工場 荏原六八〇一
振替東京六一二四七番

元 歳 下
結 元 歳 下
本 結 元 歳 下
屋 間 貨 雜 各 類

サシクレンザ

不思議な効力

◇ニューム、ガラス類はどんな
よごれでも簡単にふき取れ
て固形等の品の四倍もお
徳用です。

十六錢

東京市神田區東神田十八
電話浪花(7)二五一九番

サシクレンザ

不思議な効力

◇ニューム、ガラス類はどんな
よごれでも簡単にふき取れ
て固形等の品の四倍もお
徳用です。

十六錢

東京市神田區東神田十八
電話浪花(7)二五一九番

小間物頭飾品製造卸

若松屋東京支店
東京市日本橋區横山町七ノ一
電話浪花(67)二八三五番
振替東京八五九九番

サシクレンザ

不思議な効力

◇ニューム、ガラス類はどんな
よごれでも簡単にふき取れ
て固形等の品の四倍もお
徳用です。

十六錢

東京市神田區東神田十八
電話浪花(7)二五一九番

火災に予告を存心



日本火災海上保險株式會社

東京市日本橋區通り二丁目四番地

電話日本橋 (24) 三三九二—八四番



東京火災海上保險株式會社

東京市麹町區大手町一丁目六番地

電話丸ノ内 (23) 四一三〇—九五番



大正海上火災保險株式會社

東京市麹町區丸ノ内二丁目十六番地(明治生命館)

電話丸ノ内 (23) 四三二一—八番



明治火災海上保險株式會社

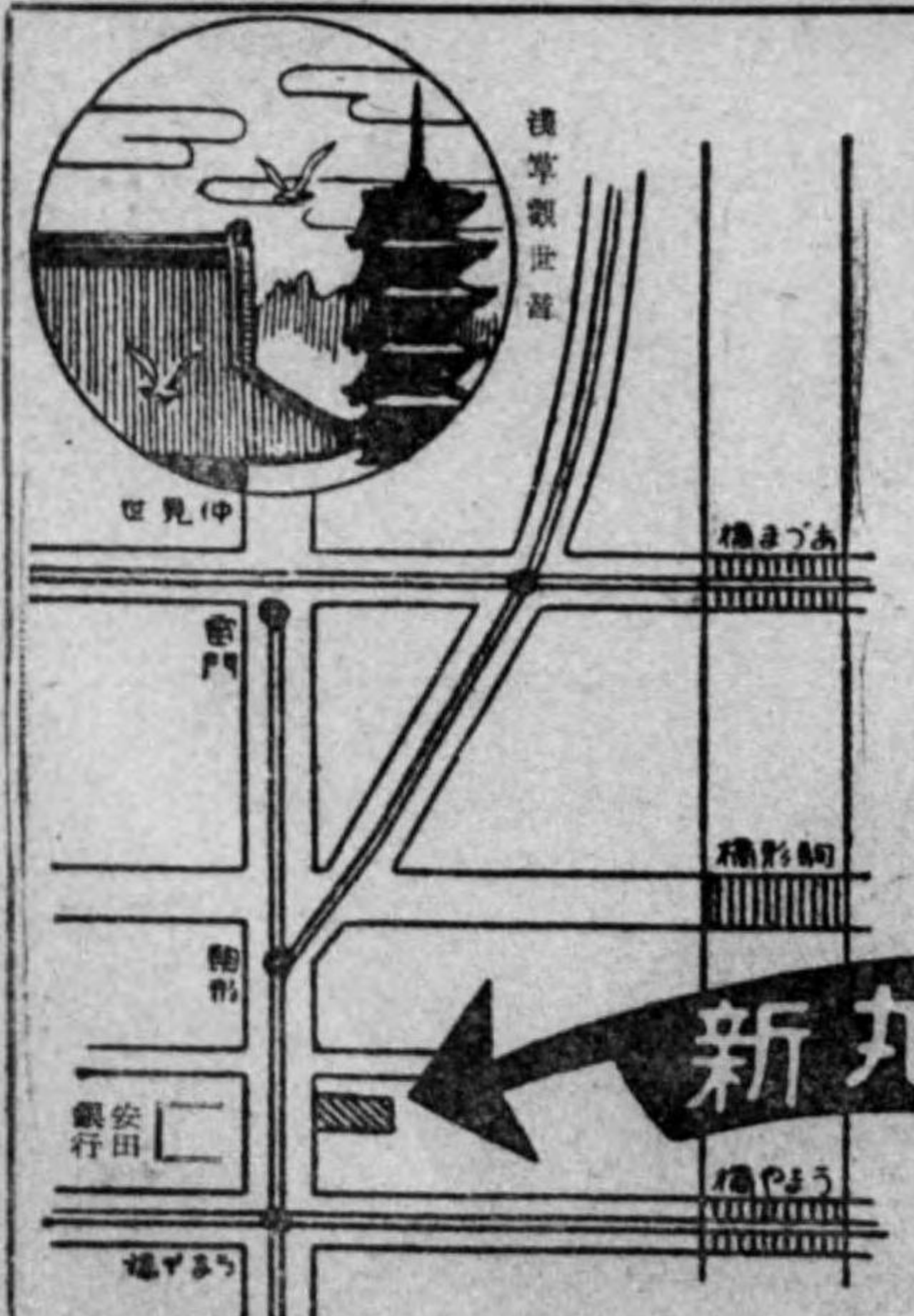
東京市麹町區丸ノ内一丁目六番地

電話丸ノ内 (23) 二二二一—八番

日産火災海上保險



本舖 松本 竹商 店
大阪 市西區南堀江 通
東京 市東區橋本一ノ八



小間物・頭飾・雜貨・帶留・頭飾品
丸文粉末インキ東京營業所
合名會社
代表者 中川敏二
東京市淺草區駒形一ノ六
電話淺草(84)二八五四番
振替東京三九六五二番
取引銀行安田銀行淺草支店
經由御註文願上候

丸新東京店

代表者 中川敏二

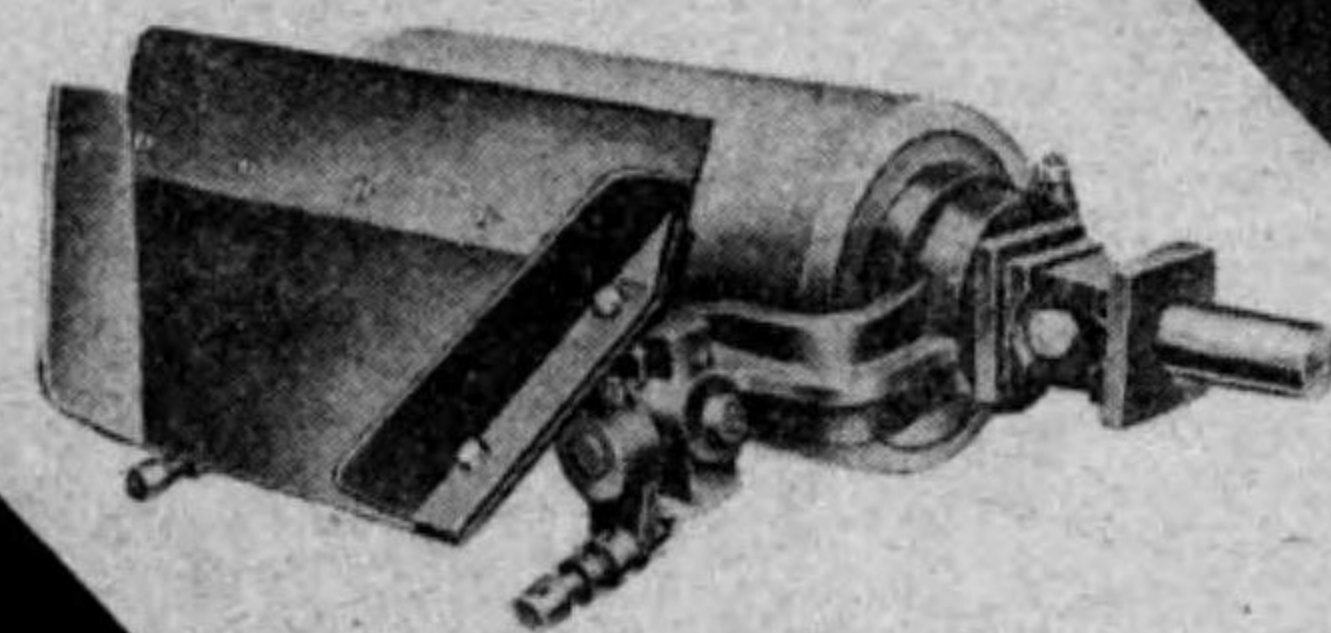
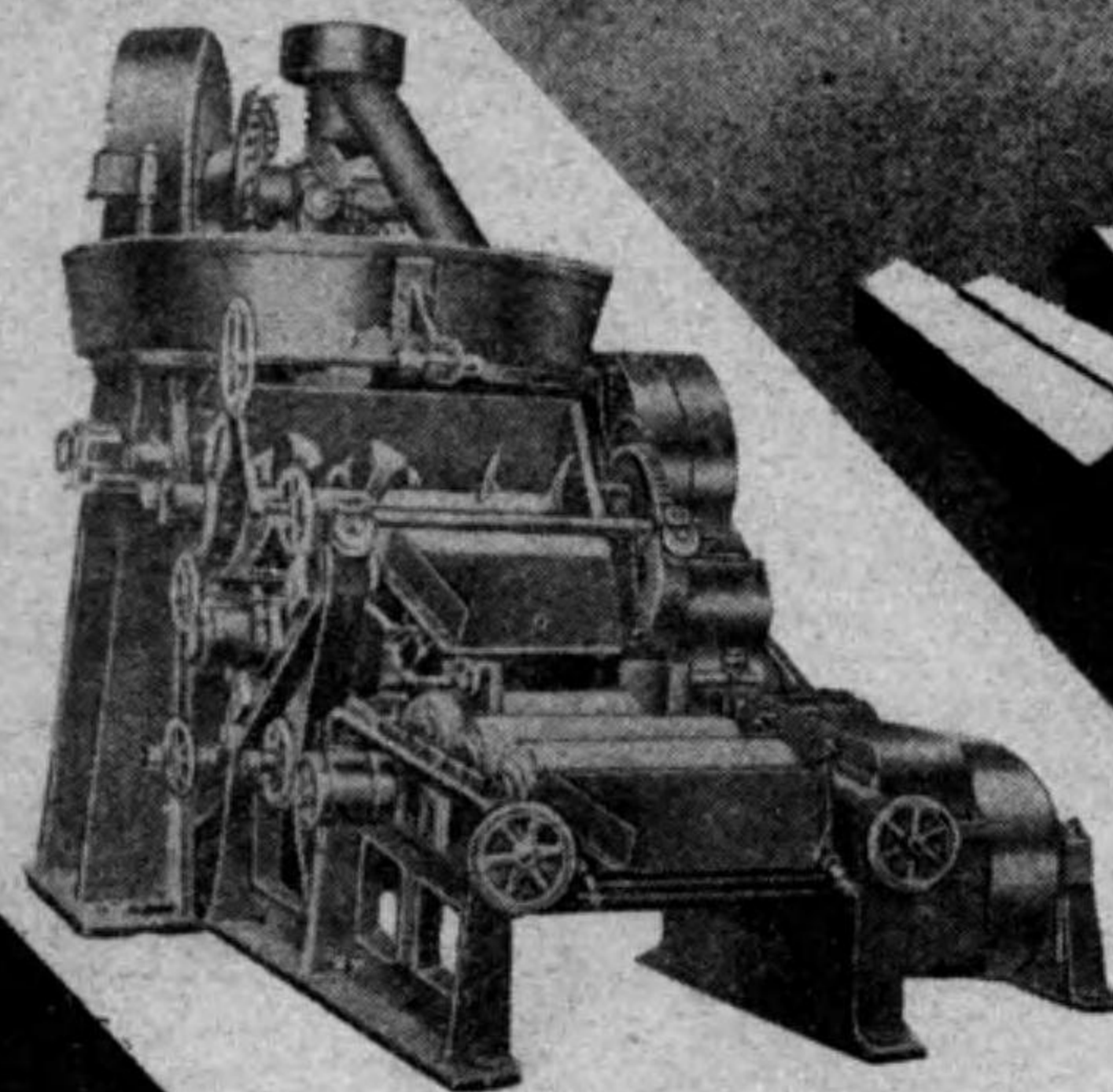
東京市淺草區駒形一ノ六

電話淺草(84)二八五四番

振替東京三九六五二番

取引銀行安田銀行淺草支店

化粧品製造機械



石材鋼鐵及チルド磁器製
煉合ロール

化粧品製造機械専門製作
日本薬業機械合資会社

東京市本所區龜澤町三ノ二五
工場 江戸川區東小松川三ノ三五九一
電話 墨田 79 三六五〇・墨田 74 五五〇七
本所 79 二二四一・江戸川一八七番

昭和十八年三月二十五日印刷
昭和十八年三月三十日發行

【定價金貳圓】

不許
複製

編輯兼
發行者 日南田慶富
東京市日本橋區馬喰町三丁目三番地

印刷者 古川一郎
東京市小石川區久堅町百八番地

發行所 東京市日本橋區馬喰町三丁目三番地
〔出文書承認了四〇一〇五三號・五〇〇〇部〕

東京小問物卸商同業組合
化粧品部
電話 浪花一七二、一七〇九、一七二二番
振替 口座東京一八五、一七二番

行印社會式株刷印同共

マルマン

香水香油



今評判の
髪あぶら...

製造本舗
藤油
大森藤太郎商店

東京市本所區東兩國一ノ一
電話本所(73)五三七九番

液乳^シナテウ



合配C^ンミタビ

★ 新らしい理
想的乳状
クリーム

ユニスコールドクリ
ムは優れた滲透力のあ
る栄養クリームです
ら、ごく少量を以て素
晴しい効果を發揮し、
つねに皮膚に弾力を與
へ、小皺タルミ等の原
因を豫防して弾力のあ
る若肌を養ひます。



滲透力の優
れたクリーム

ム-リク^スニユ

ナテウ
品製

ム-リク^{バニシ}ナテウ

明るい美と健康を
創る優秀品……

★ウテナバニシングクリームは、無脂肪純質の整肌
用クリームですから、獨特の美肌作用で皮膚の分
泌機能を旺んにし、新陳代謝を促がしてお肌を健
康に調整しキメを細かく養ひ肌アレの原因を防ぎ
ます。日常生活には缺かす事の出来ない理想的な
クリームとして斯界に誇る所以であります……



ウテナ化粧品本舗
株式会社 久保政吉商店

露光量違いの為重複撮影

液乳^{ニシ}ナテウ



合配^{ニシ}ンミタビ

新しい理
想的乳状
クリーム

★ ウテナビニシ^{ニシ}乳液は、皮膚の美白作用に優れた効果をもつビタミンCと本研究所獨特の栄養剤を配合し、優れた乳化剤の使用に依つて精製した、乳化の完全な吸収度の高い新しく優秀な乳状クリームです。

浸透力の優
れたクリーム



ユニスコールドクリームは優れた浸透力のある栄養クリームですから、ごく少量を以て素晴らしい効果を發揮し、つねに皮膚に弾力を與へ、小皺タルミ等の原因を豫防して弾力のある若肌を養ひます。

ム-リク^{ニシ}スニユ

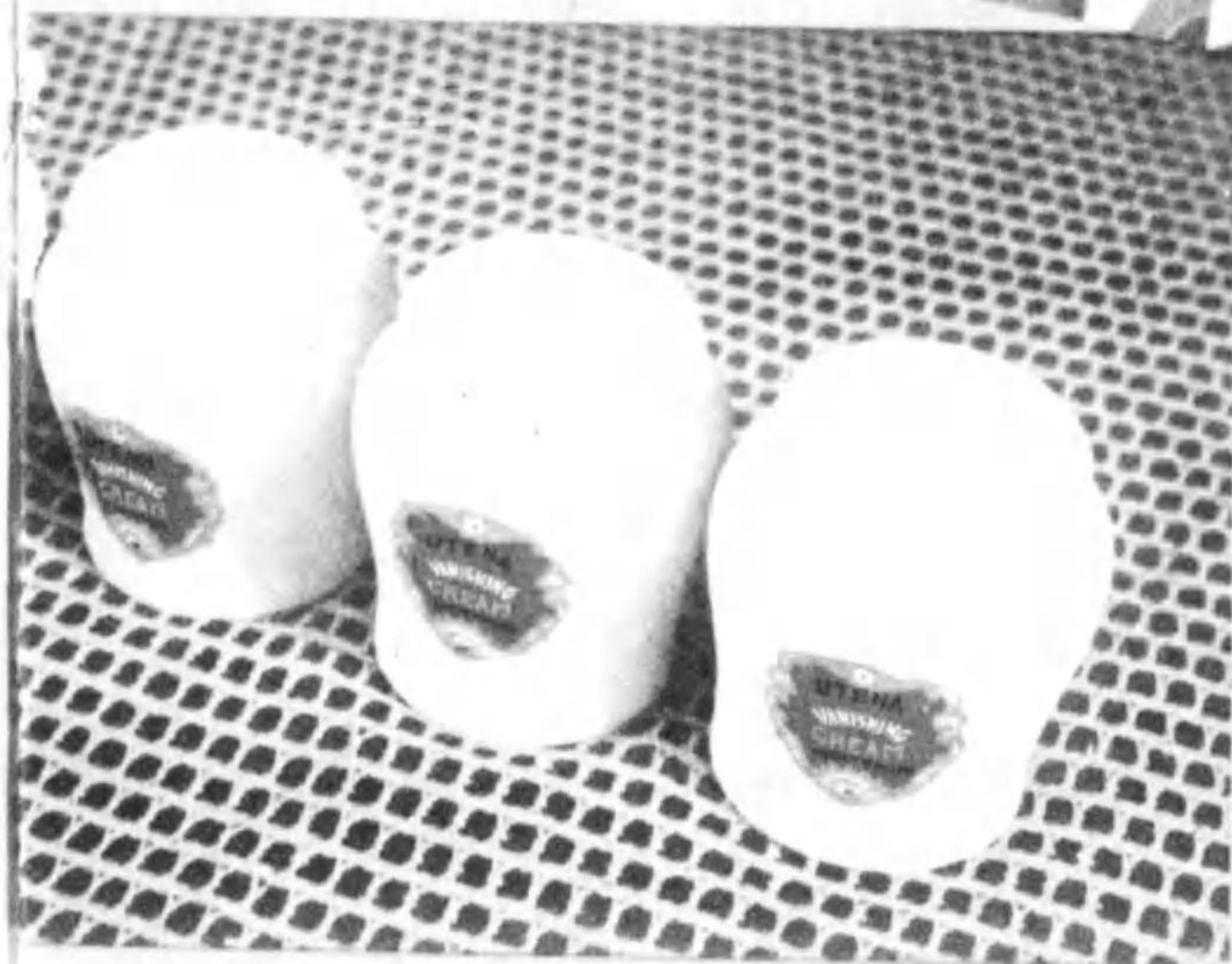
ナテウ
品製

ム-リク^{ニシ}ナテウ

明るい美と健康を
創る優秀品……



ウテナバニシングクリームは、無脂肪純質の整肌用クリームですから、獨特の美肌作用で皮膚の分泌機能を旺んにし、新陳代謝を促がしてお肌を健康に調整しキメを細かく養ひ肌アレの原因を防ぎます。日常生活には缺かす事の出来ない理想的なクリームとして斯界に誇る所以であります……

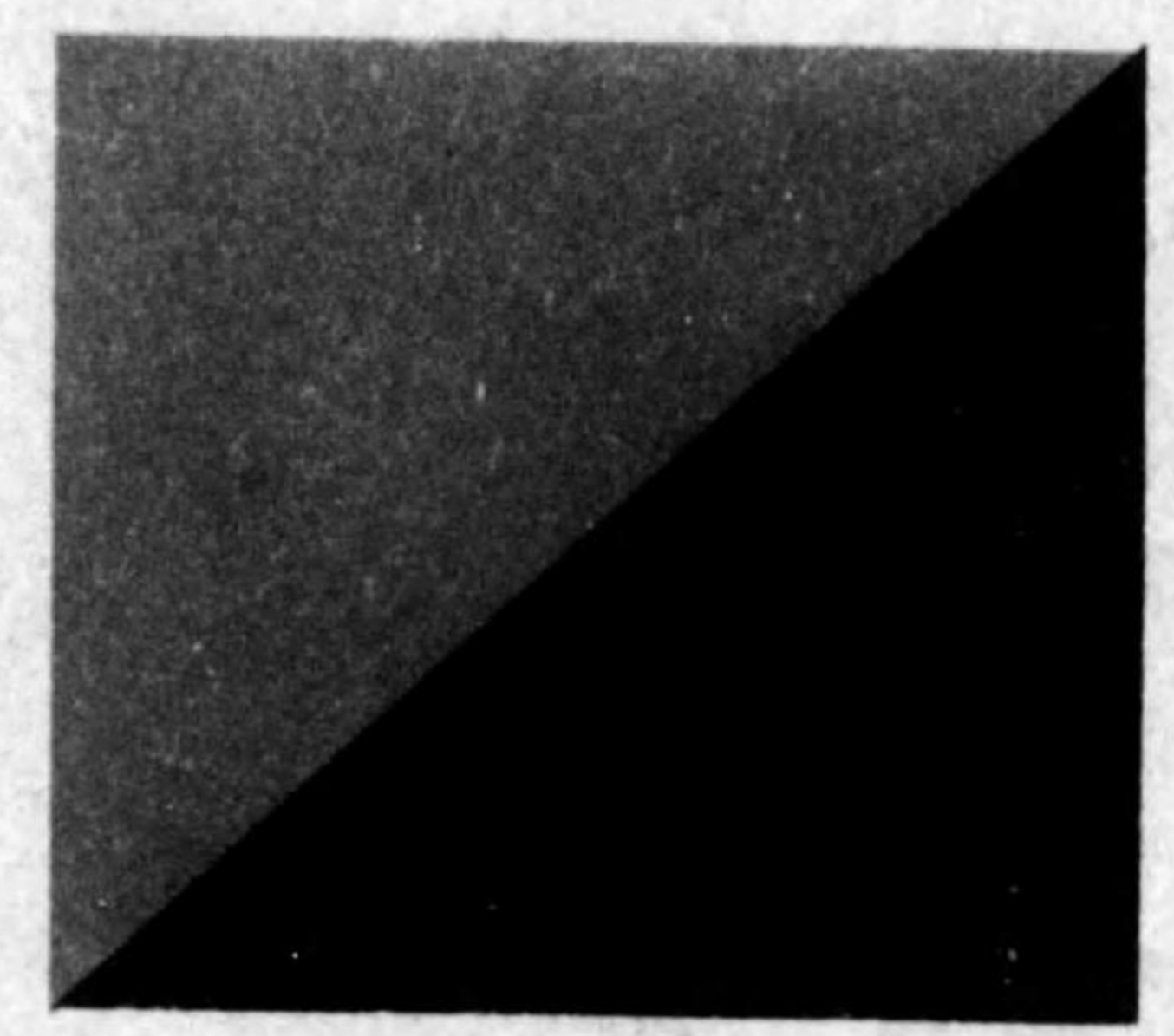


ウテナ化粧品本舗
株式会社 久保政吉商店

トエZF
-1

りもまの肌お

ムーレクターレ



料肌整白乳

ドーフトーレ

店商平賛尾平 社會式株 舗本料粧化トーレ

終